昭和四年二月

三重縣社會事業概要

三重縣社會課

三重縣社會事業概要

535-21

凡例

一、本概要は昨年四月刊行せる、三重縣社會事業概要の第二版として、最近の情況に基き縣下社會事業の概要を增補蒐錄したものである。

二、編輯の方法は事業別に順を追ひ先づ我が國社會事業の一斑を記述し、次に本縣の實際狀況を明かにし、最後に附錄として、本縣社會課職員、同管掌事務及關係法規を蒐錄した。

三、各事業の記述は先づ其の事業に關する一般概念を摑み得る樣、其の事業の趣旨及沿革の大要を述べ、次に現況を略說し且つ將來の歸趨をも考察し、併記した。

四、融和事業に關しては別に「本縣融和事業概要」なるものを印行せるため本篇中より省くことにした。

五、編輯の日時を取急いだ爲め、嚴密な校閱を加へる事の出來なかつた事を遺憾とする、從つて各事業の記述に精粗、繁簡の點があるを免れない。是等は總て次回編輯の際に於て訂正を加へたいと思ふ。

昭和四年二月

三重縣學務部社會課

三重縣社會事業概要目次

第一章　總　說……一

第一節　皇室と社會事業……三

第二節　我が國社會事業の發生的考察と將來の趨向……五

第一項　近代迄の社會事業に對する一瞥……五

第二項　現代社會事業の發達經路……七

第三項　現代社會事業の特質と將來の傾向……九

第三節　本縣社會事業發達の經路と將來の方向……一一

第二章　社會事業の統制竝助成……一四

第一節　社會事業に關する行政機關……一四

第一項　中央に於ける行政機關……一四

第二項　本縣に於ける行政機關……一四

第二節　聯絡統一機關……一六

第一項　中央社會事業協會……一六

第二項　三重縣社會事業協會……一六
第三節　社會事業の奬勵助成……一七
第一項　恩賜奬勵助成……一七
第二項　中央行政廳の奬勵助成……一八
第三項　法人の奬勵助成……一九
第四項　本縣の奬勵助成……一九
第三章　社會事業に關する諸施設……二〇
第一節　救護施設……二〇
第一項　概　說……二一
第二項　窮民救護……二一
一、恤救規則其の他公費救助の大要と救護の實績……二一
1、國費救助　2、縣費救助　3、救助の實績……二二
二、行旅病人及同死亡人取扱法の大要と其の實績……二二
1、現行制度　2、取扱の實績……二二
三、院內救護竝院外救護の大要と其の實績……二三
附、三重養老院の概況……二三
第三項　災害救助……二五
一、福災救助法と救助の實際……二七
二、水難救護法と救助の實際……二九
附、帝國水難救濟會三重支部の活動……三〇
第四項　軍事保護……三二
一、軍事救護法の大要と救護の實績……三三
二、廢兵院法の大要と扶助の實績……三三
三、軍事援護事業と其の實績……三五
附、軍人援護資金の運用と愛國婦人會三重支部の活動狀況……三六
第五項　救護施設の將來……三七
第二節　經濟的保護施設……三八
第一項　概　說……三八
第二項　住宅供給……三九
一、公營住宅と其の實績……四〇
二、住宅組合法と其の實績……四一
三、低利資金の融通と其の運用の實績……四一
第三項　宿泊保護……四四
……四五

一、明照浮浄會……四六
二、如雪園……四六
第四項　公設市場……四六
第五項　公營浴場……四七
第六項　公營質屋……四八
附、生業資金の貸付事業
第七項　經濟的保護施設の將來……五〇
第三節　勞働保護施設……五一
第一項　概　說……五一
第二項　職業紹介……五二
一、職業紹介法の大要……五三
二、職業紹介の機關……五四
三、本縣職業紹介所の實績……五五
第三項　少年職業指導……五八
一、少年職業紹介委員の設置……五九
二、聯絡小學校の設置……六〇
第四項　職業輔導及授産事業……六二
第五項　移植民の保護奬勵事業……六三
第六項　釋放人の保護……六五
一、三重縣保護會の現況……六六
第七項　勞働保護施設の將來……六七
第四節　醫療保健施設……六八
第一項　概　說……六八
第二項　一般醫療施設……六八
一、恩賜財團濟生會の救療……六九
二、公醫醫師の設置……六九
三、實費又は無料診療の設置と其の實績(日本赤十字社三重支部)……七〇
第三項　特殊療養及豫防施設……七一
一、結核の豫防竝療養……七一
1、現行制度　2、結核豫防協會の事業概要　3、肺結核患者數
二、癩病の豫防竝療養施設……七三
1、現行制度　2、救護の實際
三、精神病者の保護……七四
1、現行制度　2、監護の實際

第四項　醫療保健施設の將來……七六
第五節　兒童保護施設……七六
第一項　概說……七六
第二項　一般的施設……七九
一、妊産婦の保護……七九
1、妊産婦保護の必要と其の現能
2、母性保護に關する法規の大要
3、妊産婦の保護繁養と其の實績
二、乳幼兒の保護……八四
1、乳幼兒保護の必要と其の機能
2、託兒事業と縣下の狀況
3、農繁期託兒所と縣下の實況
4、青兒事業と本縣の狀況
5、其の他の保護施設
三、勞働兒童の保護……九八
1、勞働兒童保護の必要
2、現行法規の大要
3、少年職業紹介と少年職業指導
第三項　特殊兒童の保護……一〇〇
一、病兒及虛弱兒の保護……一〇〇
1、兒童虐待相談所
2、夏季兒童保養所
3、夏季海濱學校
二、不眞兒の保護……一〇三
1、不眞兒保護の必要
2、感化法の大要
3、本縣の感化敎育

縣立圖兒學園—三重感化院の現況……一〇八
三、異常兒の保護……一一四
1、異常兒保護の必要
2、盲啞敎育
縣立盲啞學校—神部訓盲院の實況
3、不具者敎育
4、低能兒及白痴の保護
第四項　兒童保護施設の將來……一一四
第六節　社會敎化……一一四
第一項　概說……一一四
第二項　矯風運動……一一五
一、家庭並社會風敎に關する方面……一一五
二、國家風敎に關する方面……一一六
1、禁酒問題
2、禁煙問題
3、廢娼問題
4、動物愛護
第三項　敎化運動……一二〇
◎勳倹奬勵、民力涵養施設……一二〇
一、第一期に於ける運動と其の實績（自明治四十二年五月戊申詔書の御渙發至大正八年十二月）……一二〇
二、第二期に於ける運動と其の實績（自大正八年十二月民力涵養の訓令出づ至大正十一年九月）……一二二
三、第三期に於ける運動と其の實績（自大正十一年九月消費節約の訓令出づ至大正十三年十一月）……一二五
四、第四期に於ける運動と其の實績（自大正十三年十一月勳倹奬勵委員設置至現在）……一二七

第四項　本縣敎化團體活動の一班……一三三
一、三重縣斯民會……一三三
二、三重縣佛敎團……一三八
第七節　綜合的社會事業……一四〇
第一項　方面委員制度……一四〇
一、沿　革……一四〇
二、職　能……一四一
三、組　織……一四三
四、本縣方面委員制度設置の經過……一四七
第二項　隣保事業……一五一
一、沿　革……一五一
二、機　能……一五二
第三項　農漁村社會事業……一五二
附　錄　其ノ一……一五七
社會課職員竝分掌事務一覽表……一五九
三重縣社會事業團體一覽表……一六〇
附　錄　其ノ二……一七一

社會課關係法規抜錄……一七一
一、社會事業施設規程……一七三
二、社會事業補助規程……一七八
三、公益法人取締規程……一七九
四、社會事業調査會規程……一八二
五、三重縣方面委員設置規程……一八三
六、方面委員竝方面書記ニ關スル旅費支給方法……一八五
七、三重縣方面委員執務要項……一八六
八、恤救規則……二〇一
九、行旅病人、行旅死亡人及其同伴者救護及取扱ニ關スル規程……二〇二
一〇、精神病者看護法（抜萃）……二〇五
一一、罹災救助……二〇六
一二、恩賜財團濟生會三重縣救療規程……二一八
一三、恩賜財團濟生會三重縣救護事務取扱心得……二三〇
一四、住宅組合法施行細則……二三二

一五、住宅組合法施行細則取扱手續……二三七
一六、住宅建設資金貸付規程……二五八
一七、公益質屋法施行細則……二六二
一八、三重縣立國兒學園規則……二七九
一九、職業改善徒弟養成規程……二八二
二〇、三重縣社會事業協會會則……二八八
二一、三重縣斯民會規則……二九一
二二、三重縣佛教會會則……二九四

第一章　總說

時勢の推移は、今や社會問題の解決を以て、施政の要諦とせざるべからざる趨勢にまで進展した。本縣に於ても、從來の樣な地方課の一部に屬して單に賑恤救濟の事業のみに沒頭することを許さなくなり、乃ち大正九年六月新に獨立して社會課の一課を設け、以て時代の要求に、應ずる所があつた。

其後大正十五年六月、地方官官制の改革に依り新に學務部が設置され、爾來、同部に屬する事となり以て今日に及んだ。

即ち其の管掌する處の事務は、法規に基く各種保護救濟に關する事務の執行、公共團體及び私設團體の統轄其の他各種社會的施設の指導監督、助成奬勵等である。

現在社會課の關係に屬する、縣下の私設社會事業團體は、民法第三十四條に依り、設立せられたる、法人二一、本縣社會事業設置規程に依り設立せられたるもの、又は、これに準すべきもの一一、計三二で、此の外單行法其他に依り設立せられたる社會的施設に公設職業紹介所八、宿泊救護所一、公設市場二、公設浴場六、公營住宅九、住宅組合三一がある。

而して此等事業の聯絡提携を圖り、且つ健全なる發達を期するがために、三重縣社會事業協會があ

り。又社會敎化の機關として、夙に三重縣佛敎會が組織され專ら、縣下の倫理的社會運動に努めつゝある。此の外縣下十五方面に方面委員百九名を設置して、方面事業の振興を策し、又、地方改善、融和促進のため縣に專任の職員を置き、且つ縣社會事業協會內に融和部を併設し委員を囑託して專ら差別事象の芟除に努めつゝある。又、農村社會施設の一として、農繁期託兒所の設置を勸奬せる結果、本年春秋の二期を通じて七十ヶ所の開設を見るに至つた。

之れを要するに、縣下に於ける、斯種施設が何れも、相當の成果を收めつゝありと雖も、日、尙、淺き割合に社會事情の變遷が餘りに急激なるため、今、尙、なさねばならぬ事業が多數に取殘されて居る。將來更に時代の趨勢と、縣下社會各般の實相に鑑み、最も適確にして、有效なる、施設を講じ以て其の機能を充分發揮せんことを期す。

以下章を分ち、項を追ふて、各事業の概要に就き聊か叙述する所あらんとす。

第一節　皇室と社會事業

我が國の社會事業は古來皇室の優渥なる御庇護の下に醞釀成育せられて、今日の盛運を迎ふるに至つた事は洵に恐懼に堪へざる處で、我國の社會事業を論ずるに當り必ず見遁してならぬ事項である と同時に、本邦社會事業史の上に萬邦無比の光彩を添ふる所以である。

史實の考證は暫く措き、明治大正以降の御宇に於かせられても、御大典、御大喪に際しては、賑恤慈惠の基金を御下賜相成り、或は天災、地變の度毎に深く罹災民の身上を御軫念あらせらるゝの餘り、莫大の金品を御下賜あらせらるゝ等大御心の程畏き極みである。

此の外、例年畏き邊りの思召に依り宮內省より特に社會事業團體に對して金品の御下賜があるなど一々枚擧に遑のない程で國民の齊しく感銘に堪へざる所である。

左に其の主なるもののみを揭げ、廣く縣民諸氏に其の光榮を頒ちたいと思ふ。

明治三十年　英照皇太后の崩御に際し慈惠救濟の思召を以て
御內帑金四十萬圓御下賜

明治四十五年七月　明治天皇の御大喪に際し同樣の思召を以て
同　金壹百萬圓御下賜

大正三年五月　照憲皇太后の崩御に際し同樣の思召を以て

同　金六十萬圓御下賜

大正十五年十二月　大正天皇の御大喪に際し同樣の思召を以て

同　金百五十萬圓御下賜

右御下賜金の中より本縣へ配當せられた分に更に縣費を加へて資金の增殖を圖り特別會計に依り慈惠救濟基金として蓄積す（第二章社會事業の奬勵助成の項參照）

大正四年十一月　大正天皇御即位の大典に際し賑恤の思召を以て

御內帑金壹百萬圓御下賜

昭和三年十一月　今上陛下御即位の御大禮に際し

同　金百五十萬圓御下賜

本縣に於ては前同樣之を大禮記念恩賜賑恤金として特別會計に依り管理蓄積す（第三章社會事業の奬勵助成の項參照）

明治四十四年　明治天皇は畏くも施藥救療の思召を以て

御內帑金百五十萬圓御下賜

右御下賜金を以て恩賜財團濟生會を設立し之れに民間の寄附金二千四百參拾五萬圓を加へ全國に亘つて施藥救療事業を開始されることになつた。昭和三年度に於ける本縣への配當額は金六千七百六十四圓である。

大正十三年一月　今上陛下御成婚の盛儀に際し社會事業助成の思召を以て

御內帑金壹百萬圓御下賜

右御下賜金に依つて恩賜財團慶福會を設立し私設社會事業の新設又は事業擴張の際等に助成金を交付せらる。本縣に於ける右助成金を下附せられたる團體を掲ぐれば左の如し

昭和二年二月十一日　金壹千圓　松阪愛護園

同　日　金壹千圓　財團三重保育院

昭和三年二月十一日　金壹千五百圓　法人三重濟美學院　財團

大正十三年一月　今上陛下御成婚の盛儀に際し兒童就學奬勵の思召を以て

御內帑金壹百萬圓御下賜

本縣に於ては右配當金二萬十二圓を特別會計とし、尙毎年縣費を以て資金の增殖を圖りつゝある、昭和三年十二月末現在蓄積額は金四萬九千百圓餘に達してゐる。

第二節　我が國社會事業の發生的考察と將來の趨向

第一項　近代迄の社會事業に對する一瞥

我が國は古來氏族制度を基礎とし、庶民の生活は、概ね農を本位とし、之れに家庭工業を加へて、和平醇朴の生活を營んだ。從つて富の分配も大した隔りがなく、加ふるに我が國民思想は、永らく佛敎、儒敎等に培はれて、嚴格な義務觀念を植へ付けられ、やがては鞏固な家族制度の發達となり、

遂に我が國社會組織の根底をなすに至つた。同時に隣保相助の美風と制度が發達した爲め少くとも固定せる貧民の發生を見るに至らなかつた。是れが我が國社會事業の歐米諸國に比して、組織的に發達しなかつた大なる原因である。

併しながら我が國に於ても、古來、數に大小、事件に繁簡の差こそあれ各時代を通じて社會問題が發生し之れに處する社會政策、社會事業の行はれた事は史實の明かに證明する處である。

即ち古きは、聖德太子が十七憲法を定められて、土地、財產、租稅等公私の別を正して、階級的鬪爭の弊害を救濟され、又四天王寺に、敬田、悲田、施藥、療病の四院を建てゝ、我國慈惠救濟事業の基を開かれたるが如き、また、大化の改新に際し、我が國初めての、土地政策として班田、收受の制を設けて貧富階級の調節に資し、また、屯倉、義倉、乃至常平倉の制度を設けられたるが如き、或は大寶令の戶令に依り初めて、貧民恤救、不具、癈疾者及行旅病者の救濟等を規程せられたるが如き、或は律令の五保制度は、後世五人組又は現代隣保事業の淵源となれるが如き、皆其の代表的のもので我が國の社會事業史上決して、見遁してはならぬ事業である。

降つて奈良、平安朝時代には主として、當時の佛敎徒の活動に依つて本事業が行はれた事を發見する。

鎌倉時代に降つては幕府が、民心收攬の政策として屢々德政を布いたが、これが、やがて、甚しき弊害を生し、遂に土一揆を招來し社會の階級的秩序を破壞した。其後戰國時代の末葉、基督敎が渡來し、葡萄人に依つて癩患者と幼兒のために、二つの救濟院が設けられて居る、これは我國で基督敎徒が、救濟事業に手を染めた濫觴と見るべきである。

德川時代に至つては、幕府は民間に於ける五人組の制度の改善と普及に力を用ひ隣保相助の美風を馴致する事に努むると共に、一面、貧弱ながら貧民救助に關する法令を發布して居る。

各藩でも此に意を用ひ備荒制度、義倉其他救貧制度竝物資調節の政策を講じた。かくて貧民救助の施設が漸く整ふたが、百姓町人の奴隷的境遇に對する自覺と階級專制に對する反抗心は遂に百姓一揆、米一揆等となり、幕末に及んで物情騷然、土一揆以來會てない集團的の社會爭議を現出した。

第二項　現代社會事業の發達經路

明治初年以來、潮の如く輸入された西洋の文化は、我國の文物をして此六十年間に隔世の感あらしむる迄に長足の進步を促した。

蓋し玆に注意すべき事は、明るい反面には常に暗い陰影が伴ふのと同じく、私共の輝かしい文化生活の裏面には亦痛ましい慘影が投せられたことである。

即ち產業革命の結果は、從來の產業組織、經濟組織を破壞し盡して資本階級と、勞働階級の確然たる、區劃が生し、且つ機械工業の進展の結果は人よりも機械の方が尊はれ、玆に失業者を續出し從

來『稼ぐに追付く貧乏なし』と言はれたものが、反對に『貧乏に追付く稼ぎなし』と嗟嘆せしむるに至つた。かくて、失業問題や勞働問題が發生した。

同時に婦人や、幼少年者の、勞働をも、容易ならしめたため、背に腹代へられぬ生活脅威のため、餘儀なく婦人や幼少年者まで悲慘な、勞働に立たしめねばならぬことになり、玆に、婦人や兒童の保護問題が生れた。

貧富隔離の結果は、敎育方面にも深刻さを加へ立派な頭腦の持主でも、貧なるが故に、普通敎育すら完全に終へることが出來ないで、苛酷な笞の下に、働かねばならなくなり、かくて、自分の周圍に文明の機關が燦然と輝いて居りながら、これを、利用する途さへ知らない有樣で、こゝにも、敎育の機會均等てふ、問題を叫ばれる樣になつた。

剩々に死んで行く人の中、一方には榮養過多のため死ぬ人もあり、他方には確かに榮養不良、勞働過激のために、死んで行く人もある。

一方には、贅澤の限りを盡した、立派な大家が立ち並ぶかと思へば、他方には、九尺二間の板圍に、辛うじて雨露を凌ぐ樣な、痛ましい貧民長屋が軒を並べる。玆に榮養、保健の問題、住宅問題其他が發生した。

一方には華かな文明享樂の生活があるかと見れば、他方には病みながら醫療の途なく、飢に泣く子を抱へながら、職を得る由もなく、悲嘆に暮るゝ生活がある。玆に醫療保護の問題が、生るべくして生れて來た。

かくて、現代社會の各種各方面に、所謂社會問題が發生し同時に社會政策、社會事業が發達して來たのである。

第三項　現代社會事業の特質と將來の傾向

近代的社會事業は敘上の如き、社會問題の發生と、他面近時急速に成長した、民衆的思想を背景として、急激な發達を遂げた。即ち從來貧の原因を個人の『自業自得』『身から出た錆び』として顧みなかつたものが、成貧の原因の一部を社會組織の不備、竝社會聯帶の思想の下に之を取扱はねばならぬといふ思潮に傾いて來た。

換言せば、古來慈善事業の、根本動力となつて居た本能的愛憐の情の上に、更に個人の人格的、社會的自覺が加つて來た、之が近代社會事業の根本特質である。

從つて其の方法の上にも、新らしい方針が採られる樣になつて來た、今之を概括せば、凡そ次の四方面に其の特徵を看取することが出來る。

一、救護の方針が、物質的から、精神的に向つて來たこと。

從來の慈善事業は概ね單純な惻隱の心から行はれ只、物品を給與する事のみに依て、自他共に

補足したこれ畢竟病人にモルヒネ、を與へる様なもので、一時的療法たるを免れぬ、度を重ぬるに從つて、量を增し、やがて、中毒を起すに至ることが、判つて來た、彼の英人デニソン氏は『貧民に對する有形的救助は禍ひである、彼等をして、自助の人たらしめよ。汝の彼等に與ふべきは、汝の頭腦である、金錢でない、物品でない』と言ふて居る。事實彼等に精神的施與をなすこそ、彼等を徹底的に救ふ眞の途であることを認め、今日多くの社會事業は、斯る方針に基いて、要救護者の生活狀態を詳細に調査し、物をやらずに、智慧をやり、金をやらずに、職業を與へ以て、自助自立の方法を講ずることを、第一義とする様になつた。かくて、可成、依他的習癖を形成しない様に努める。

二、救治的から豫防的に進んで來たこと。

『豫防は治療に勝る』とは敢て醫療の方面のみでない。社會事業最近の思潮として、特に强調せらるゝ所である。最近、兒童保護、其の他の福利事業等、積極的事業の高潮せらるゝのは、皆この觀念に基礎を、おいて居る。

三、放漫的から合理的に向つて來たこと。

從來の社會事業は個人的感情に依つて、消極的の保護、救濟を漫然とやつて居つたに過ぎない。所が近代では社會の組織的診斷を基調として、合理的の處遇法を講じ、或は個人を對象として、生理學的乃至、醫學的檢査の進歩となつて、防貧、救護の事業或は兒童保護の事業等に、劃時代的發展を促す樣になつた。

四、非組織的から、組織的になつて來たこと。

從來の非組織的なのに反し、近代社會事業は人間の正常生活の根本要素、例へば健康、敎育、職業、娛樂等を究め、此の各要素を補充して、一個の社會人として健全な生活を營ましむることを以て、目的とする。

他面此の目的を、達成するためには、極力單獨行動を避けて社會各般の施設が、相互に連聯を保ち、且つ社會各方面の當事者、各階級の議者と相提携して、保護救濟の最高目的に到達せんとするに至つた。

第三節　本縣社會事業發達の經路と將來の方向

古來我國の社會事業は、民間篤志家の手に依り部分的に行はれて來た關係上、公營的、集團的の社會事業は餘程遲れて發達した。

本縣に於も、舊幕時代から、縣下各藩に於て、備荒制度又は救貧制度を設くる等、稍々公的に類する社會事業がなかつたでもない。併し矢張、民間篤志家の個人的、部分的の慈善救濟、乃至、五人

組制度に依る相互扶助が其の主なるものであつた。

明治中葉以後、世運の進展と經濟狀態の激變のため、貧富階級の對立、漸く顯著となり、生活難に陷るもの次第に多く慈惠救濟事業の必要頻に急を告くるに至つた。偶々、明治三十年一月　英照皇太后の御大喪に丁り、慈惠救濟基金の御下賜があり、爾來長き邊りの御慶事又は御大喪の度毎に下賜せられた資金を本とし、之れに縣が公私の資金を加へて、基金を蓄積し、之れから生づる利子を以て、縣下社會事業の補助、奬勵、或は貧民救助の資に充てる事にした。

慈惠救濟基金、大禮記念恩賜賑恤金等は、即ち是れで、玆に縣の社會事業に一段の光彩と、基礎を與へることになつた。これと前後して、從來の備荒儲蓄法を改めて、新に、罹災救助基金を設定し、又軍人援護資金、救育費等を蓄積して、市町村罹災救助資金の補助及び軍人救護竝行旅病人又は死亡人、精神病者監護費等の財源に充てる事になつた。

明治四十一年、感化法に依つて、縣は、縣立國兒學園を設立し、縣下の不良兒童を收容敎化することになつた。

民間に於ける、縣下の社會事業は、明治三十年以後漸く勃興を來し、現に成績の見るべきものも尠くない。即ち宗敎家を初め、民間篤志家の手に依つて、或は感化救濟、育兒、養老等の事業が續々經營せらるゝの機運に向つた。

尙、從來の慈善協會を社會事業協會と改稱し、新に陣容を整へ官民の中間に立つて、只管縣下の社會事業に貢獻することとなつた。

歐洲大戰後、時運の推移と、世態の激變は、我が國社會事業界をして、益々多事ならしめた。乃ち政府當局は專ら社會政策の樹立と社會的法制の整備を急いだ。

本縣に於ても深く玆に鑑みる處あり乃ち大正九年六月、遂に社會課の獨立を見るに至つた。

超へて大正十五年六月、地方官官制の改革に伴ひ學務部の新設せらるゝに至り爾來同部に屬し以て今日に及んだ。

時勢は流れて、從來の賑恤救濟事業より更に進んで積極的社會事業の必要を痛切に感ずるものがある。

即ち各種の經濟保護、兒童保護、勞働保護、醫療保護、竝矯風敎化の運動、方面制度の實施等は、此の要求に應づべく生れた事業である。

飜つて縣下社會事業の現況を通觀するに、兒童保護の施設方面に於て、相當見るべき施設の存する外、尙前途遼遠たるものがあり、今將に其の開拓期に相當して居る、將來更に時運の推移と人心の歸嚮を察し、事相の要請に觸れ、地方の實情に應じた、適切有效なる社會的施設を講じ、以て、昭和の新社會に順應する處あらんとす。

就中、本縣の實狀に鑑み特に醫療施設、農村、社會施設の如きは其の急なるものであると信ずる。

第二章　社會事業の統制竝助成

第一節　社會事業に關する行政機關

第一項　中央に於ける行政機關

我が國の社會事業に關する中央機關は、大正九年八月初めて、內務省に社會局が新設され、茲に初めて、官制上の地位を明かにせられた。

其後時運の促す處、各官廳に分屬する、勞働行政事務及び社會事業行政事務を併合統一する必要に迫られ、新に一官廳を設くる事になり、大正十一年十一月遂に社會局官制の發布となり爾來社會局は、內務省の外局として、內務大臣の管理する所となつた。大正十五年四月更に健康保險法の實施せらるゝに當り、社會局に保險部を置き、社會部、勞働部と併立して三部を設けらるゝ事となつたが、時勢の趨く處今や社會省設置の聲、漸次朝野の間に唱へらるゝ樣な機運に際會して居る。

第二項　本縣に於ける行政機關

本縣に於ても、時勢の要求と人心の歸嚮を察し事相の要諦に觸れ、地方の實情に應じて、適切なる社會施設を講じ、以て公共の福祉を增進すべく劃策する處あり、而かも事務の敏活を圖り、事業の統一を期せんとせば先づ、之れが中樞機關の整備を完うせざるべからざるを意識し、大正九年六月

從來內務部地方課に屬せる、賑恤救濟事務を分離し其の管掌事務を擴張して、獨立せる社會課を設け、尙縣の事業と密接の關係ある、私營社會事業の聯絡統一の機關である、三重縣社會事業協會竝佛敎團の事務所をも課內に置く事とし、其後大正十五年六月地方官官制の改正により、新に學務部を設置せらるゝや、爾來同部に屬し、茲に統制ある行政組織を見るに至つた。

即ち其の管掌する處の事務を列擧せば左の如し。

管掌事務

一、賑恤救に關する事項
一、軍事救護に關する事項
一、罹災救助に關する事項
一、行旅病死亡人及精神病者の監護に關する事項
一、感化敎育に關する事項
一、職業紹介に關する事項
一、住宅改良及住宅組合に關する事項
一、社會事業に關する公益法人の指導監督に關する事項
一、公私設社會事業の補助奬勵並指導監督に關する事項
一、社會事業に關する低利資金及罹災救助資金運用に關する事項
一、勤儉奬勵に關する事項
一、矯風事業に關する事項

一、釋放人保護に關する事項
一、地方改善に關する事項
一、生活改善に關する事項
一、方面委員に關する事項
一、社會敎化及宣傳に關する事項
一、其他社會事業に關する施設にして他課の主掌に屬せさる事項

第二節　聯絡統一機關

社會事業の聯絡統一機關としては、中央に中央社會事業協會、本縣に三重縣社會事業協會竝三重縣佛敎會等がある。左に其の各につき大要を述べることにする。

第一項　中央社會事業協會

社會事業相互の聯絡統一を圖り、斯業の發達普及を促進するため、初めて我が國に設けられた機關は明治四十一年創立の中央慈善協會である。其の後同會は中央社會事業協會と改稱し、大に陣容を整へて、時代に順應する事となり今日に及んだ。

第二項　三重縣社會事業協會

縣内に於ける社會事業の聯絡統一を圖る目的で、大正六年十一月二十五日に創立した、當初は三重

縣慈善協會と稱したが、大正九年八月三重縣社會事業協會と改稱し、會長に知事、副會長に學務部長を推戴する。

大正十二年十二月地方改善に資する目的で更に本會に融和部を設け、國費より年々補助金を受け、特別會計として縣下の融和促進のため努力しつゝある、今本會が昭和二年度に於て施行した主なる事業を擧げて見る。

1. 縣會議事堂に本年度總會を開く
2. 五月五日左記五市街に乳幼兒審査會を開き一〇〇名の入選兒童に賞品並賞狀を授與す
   富洲原町、久居町、鳥羽町、名張町、尾鷲町
3. 十月十八日左記三ケ所に兒童保護講演會を開催す
   員辨郡阿下喜村、河藝郡神戸町、多氣郡相可町
4. 十月二十三日より五日間縣下社會事業家五名を選拔し香川、愛媛兩縣下の社會事業視察に派遣す
5. 十一月一日より二日間縣下社會事業保姆一行七名を愛知縣に慰安旅行を爲さしむ
6. 十一月十日御大典奉祝の爲社會事業功勞者三四名に記念品を贈呈す

第四節　社會事業の奬勵助成

私營の社會事業に對する奬勵助成に關しては、皇室を初め政府其の他公共團體の夙に意を用ふる處で、明治四十一年以來年々奬勵助成金を下附されつゝあることは、前述の通りである。此の外大正

八年以來政府は、急施を要する公私社會事業に對し、大藏省預金部及簡易生命保險積立金より低利資金の融通をなすことゝなつた。縣に於ても右の下附金を基礎とし、之れに公私の醵金を加へて基金を蓄積し之れに依つて縣下社會事業の發達を促しつゝある。今其の各について左に現況を記することゝする。

第一項　恩賜奬勵助成

一、慈惠救濟基金

明治三十年　英照皇太后の崩御に際し、慈惠救濟の資として、御内帑金四十萬圓（内本縣には八千三百圓）を下賜せられ、次で明治四十五年七月　明治天皇御大喪に際し皇室より金一百萬圓（内本縣には一萬五千二百圓）を賜はり更に大正三年五月　照憲皇太后崩御に際し、六十萬圓（内本縣には九千百圓）を下賜せられ、尚大正十五年十二月　大正天皇御大喪に際し百五十萬圓（内本縣には一萬九千七百圓）を下賜せられた。

本縣に於ては縣費を加へて資金の増殖を圖り、其の利子を以て各種社會事業費並に助成費に當てゝ居る。昭和三年十二月末現在蓄積資金額は五十一萬三千五百九圓に達して居る。

二、大禮記念恩賜賑恤金

大正四年十一月御即位大典に際し、特に賑恤の恩召を以て金一百萬圓（内本縣へは一萬五千二百圓）更に昭和三年十一月　今上陛下御即位の大禮に際し金百五十萬圓（内本縣へは一萬九千七百圓）を下賜せられたので、本縣に於ては大禮記念恩賜賑恤金として管理蓄積し、該基金の利子は恤救規則に該當せざる窮民の救助費に支出してゐるが、昭和三年十二月末蓄積金額は三萬三千百三十六圓である。

第二項　中央行政廳の奬勵助成

内務省に於ては、明治四十一年以來、全國社會事業の中成績優良なる私設社會事業團體又は個人に對して助成金を交付して益〻成績の向上を圖つてゐる。

又宮内省は大正十年以來毎年紀元節の佳晨を卜し同しく奬勵金を下賜せられてゐる。

昭和二年度に於て宮内省、内務省より約二十萬圓の奬勵金の下賜又は助成金が交付された。本縣への分は左の如くである。

事業團體名	宮内省奬勵金	内務省助成金
財團三重濟美學院	三〇〇圓	二〇〇圓
法人三重濟美學院	三〇〇	二〇〇
財團九華育兒院	三〇〇	二〇〇
法人九華育兒院	三〇〇	二〇〇
財團三重保育院	三〇〇	二〇〇
法人三重保育院	三〇〇	二〇〇
四日市佛教保育院	一〇〇	一〇〇
白鳳愛兒園	一〇〇	一〇〇
松阪愛護園		
三重養老院		

尙大正八年以來大藏省預金部積立金並簡易保險積立金より、社會事業低利資金の融通が行はれて居る。資金貸付の主なる事業は住宅組合、公營住宅、職業紹介所、公設市場、公設浴場、公設質屋、共同宿泊所等であつて、最近年度に於ける大藏省預金部資金融通額は一千萬圓に達してゐる。昭和二年度に於ける本縣への融通額

六五、〇〇〇圓	公營住宅
一〇〇、〇〇〇圓	住宅組合

第三項　法人の奬勵助成

恩賜財團慶福會の助成は大正十三年一月　今上陛下御成婚の盛儀を擧げさせらるゝに當り、社會事業助成の思召を以て賜はりたる、御內帑金一百萬圓を基金として設置せられたもので、私設社會事業の新設、事業擴張等に際し、助成金を交付してゐる。昭和二年度に於ては四十有餘團體に對し總額六萬六千圓の助成金が交付された。內本縣には財團法人三重濟美學院に對し一千五百圓の助成が行はれた。

第四項　本縣の奬勵助成

本縣に於ては、大正九年十二月縣令を以て、社會事業補助規程を設け、公私社會事業の助成の爲縣費社會事業奬勵費(一般會計)及慈惠救濟費(特別會計)より補助金を交付してゐる。

昭和三年度該當算

一、五〇〇圓	一般會計
三、九〇三圓	慈惠救濟費

第三章　社會事業に關する諸施設

第一節　救護施設

第一項　概說

貧窮者に對する救護施設は、社會事業の淵源にして最も古くから行はれ、往時の社會事業の全部は救護施設であつたと云ふても差支へがない。

現今の社會事業は、救護よりも豫防を重んじ、更に一般的福利增進といふことに努力を注ぐ樣になつた。けれども、尙救護施設は、社會行政上の重要なる一部門で、防貧福利施設に依て保護し能はざる人々に對し最後の救護施設を缺く事は出來ないのである。而してその範圍は、凡ゆる救貧事業、災害救護、軍事救護等をも包含するのである。

救護施設は前に記した如く、最も古い施設で、現行制度としては、明治四年旣に棄兒養育米給與方の定めがあり、明治七年には極貧孤獨の老癈、病幼者に對する救助のため恤救規則を制定し、續いて明治十三年囚獄救濟のために備荒儲蓄法を制定したが、維新以後西洋文明の輸入に依り經濟狀態の變遷と共に、貧富の懸隔亦相當顯著となり、慈惠救濟事業の必要に促されて、明治三十二年には、

從前の備荒儲蓄法及行旅病人に關する法規を改め、現行法たる罹災救助基金法、行旅病人及行旅死亡人取扱法を制定發布され、更に遭難船舶救護のために同年水難救護法をも施行されたのである。斯くて日露戰後、即ち明治三十九年に至り多數の癈兵及傷病兵とその遺族とを救護する爲めに新たに癈兵院法なるものが制定せられた。其後、更に歐洲戰亂の影響を受けて、幾多の新らしき施設が講ぜられ爲めに、社會行政上の新法規も相當整備するに至つた。以下項を別ちて救護施設の概要を記述する。

第二項　窮民救護

一、恤救規則其の他公費救助の大要と其の實績

現行制度

(1)國費救助　國費に依る窮民救助の法規は、明治七年太政官達を以て定められた恤救規則であつて、極めて原始的な救貧法である。

其の內容は、僅かに五ヶ條より成り先づ冒頭には、濟貧恤窮は人民相互の情誼に依るを本躰とし、差措き難き窮民ある場合、國庫費を以て救助し得る旨を掲げ、救助を受け得る者は、何れも極貧にして產業を營む能はざる獨身者といふ極く狹い範圍で、その極貧たる事由は、(イ)癈疾、(ロ)七十歲以上の老衰又は重病、(ハ)疾病、(ニ)十三歲以下の幼弱の者と限られてゐる。しかし、獨身でなくとも餘の家人が七十歲以上か十五歲以下で(イ乃至ニの何れかの事由に該る時は救助を爲す定めである。亦一家數人擧げて癈疾、疾病、老衰にして自活不能の者、若くは家人中入獄、入獄又は失踪せる者あり、しかも餘の家族が前記の如き事項に該る時。或は僅少の土地家屋等を所有するも負債の抵當となり、之を賣却しても償還し得ない者等の場合は、救助し得るのである。救助額は、癈疾又は老衰、重病の者には一ヶ年米一石八斗、病者には男一日米三合、女同二合、幼弱者には一ヶ年七斗の割で所在地の下米相場により、救助米代を給與する定めである。

(2)縣費救助　恤救規則の大要は以上述ぶる所の如く、其の救助の範圍は極めて嚴格且つ狹少であつて、其の規則に謂ふ所の極貧以外の貧窮者、例へば子女多きために貧困となつた者、又は、家族の疾病により貧困となつた者等、其の貧困原因の多種多樣なる如く、其の數も決して少くは無いのである。しかも之等の窮民は恤救規則に依つて救助を受け得ないのであるが故に、本縣に於ては、大正四年十一月及び昭和三年十一月の御卽位大典に際し特に賑恤の思召を以て、下賜せられた參萬餘圓を、特別會計に依り處理蓄積して、此の資金より生ずる收入及び慈惠救濟基金よりの受入金を以て、之れ等恤救規則に該當せざる窮民の救助を行ひつゝある。

(3)救助の實際　縣下に於ける國費及び縣費救助の方法は、總て院外卽ち居宅救助であつて、窮民ある時は先づ其の隣保並市町村に於て相當の救助をなし、それ等の救助にして尙及ばない場合、本人

の出願と市町村長の内申とに依り實狀調査の上で救助を開始するのである。救助米の實給額は、國費は、老衰癈疾共一人當り年額一石乃至一石三斗、疾病は男一日三合、女同二合、幼者は年額七斗宛を給與し、縣費は、男一日二合五勺女は一日二合、七十歳以上は男一日二合、女同一合五勺、十三歳以下は男女共一日一合二勺を標準とし、之に生活狀況に依り三割以内の斟酌を加えて給與するのである。しかして國費は一年度を四部に分ち、毎三ヶ月分を其の月初めに亦縣費は、毎月分を其の月初めに何れも、前月末津市に於ける下米相場を以て金額に換算し、市町村長を經て交付する取扱である。

昭和二年度中の國費救助人員一一一人、救助金額二、八八九圓、縣費は救助人員二九二人、救助金額三、四八四圓である。尚此の外市町村又は其の他方面委員、同助成會等で一時的に或は永續的に救助をなすもの及び前記國縣費被救助者に對し救助金の補給をなすものも尠くない、昨年中の市町村費の救助人員は三一〇名で此の救助金額は九、〇六六圓を算する即ち其の詳細は左表の通りである。

濟貧恤窮調

	國費	縣費	市町村費	合計
前年ヨリ繰越人員	八五人	二一四人	△一七九人 △四九	△四七八人 △四九
本年度中新ニ救助シタル者	二六	七八	△七〇 △一二	△一七四 △一二
計	一一一	二九二	△二四九 △六一	△六五二 △六一
死亡者	一六	一三	△二五 △六	△五四 △六
廢停者	四	三四	二三	六一
計	二〇	四七	△四八 △六	△一一五 △六
年度末現員	九一	二四五	△二〇一 △五五	△五三七 △五五
救助金	二、八八九円	三、四八四円	△七、六九〇円 △一、三六八	△一四、〇六三円 △一、三六八

備考　一、本表國、縣費は昭和二年度分、市町村費は昭和二年分を掲記す
二、△印は國縣費に對し市町村費より補給するものである

二、行旅病人及同死亡人取扱法の大要と其の實績

(1)現行制度

行旅病人及同死亡人の救護取扱に關する制度は、既に明治四年に太政官布告があつて、隨分古くより行はれてゐたのであるが、明治三十年三月に至り從前の規則を改めて、法律第九十三號を以て行旅病人及行旅死亡人取扱法を、續いて同年六月内務省令第二十三號を以て行旅病人行旅死亡人及其

の同伴者の救護及取扱に關する規程を制定發布されたのが現行の法令である。本法令の趣旨は、行旅中の窮民にして、疾病のため救護を要する者及行旅中に死亡せる者を適當に保護するにあるのである。

本法令の概要を摘記すれば、

(イ)被救護者の種類　行旅病人とは、行旅中歩行に堪へない病人にして療養の途を有せず且つ救護者無き者又は、飢餓凍餒に迫り歩行に堪へざる行旅者及び妊産婦にして、手當を要するも其の途を有せざる者、住所居所なきか若くは、不明の者で引取者無く警察官署に於て救護の必要ありと認めて、市町村長に引渡したる者である。而して同伴者とは、それ等の者が同伴する幼者である。又行旅死亡人とは、行旅中の死亡人にして引取者なき者及び死胎を謂ふのである。

(ロ)救護の主体　被救護者所在地市町村長が先づ救護を爲し、直ちに扶養義務者若くは家族に引取方を通知するのであるが、引取人なく又は不明の場合は、救護地の道府縣が之を引取る。

(ハ)救護費用の負担　救護取扱に要する費用は救護地市町村費を以て一時繰替拂の上、原則として本人若くは扶養義務者及び死亡人にあつては、其の遺留金品を處分して辨償するのであるけれども、之が不足又は不能の時は救護地道府縣費を以て辨償するのである。

以上の外本縣に於ては明治四十一年八月縣令第七十五號(大正十三年四月同第十一號改正)を以て行旅病人行旅死亡人及其の同伴者の救護及取扱に關する規程を發布して、救護取扱方の細部主として費用の限度と辨償の方法を規定されてあるが、詳細はこゝに省略する。

(2)取扱の實際　行旅病人又は死亡人を發見した場合は、警察官吏又は市町村役場に通知し、多くの場合警察官吏より市町村に引渡をなして茲に取扱が開始される。本縣では縣及市町村の何れにも行旅病人を收容救護する專用の施設を缺く故に、大部分は隔離病舍の空室か若くは便宜の個所に收容して居る狀態で、救護の期間は概して短期間の者多く月餘に亘る者は稀である。行旅死亡人は其の所在地市町村に於て、本人の認識に必要なる事項を記錄し官報又は新聞紙に公告した上假埋葬に附すのである。

昭和二年度中の取扱概況は左表の通りである。

種別	取扱人員				取扱費用		
	住所詳ナル者	住所不詳ノ者	計	扶養義務者ヨリ辨償額	縣費支辨額	計
行旅病人	一	二〇	二〇	二五、四八〇円	七九九、三三〇円	八二四、八一〇円
行旅死亡人	一三	二六	三九	一九〇、六〇〇	三九六、二九〇	五八六、八九〇
合計	一三	四六	五九	二一六、〇八〇	一、一九五、六二〇	一、四一一、七〇〇

三、院內救護竝院外救護の大要と其の實績

窮民救助の方法は、院内救助、院外救助の二つに大別することが出來る。前に述べた所の國縣費及び市町村費に依る所謂公的救助は、總て院外救助即ち、被救助者を其の居宅に於て救助するのであるけれども、全く賴る邊なき老癈者、病者等に對しては之を院内に收容して救護をなすの必要がある。養育院、施療院、養老院等は、此の院内救助に對する施設に外ならぬ。

然し院内救助は被救助者に對する最後の救濟施設であつて、院内救護に至る迄に居宅救助若くは廣く他の防貧的施設に依つて彼等を獨立生活に導くべく、眞に已むことを得ない貧窮者のみを院内に收容救助すべきである。故に窮民救助施設は、院内院外の兩救助を適當に併せ行ふ事に依つて其の機能を全うし得るのである。

本縣に於ける院内救助の施設としては、河藝郡一身田町に眞宗高田派本山の經營する三重養老院が唯だ一つ存するのみで、尙貧弱たるを免れない、左に同院の事業概要を摘記する。

三重養老院事業概要

本院は、前記の如く眞宗高田派本山の經營に係り、獨身にして老癈、疾病等のため產業を營む能はず且扶養義務者なき無告の窮民を收容して、其の餘生を樂しましむる目的を以て、大正十年六月一日同本山の末寺たる光信寺を改造して之を創設し同時に、八名の窮民を收容して事業に着手したのである。現在の收容人員は男六名女十四名で、之等は毎朝夕自由に本山專修寺に參詣せしめ、毎月四回院に於て法話會を開く外、時々蓄音機、活動寫眞等を催して、慰安を圖りつゝある。亦常に保

健衛生に留意し疾病者ある時は、囑託醫の治療を受けしめ、死亡者は院に於て鄭重なる葬儀を營み、毎年一回、死亡者の追吊法會を執行する等處遇方法に就いては相當意を用ひつゝある。而して院の經費の大部分は高田本山より補助せられ是れに各種の助成金を加へて維持して居る、目下專任の主事一名が諸般の院務を掌理しつゝある。

因に本院の財產及豫算額を揭記せば左の通りである。

財產額　一二、五九〇圓（特別積立金　一〇、三二〇圓／積立金　二、二七〇圓）

昭和三年度豫算

收入		支出	
本山補助金	二、五〇〇圓	事務費	一、二八〇圓
助成金	五五〇	給養費	二、六五四
下附金	二〇〇	院舍借入修繕費	二五〇
寄附金	一〇〇	積立金	二二九
利子收入	七〇一	雜備費	一九八
雜收入	六〇		
繰越金	五〇〇		
合計	四、六一一	合計	四、六一一

第三項　災害救助

我國は氣候風土等の關係上、風水害、震災、凶荒、火災等の災害が比較的多く、爲めに死傷者竝財

産の損害も亦莫大である。

古來、皇室に於かせられては、災害ある度毎に、深く宸襟を惱ませられ其の都度多額の御下賜金を賜ひ、救恤を行はせらるゝことは、誠に恐懼に堪へない次第で、國民の等しく感激する處である同時に斯る非常災害に對しては、隣人相互の情誼は勿論、大にしては、國民相互の救援、或は民間社會事業に於ける救濟等夫々救助の實を擧げてゐるのであるが、災害救助に關する法制として、罹災救助基金法竝水難救護法等がある。

而して罹災救助は、縣下の全部又は一部に非常災害があつた場合に、縣又は市町村に於て、罹災者を救助するもので、之は主として現狀恢復、應急措置を目標とし、又水難救護は、遭難船舶を救助するが目的で、窮民救助とは自ら其の趣を異にするものである。以下之等の救護法に關し其大要を記述する。

一、罹災救助法と救助の實際

罹災救助法の前身は、明治十三年制定せられた備荒儲蓄法で、其後明治三十二年罹災救助基金法を制定し、從來積立てた備荒儲蓄金を編入し、道府縣に於ける最低積立額を五十萬圓と定められた。幸ひ本縣に於ける積立金額は、全國屈指の成績で、昭和三年十二月末現在三百八十四萬五百餘圓の多額に達して居る。而して本基金を以て、救助の爲めに支出すべき費目は、食料費、被服費、小屋掛材料費、就業費、學用品費、避難所費、小屋掛費、治療費、運搬用具費、人夫費等で、又事態によつては、市町村長は、直ちに焚出を爲すことになつてゐる。毎年各費目に亘り豫算に計上し、一朝災害のある場合には、內規に照らして、直ちに之が救助に着手するものである。

又右救助內規に該當せないものを救助する爲め、市町村にも罹災救助資金を蓄積せしむる事とし、毎年度三萬圓の豫算の範圍內で、縣から市町村の積立額と同額以內の補助金を、交付することになつてゐる。昭和二年三月末現在之が積立額は百六十萬四千三百四圓を算する。

右市町村罹災救助資金を以て、救助すべき費目は、縣の罹災救助基金支出科目と同一である。

最近縣の罹災救助基金から救助した、實際の成績を掲ぐれば左の如くである。

羅災救助調

支出年度	事件	罹災町村名	罹災救助（戸數／人員）	救助金額	支出科目
大正十二年	水害ノ爲メ	三重郡日永村	一、二三三人	二、六一八、二七円	避難所費、食料費、被服費、小屋掛費、就業費、學用品費
大正十三年	干害ノ爲メ	員辨郡大泉原村、笠田村、大泉村、阿山郡河合村、西柘植村、鞆田村、玉瀧村、東柘植村	七五一戸	五、一八六、三四	就業費
大正十四年	水害ノ爲メ	飯南郡松江村	一三六人	二一六、二四	食料費
同	火災ノ爲メ	南牟婁郡有井村	四四七人	一、五六五、一〇	避難所費、食料費、被服費、小屋掛費、就業費、學用品費
昭和元年	火災ノ爲メ	北牟婁郡長島町	四五八人	一、七六八、〇七	食料費、被服費、小屋掛費、就業費、學用品費

二、水難救護法と救助の實際

水難救護法は、遭難船舶の救護に任ずるため規定せられたもので、遭難船舶を發見した場合、其の市町村長は、直ちに之が救助事務を開始するので、即ち救護に必要なる人の招集、物件の徴用、土地の使用、暴行者の身體拘束等、救護事務を執行するに必要なる、諸般の權能を賦與せられて居る。而して之が救護に要した費用は、原則としては、船長又は船舶所有者の負担となるのであるが、是等の者が、費用を納付することの出來ぬ場合、若くは救護が奏效せなかつた場合には、是を國庫から支給せらるゝことになつてゐる。

本縣に於ける取扱件數は、大體毎年二件位の程度で、こは畢竟水難救濟會の活動に依り、比較的本救護法による取扱を、煩はさざる結果によるものであらふ。

（附）

帝國水難救濟會三重支部の活動

帝國水難救濟會は、社團法人として、明治二十二年東京市に設立せられ、沿海各府縣に之が支部を設置せられたものであるが、從來基金の關係上十分の活動を見なかつたのは、甚だ遺憾とする所であつた。然るに其後大正九年、大いに其の陣容を立直し、現在本縣にも同組合支部三ヶ所、救難所六ヶ所、救難支所二ヶ所を設置し、各箇所には救助用船舶を配し、職員には所長、救助長、救助手を囑託して、一朝遭難船ある場合には、直ちに之が救助に從事することになつて居る。

最近五ヶ年間に於ける救助の成績は左の通りである。

年次	救助船	
大正十一年	六四艘	
大正十二年	六九	
大正十三年	一二四	
大正十四年	六四	
大正十五年	一〇七	

第四項　軍事救護

一、軍事救護法の大要と救護の實績

「陸海軍々人の戰沒、傷病、若は應召、徴兵等により て其の遺族、家族か生活の中樞者を失ひたる結果、窮乏の域に沈倫せる者に對して、國家進んで此れが救濟に任すへし」との趣旨の下にこの法の制定を見、大正七年一月一日より實施せられたもので、一般窮民救護と其の性質を異にする、即ち國民が兵役に服する爲生する、遺家族の生活困難を救護するのが本法の目的である、從つて本法に據つて救護を受けても公民權を失ふことがない。

故に本法に依つて救護を受くることを得る者は、公務に基因して不具癈疾となりたる下士、兵卒並現役兵及應召中の下士卒の家族、又は公務の爲死亡したる者の遺族にして、生活し能はさる者に限

定されて居る。

而して救護の種類としては、生業扶助、醫療、現品並現金給與及災害の場合に於ける臨時救護などである。給與額は一人一日十五錢、一家一日總額六十錢以内を原則とし、特別の必要あるときは、内務大臣の許可を得て、之を增加することが出來、又場合によつては公共團體、公益法人、其の他適當と認むる者に委囑して、救護を行はしめ得ることになつて居る。

現時物價騰貴の折柄、勅令所定の額を以ては、生計を支持することの出來ない者があるに鑑み、本縣に於ては、大正七年十月及同八年十二月内務大臣の許可を得て、一人一日金參拾貳錢、一家總額一日金壹圓拾錢の割に、增額給與しつゝある。

本法實施以來本縣に於ける救護の狀況は左の如くである。

年度	戸數	人員	金額
大正六年度	七五戸	二〇一人	八二一円
同七年度	九五四	二、八四八	二八、五二五
同八年度	四一八	一、一八五	一五、九四二
同九年度	二三三	六五一	一四、〇七八
同十年度	二四六	七六一	一五、〇五五
同十一年度	二七一	八三〇	一六、五六六
同十二年度	二三一	六七一	一九、〇三〇
同十三年度	二二一	六六六	一九、五五一
同十四年度	一九五	五八三	九、九五〇
同十五年度	二一二	五九六	一二、五六九
昭和元年度	二七二	八二二	一九、七四八

昭和二年度救護成績

種別	傷病兵 戸數	傷病兵 人員	傷病兵 金額	下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族 戸數	下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族 人員	下士兵卒又ハ傷病兵ノ家族 金額	下士兵卒又ハ傷病兵ノ遺族 戸數	下士兵卒又ハ傷病兵ノ遺族 人員	下士兵卒又ハ傷病兵ノ遺族 金額	計 戸數	計 人員	計 金額
生業扶助	一戸	一人	一円	一戸	一人	三八円	一戸	一人	一円	一戸	一人	三八円
醫療	二	二	一三五	二	二	五五	一	一	一	四	四	一九〇
現品給與	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
現金給與	一	一	一	二五四	七九〇	一八、六一七	三	二六	八七三	二六六	八一六	一九、四九〇
勅令第三條ノ臨時（災害）救護	一	一	一	一	一	三〇	一	一	一	一	一	三〇
合計	二	二	一三五	二五八	七九四	一八、七四〇	三	二六	八七三	二七二	八二三	一九、七四八

二、癈兵院法の大要と扶助の實績

日清日露の戰役に依つて多數の戰沒者、傷病者を續出し且つ年と共に服役者が增加して來た關係上生活困難に陷る者が尠くない。是れが爲明治三十九年癈兵院法の制度を見、其後大正二年改正せら

れ今日に及んだ。同法は戰闘又は公務の爲傷痍を受け又は疾病に罹り軍人恩給法に依り增加恩給を受くる者で、自己の資產、又は勞役に依つて、自活することの出來ない者に限り收容することになつて居る。現在の癈兵院は即ち同法の精神に依つて設立せられたもので彼の日露戰役當時不具癈疾者五萬五千の多きに達したのに刺戟せられたものである。現在は收容定員九十名に對し九十八名を收容して居る。

三、軍事援護事業と其の實績

軍事援護事業中其の歷史の最も古いのは明治十年設立の日本赤十字社で其の他は日淸日露兩戰役に刺戟されて創設せられたものである。其の中規模の最も大なるものは日本赤十字社、愛國婦人會、並帝國軍人後援會である。

日本赤十字社は戰時軍人傷病兵救護の外、一般施療、結核豫防、災害救護等を行つて居る。愛國婦人會は主として、戰死並準戰死者の遺族、及癈兵を救護する外地方の狀況に依り必要な他の社會事業をも行ひつゝある。日露戰役の際財團法人帝國軍人援護會が組織されたが、戰後之を解散し其の殘餘資金を全部道府縣に寄贈せられた。

即ち本縣では、右の寄贈配當金四萬參千圓を特別會計として、軍人援護資金を設定し、該基金から生ずる利子を、愛國婦人會三重支部に交付し、軍事救護法に該當せさるもの、若は同法に依り救護を受くるも尙生計を支持し能はさるものゝ救護を委託して居る。

昭和三年十二月末現在資金總額は金八萬九千八百參圓で同年度交付額は金貳千七百圓である。

因に昭和二年度に於ける救護成績は即ち左の如くである。

	戶數	金額
	四三戶	二、六〇二円

第五項　救護施設の將來

現今社會事業の趨勢は、前にも述べし如く、救貧よりも防貧を重んじ、從つて恩惠よりも一つの權利に、私的施設よりも公的施設により、多くの發展を辿りつゝあるは云ふ迄もない。されば救護施設の將來を考察するに當つては、必然此の趨向に注意せねばならぬ。

しかし乍ら如何に防貧施設に十全を期したとは云へ、最後の救貧施設を輕視する譯には行かない。例えば玆に、老癈、疾病、失業等に對する社會保險及年金制度を確立して、窮民の數を減少し得たりとしても、中には一定の掛金すら全然出し得ぬ者も尠くない、又保險には相當むつかしい條件が附加せられるから其の條件に該當せざる者も出來て來るであらふ。この保險の盡くさない所は依然として救護施設に俟たねばならす。從つて救貧制度の必要も當然社會事業の將來に殘さるゝ問題であらねばならぬ。

さて現行制度中罹災救助、水難救護、軍事救護等の特殊救護は暫く措き、一般窮民救助制度を見る

に、その救助の根本義を隣保相扶の情誼に置き、公的救助にしても市町村の任意救助主義である。けれども今日の經濟狀態の下に於て、隣保相助主義又は任意救助主義に、どれだけの信頼をおいていゝかは疑なきを得ない所である。即ち最早や今日の制度は、一歩を進めて公共團體の義務的救助を認むべきでないかと思考するのである。而して現行の被救助資格は、極めて嚴格なる條件を存するのみならず、其の救助の額も亦極めて輕少であるのである、是れでは迚も如何なる老者と雖も生命を支へられそうにもない。其の他現行制度には尠からぬ缺陷を有してゐる。故に、最も時代に適合したる系統的、組織的な制度の確立は、何人も之を望む所である。

聞くが如くんば政府は、救貧法制定のために相當審議中の由であるから、本項に於ては只以上數言を費すのみに止め、暫く新制度の出現を待たんとするものである。

第二節　經濟的保護施設

第一項　概　說

現代人の惱みが經濟的生活に基因する處が最も多いことは、今更改めて言までもない。從て經濟的保護施設は、近時の社會事業中急々其の重要性を加へて來たことが、見逃すことの出來ぬ事實で本縣に於ても、住宅供給、宿泊保護、公益質屋等漸次斯種の對策を講じつゝある。以下項を別ちて記述する。

第二項　住宅供給

住宅は衣食と相並むで、生活上必須の條件である。從て住宅の量的供給及び質的改善の問題は其の政策の如何に拘はらず、其の實質に於ては明かに生活問題そのものである。

住宅難は數の不足、家賃の騰貴及質の不良等、各種の原因が相錯綜して發生するものであつて、社會事情の變遷に伴れて、其の高唱せらるゝ方面は、必すしも一樣ではない。即ち大正七、八年頃のそれは主として數の不足であつたが、其の後數の不足は稍緩和せられたるの觀がある。けれども、質の不良なる住宅、家賃の不當なる高騰は依然として、庶民生活の脅威の一因を爲してゐる。依て内務省に於ては、大正八年頃より住宅供給奬勵助成の爲め、低利資金の供給其の他諸種の便宜を圖りつゝある。

本縣に於ける住宅問題も其の軌を一にせるもので、大いに之が緩和を圖るべく極力奬勵せる結果、大正九年以後、或は産業組合の手により、或は住宅組合乃至公營住宅等の施設に依つて、漸次普及の域に進みつゝある。

而して公營住宅の使命は、所謂、住み心地よき住宅を而も低廉に貸與せんとするもので、勞働階級者の福音たるは言ふ迄もない、住宅組合は低利資金を融通して、年賦償還の方法により住宅を供給

し、將來組合員の所有たらしむるを目的とし、産業組合の住宅供給は、利用部の事業としては、住宅を建設して、低廉の家賃を以て組合員に供給し、信用部事業としては、住宅資金を貸付して、之れか建設を容易ならしむるにある。

一、公營住宅と其の實績

本縣に於て公營住宅に第一指を染めたのは宇治山田市で、大正十一年建築費七萬七千圓を投じて、三十九戸の小住宅を建設した。而して其の設備は何れも理想的であつて、借家賃の如きも市價に比して低廉で、希望者多く成績良好な爲め、大正十二年には四日市市に、大正十三年には三重郡富田町、河藝郡白子町、大正十四年には飯南郡松江村、大正十五年には飯南郡松阪町、三重郡海藏村に同じく公營住宅の建設を見るに至つた。

昭和二年に於ても縣營住宅二十戸、北牟婁郡長島町營住宅十戸の建設を見るに至つた。

公營住宅調

（昭和三年十二月卅一日現在）

經營主體	戸數	建築費	借入資金及借入額	建築年月	備考
宇治山田市	三九戸	七七、二五〇円	簡易保險積立 九二、〇〇〇円	大正十一年	
四日市市	一〇〇	一二〇、〇〇〇	同 一二〇、〇〇〇	大正十二年	
三重郡富田町	二〇	二九、〇三七	同 三〇、〇〇〇	大正十三年	
河藝郡白子町	一八	二五、〇九二	同 二五、〇〇〇	大正十三年	
飯南郡松江村	二二	二三、二七〇	同 二〇、〇〇〇	大正十四年	
飯南郡松阪町	一〇〇	八七、五八六	低利資金 八〇、〇〇〇	大正十五年	三十四戸建築目下殘工事中
三重郡海藏村	二八	三〇、〇〇〇	簡易保險積立金 三〇、〇〇〇	大正十五年	十七戸建築目下殘工事中
北牟婁郡長島町	一〇	一五、〇〇〇	低利資金 一五、〇〇〇	昭和二年	
三重縣	二〇	五〇、〇〇〇	同 五〇、〇〇〇	昭和二年	

二、住宅組合法と其の實績

近時住宅建設の奬勵助成に依り、漸次各地に公益的住宅の建設を見るに至つたけれども、住宅難の聲は依然として停止する所を知らない狀態であつたので、遂に政府は大正十年四月住宅組合法を發布し、同年七月より之を實施することゝなつた。

同組合法の精神は、互助組織に依つて中產以下の者に、比較的容易に住宅を所有せしむることを要旨とし、法人として七人以上の組合員を以て、組織せしむることになつて居る、即ち縣は起債に依り、大藏省預金部から該資金を借受け、之れを組合に轉貸することになつて居る。而して本資金は最長二十ヶ年賦を以て、毎年二回宛償還せしむるもので、償還金の財源は勿論組合員の負担で、償還金完了と共に其の住宅は、組合員の所有に歸するものである。本法施行以來實現せる縣下の住宅組合は左の如くである。

組合名	設立許可年月日	事務所所在地	存立時期	資金貸付額	組合員數	建築戸數
富田町住宅組合	大正十一年三月三十一日	三重郡富田町大字東富田	二〇年	一五、〇〇〇円	九人	九戸
赤堀市場同	同社會第三三二號	三重郡常磐村大字赤堀	二〇	一〇、〇〇〇	三一	三一
平谷同	同社會第二七八號	多氣郡佐奈村大字平谷	二〇	五、〇〇〇	七	七
長島同	同社會第三九五號	北牟婁郡長島町	二〇	一〇、〇〇〇	一〇	一〇
尾鷲同	同社會第二一四號	北牟婁郡尾鷲町大字南浦	一〇	一〇、〇〇〇	七	七
津同	同社會第一七四號	津市丸ノ内本丸津	二〇	二〇、〇〇〇	一〇	一〇
四日市同	同社會第二〇七號	四日市市新町	二〇	五五、〇〇〇	二六	二六
富田町第二同	同社會第三九六號	三重郡富田町大字東富田	二〇	一五、〇〇〇	一二	一二
羽津村同	大正十二年三月十日社會第一〇六號	三重郡羽津村	二〇	二一、〇〇〇	一四	一四
西岸江同	大正十二年二月十二日社會第一、五〇三號	飯南郡松阪町大字西岸江	二八	一〇、〇〇〇	一六	一六
引本同	大正十二年三月十二日社會第一七五號	北牟婁郡引本町大字引本浦	二〇	三〇、〇〇〇	一九	一九
末永同	大正十二年四月七日社會第一、五〇八號	四日市市濱一色	二〇	二〇、〇〇〇	一〇	一〇
松江村同	大正十三年三月十一日社會第五八六號	飯南郡松江村大字西之庄	一五	一二、〇〇〇	一二	一二
伊勢新聞社同	大正十三年三月八日社會第一九二號	津市丸ノ内本町	二〇	一一、五〇〇	七	七
下部田同	同社會第二一四號	津市大字下部田	二〇	二五、五〇〇	一二	一二
津均一同	大正十三年三月十四日社會第一四五號	津市上濱町	二〇	一八、〇〇〇	九	九
四日市第二同	大正十四年八月十五日社會第三四三號	四日市市濱田	二〇	三六、〇〇〇	二一	二一
上野町同	同社會第六八〇號	阿山郡上野町大字丸ノ内	一八	三五、〇〇〇	二八	二八
小田同	同社會第二九五號	阿山郡小田村大字小田	一六	一〇、〇〇〇	八	八
洞津同	大正十五年四月十四日社會第一一一號	津市大字愛宕町字鳥井前	二〇	二六、〇〇〇	一三	一三
桑名同	同社會第二一〇號	桑名郡桑名町大字清水町	二〇	一二、〇〇〇	一二	一二
西日野同	昭和二年四月二十八日社會第四〇號	三重郡四郷村大字西日野	二〇	一一、〇〇〇	八	八
龜山同	同社會第五一六號	鈴鹿郡龜山町大字龜山東京口	二〇	一〇、〇〇〇	八	八
橋南同	同社會第五六五號	津市阿漕町	二〇	二二、〇〇〇	七	七

組合名	設立許可年月日	事務所所在地	存立時期	資金貸付額	組合員數	建築戸數
尾鷲文化住宅組合	昭和二年五月三日	北牟婁郡尾鷲町大字南浦	二〇	一〇、〇〇〇	七	七
富洲原　同	昭和三年四月十八日	三重郡富洲原町大字富田一色	二〇	一二、〇〇〇	八	八
共榮　同	昭和三年四月十七日	津市大字上辨財町津興	二〇	二四、〇〇〇	一二	一二
津相互　同	昭和三年四月十七日	津市上辨財町	二〇	一二、〇〇〇	八	八
有德　同	昭和三年四月十七日	安濃郡新町大字刑部	二〇	二四、〇〇〇	一二	一二
和具　同	昭和三年四月六日	志摩郡和具村	二〇	一五、〇〇〇	一〇	一〇
盛松浦　同	昭和三年四月十八日	南牟婁郡北輪内村大字三木浦	二〇	一三、〇〇〇	一三	一三
計　三十一組合				五五〇、〇〇〇	三八六	三八六

三、低利資金の融通と其の運用の實績

低利資金は大藏省預金部から融通せらるゝもので、其の貸付の範圍は、(1)公營住宅、(2)住宅組合（産業組合の住宅建設をも含む）、(3)公益質屋、(4)其の他の社會的施設の四種に分ち、縣は毎年豫め事業施行者よりの申込を取纏め、其筋に申請し融通の決定を俟て之れを借入れ、更に縣より各事業者に轉貸するのである。而して之れが轉貸の方法は、最長二十ヶ年賦年利四分八厘で、市町村營事業以外の事業は、何れも相當の擔保を徴し貸付するを例とする。

最近に於ける同融通額は左記の通りで、毎年借入申込額が增加の傾向にある。

（昭和三年十二月三十一日現在）

低利資金融通額調

年度	融通額	貸付先
大正九年	二六、五〇〇円	住宅改良組合二、産業組合一
大正十年	一〇五、〇〇〇	住宅組合七
大正十一年	九〇、〇〇〇	住宅組合五（内一組合前年度ヨリ繼續）
大正十二年	八八、〇〇〇	住宅組合五（内一組合前年度ヨリ繼續）、産業組合一、村一
大正十四年	一九〇、〇〇〇	住宅組合六（内一組合前年度ヨリ繼續）、町一
大正十五年	八〇、〇〇〇	住宅組合七（内二組合前年度ヨリ繼續）
昭和二年	一〇〇、〇〇〇	住宅組合六
計	六七九、五〇〇	

第三項　宿泊保護

獨身者、收入不足者、失業者等で住家なき人々に無料若くは低廉なる料金を以て宿舍を供給して、衛生、經濟、風紀等の改善を圖り産業能率の增進に資するものが、宿泊保護事業である、宿泊所には職業紹介所、簡易食堂、人事相談所等を附設せるものが多い、大正十五年四月現在の、全國に於

ける宿泊保護事業は、公設私設を合して百四十一團體である、此の内全然無料のものは十四ヶ所で、一夜に十錢乃至二十錢の宿泊料を、徴して居るものが多數である、宿泊人員は一日平均八千八百三十九人で、一ヶ年の延人員は三百二十二萬六千餘人に上つて居る、本縣に於ける成績は左の通で、内明照淨濟會は職業紹介、敎化施設等をも兼營し、其の成績良好である。

名稱	經營者	位置	開始年月	宿泊者數（昭和二年中） 男	女	計
明照淨濟會	清水法隆	宇治山田市吹上町	大正元年八月	八、一五〇	八三	八、二三三人
四日市海員宿泊所	日本海員掖濟會三重支部	四日市市稻葉町	明治四十一年三月	三七二	七二	四四三

附　大阪市東區和泉町帶谷傳三郎は敬神思想を涵養し、神宮參拜奬勵の爲、大正八年八月宇治山田市大字中之切町に如雲閣を設けて、無料休憩所となしつゝある。昭和二年度の經費は八千四百圓で二年中の登閣者一萬三千八百六十人を算する。

第四項　公設市場

生活必需品の需要供給の方法は、複雜多岐で非合理的なことが頗る多い、之の非合理的のものを、合理化して物價の調節に資し、國民生活を安定せしめんとするのが、公設市場の使命である。歐洲戰亂當時物價は昂騰し、中產階級以下の生活を脅威することが甚しかつた故、これを緩和するの目的で設置せられたのが、本事業の濫觴である。政府に於ても此の施設に對し、低利資金を融通し、其他種々の方法に依つて、奬勵せられた結果漸次進展して、大正十五年四月には全國を通して、三百十七の市場設置を見るに至り、店舗數五千八百七十三を算し、一ヶ月の賣上高六百二十四萬九千圓に達して居る、本縣に於ける成績は左記の通りである、將來大に發達せしめねばならぬ施設の一つである。

名稱	經營者	位置	設立年月	店舗數	二年中賣上高	二年度經費	資產
四日市第一公設市場	四日市市	四日市市	大正十年五月	一三	六一、五一八 円	九〇七 円	五九〇 円
四日市第三公設市場	四日市市	四日市市	大正十一年六月	一〇			
城南村公設市場	城南村產業組合	阿山郡城南村	大正十四年九月	一	九、九〇六	三五〇	三、六〇〇

第五項　公益浴場

保健衛生上入浴の最も緊要なることは言ふ迄もない、然るに、多數細民中には、經濟上其他の原因で往々入浴すらすることの出來ぬ、不幸の人が相當にある。此等の人々のために、近頃社會施設の一として、公設の浴場を設置し、低廉の料金を以て時々入浴せしむる施設が增加して來た。本縣には未だ純然たる、公設浴場の設けはないが、多數有志者が申合せて、組織を組織し、共同浴場を設立したものが相當にある、其の內成績良好なるものを揭げると、左記の通である。

名稱	經營者	設立年月	入浴人員「二年中」	經費	資産
愛共湯	津市愛宕町	明治二十六年	二〇、三五〇人	二、〇〇〇円	二、一八〇円
明正湯	桑名郡深谷村下深谷區	大正二年一月	三二九、六五五	一、九五二	三、三九
東岸江共同浴場	飯南阪松阪町東岸江區	大正十年九月	一九二、三八	三、五五三	八、四〇五
西岸江共同浴場	飯南郡松阪町西岸江區	大正十一年九月	五三、四五〇	一一〇	三、四八〇
日野町二丁目共同浴場	飯南郡松阪町日野町二丁目	大正十二年十月	三四、八六八	五、三四三	二、〇〇〇
白鳳湯	阿山郡城南村上野區	大正十五年八月	三〇一、〇〇〇	二、七七七	一〇、三一〇

第六項　公益質屋

趣旨

少額所得者に對する金融機關として、簡易で、而も廣く利用せらるゝものは、動產擔保の質制度である。

然るに民間に於ける質屋は營利を目的とするの關係上利用者は非常に不利な條件に甘じなければならぬ。そして其の利用者が少額所得者であることは、一口の貸出金平均額が僅かに五圓內外であることに依つて明で、其の不利益が日常生活に及ぼす影響は決して尠くない。依て將來は社會政策上漸次公益質屋の普及發達を圖り、庶民金融の圓滑を期する必要がある。これ昨年公益質屋法の發布を見た所以である。

現況

本縣下には未だ公益質屋の設置を見ないが、同法發布以來漸次其の機運に向つて來てゐる。即ち目下其の準備に着手しつゝあるものに、三重郡富洲原町あり、又右資金申込中のものに、津市、阿山郡城南村がある、縣は豫算の許す範圍內に於て奬勵金を交付し、益々本事業の普及を促す豫定である。

法規の概要　今同法の大要を概說する。

1、經營主體＝市町村又は公益法人に限る。但公益法人の場合は知事の認可を要する。

2、貸付全額の制限＝一口十圓、一世帶五十圓と定められて居る。但生業資金其の他の場合は地方長官の認可を受けて幾分增額し得る。

3、貸付利子＝最高限度月百分の一、二五と定められてある。之も亦經營者の財政及地方金利の狀況に依り、止むを得ざる場合は知事の認可を受けて增率し得る。

4、貸付利子計算方法＝月を以て計算し、若し實日數十六日未滿の時は半月とする。又質物の交換、一部受戻の場合に民間に行はれて居る所謂「重利」を徵することを禁じてゐる。

5、分割辨濟＝質置主の辨濟を容易ならしむる爲、流質期限內に於て分割辨濟の方法を認むることになつてゐる。

6、剩餘金の返還＝流質期限滿了後、質物處分に因る金額が、元利金及百分の五の手數料を控除して尙殘餘を生じた場合は質置主に返還する。

7、助成方法＝事業奬勵上設備費に對し、國庫より二分の一以內の補助金を交付される。又運轉資金及設備費(補助以外)に低利資金を融通されることになつてゐる。

縣に於ても當分の內、經常費の六分の一以內を補助することになつて居る。

(附)　生業資金貸付事業

趣旨

生業に就く爲に、要する資金を貸付し、生活の安定を得しめると云ふのが、この事業の使命である。消極的に金錢や物品を施與することは、却て社會の寄生蟲を養成する結果となるので、それよりは寧ろ積極的に各自の能力を充分に發揮させて、自ら生活の途を立てしめることが肝要である。それには低利の資金を融通する機關を必要とする。所で之等の人々の出入する高利貸、質屋は利率が餘りに高いので、生產的資金には到底利用出來ないし、卸賣商、仲介人よりの融通も亦高利なので動もすれば、事業の蹉跌を招く恐れがある。之等の者を救濟して、希望と向上の方途を講ずるのが即ち本事業の目的である。

現況

本縣には未だ此の施設の見るべきものゝないのは、誠に遺憾とする所で、將來は方面委員等の活動と相俟て、本事業の發達を期したいと思つて居る。

第七項　經濟的保護施設の將來

「豫防は治療に勝る」とは、獨り醫學界のみに適用する語でなく、社會事業界に於ても亦眞理であり、モットでなくてはならぬ。

事實從來の社會施設は、救治の方面に偏し、中產階級以下の者をして、貧困への沒落の豫防施設が比較的閑却せられたかの感がある。

これ近時經濟的保護施設の高唱せらるゝ所以で、これが本縣の實狀に見るも、尙なさねばならぬ幾多の問題が横はつて居る、卽ち、庶民を對象とする消費經濟の調整、金融機關の整備などは、其の急なるもので、將來時運の趨勢と相俟つて、斯の種施設の完成を期したいものと思つて居る。

第三節　勞働保護施設

第一項　概說

人間の凡ゆる行動は生存に始まるのである、生存する爲には食物其の他種々なる物質を要求する、それ故人間は此の要求を滿す爲に、一定の目的を定め、一定の計畫に基き、各任意の行動を執ることになる、此の行動の組織を經濟組織と謂ふ、此の組織に依つて自己を生存せしめ、一家を扶養し、産業を開發して國家の隆昌を圖る。之皆此所に基礎を置かないものはない。

此の重要なる經濟組織の一要素たる、勞働の問題に就ては、國民は眞面目に之を考察し、國家は十分に保護を加へて、民衆の福祉を增進し、百年の大計を誤らぬことに努めねばならぬ。

近時文化の發達、經濟組織の複雜化に伴ひ、産業を助長し、公平なる勞務の分配を行ひ、又一面失業者の救濟並に、防貧施設として實施せられた職業紹介法の効きは、確に勞働保護の施設として重要なるもの、一つである。其の外公共團體、公益法人の施設する職業補導の事業、又は授産事業等

に對し、補助金の交付其の他の方法に依つて、保護奬勵に努められつゝあるは、頗る機宜に適した施設と言はねばならぬ、以下是等の施設に就いて項を改めて略說する。

第二項　職業紹介

職業とは即ち經濟組織内の或る計畫的な行動を繼續的に見た場合を云ふので、人間は唯パンの爲に生存するものでなく、人間最高の完成と云ふ理想が、職業の大きな目的であらねばならぬ、斯樣な見地から考察して見ると職業は

職業
- 個人的に觀て
  - 物質的＝個人生活の手段
  - 精神的＝個人の全人格完成の手段
- 社會的に觀て
  - 物質的＝家族及社會に財貨供給の手段
  - 精神的＝家族及社會の福祉增進共存共榮の手段

であると思ふ。人間には各々天賦の職業がある、若し職業のない人があるならば、其の人は國民の義務を果さない人である、「職業に貴賤の別なし」、「勞働は神聖なり」とは實に至言であり、深い意義が含まれて居る。

求職者の爲に職業を斡旋すると云ふ意味から、我國には相當古くから、私的の職業紹介機關があつた、無論手數料を徵する營利事業で、單に失業者を救濟すると云ふ比較的狹い意味のものであつたが、時勢の推移につれて產業は急に勃興して、勞力の不足を來し、之が供給には私的の營利業者に委ねて置いては、其の圓滑を期することが出來ない、のみならず幾多の弊害が伴つて居る關係から、國家として、適當な法律を以て勞働者を保護し、國家產業を助長する意味で、大正十四年四月に職業紹介法が公布せられ、全國各府縣に公設職業紹介所が設置せられ、茲に始めて民間の機關から國家機關へと移つた。之には謂ふ迄もなく、共存共榮の連帶觀念に依る社會政策の意味が含まれて居ることは勿論である。然しながら、我國の營利職業紹介所は、現在其の數約一萬に上り、一ヶ年の取扱件數も五十三萬餘件を算する狀態で、今遽に之を廢止することを得ない實情にある、依つて政府に於ても、營利職業紹介取締規則を發布して、職業紹介所の名稱を使用することを禁し、昭和二年一月一日から之を施行して、公私混同を許さぬ樣にしたのである。今日云ふ所の職業紹介所は、即ち公設職業紹介所を指すので、幾多の特典が附與せられて居る。

一、職業紹介法の大要

大正十四年四月法律第五十五號を以て公布せられた職業紹介法の大要は左の如くである。

イ、市町村の經營たること

ロ、市町村以外の經營には許可を要すること

ハ、內務大臣は必要と認めたる人口三萬以上の町村に設置を命ずることを得ること

ニ、紹介には一切手數料を徵せざること

ホ、經費は市町村の負擔とすること

ヘ、建築費及之に伴ふ初度調辨費として國庫より二分の一を補助すること

ト、其の他の諸費に對し國庫より年々六分の一を補助すること

チ、就職地迄の旅費全部又は一部を貸付すること

リ、勞働賃金の一時繰替支給を爲すこと

ヌ、內務大臣及職業紹介事務局長が之を監督すること。

二、職業紹介の機關

大正十四年四月職業紹介法が發布せられて以來、政府は鋭意公設職業紹介所の設置を奬勵すると共に、東京に中央職業紹介事務局を、又東京、大阪、名古屋、福岡に地方職業紹介事務局を設置し、各道府縣を分轄統一せしめ、更に職業紹介に關する諮問機關として、中央及地方の各事務局に職業紹介所委員會を設けて、事業機關の體系、整備を計り、斯業の發達を期して居る。因に本縣各紹介所は、名古屋地方職業紹介事務局の管轄に屬して居て、現在に於て約二百四十の多きを算するに至り、尙職業紹介所は法律發布以來漸次其の數を增加し、年々增加すると共に、其の設備の完成に向ひつゝあるの趨勢にある、而して紹介事業の發達に從ひ、漸次職業別、男女別の專門的紹介所の分化を見るの傾向がある、卽ち

日傭勞働者職業紹介所
婦人職業紹介所
少年職業紹介所
技術者職業紹介所
鮮人職業紹介所
知識階級職業紹介所

等で各々其の目的の爲に活動を續けて居る。而して一府縣內二ヶ所以上職業紹介所のある所は、其の中一ヶ所を指定して、府縣內の連絡に當らしめ、各地方職業紹介事務局は數府縣を聯絡統一し、中央職業紹介事務局は、更に各地方事務局を連絡統一して一傘下に之を監督指導して、所謂職業紹介網は今や形の上に於て完成した譯である。

三、本縣職業紹介所の實績

本縣に於ても勞務の需給調節を圖り、一面防貧救貧の社會施設として、大正十年四月一日から縣下各市町村に本事業を開始せしめたが、偶々同年四月八日職業紹介法が公布せられたので、直ちに職業紹介法施行細則を制定し、津市、四日市市、宇治山田市の職業紹介所に認可を與へ、また宇治山田市の明照淨濟會職業紹介所をも許可し、其の後桑名町、松阪町、上野町にも之か設置を見るに至

り、何れも規定に依る設備を整へ、專務の職員を置き事務の向上を圖り、年と共に趣旨は普及し、其の歩を進めつゝある。各職業紹介所竝昭和二年中に於ける取扱成績、昭和三年度豫算は左の如くである。

（イ）桑名町職業紹介所

位　置　桑名町役場内
設置年月日　大正十三年一月十一日
職　員　所長　大河内彌兵衛外事務員一名
昭和三年度豫算　一、四六八圓

（ロ）四日市市職業紹介所

位　置　四日市市役所内
設置年月日　大正十一年三月三十一日
職　員　所長　渡邊章六外事務員二名
昭和三年度豫算　一、一八三圓

（ハ）津市職業紹介所

位　置　津市役所内
設置年月日　大正十一年十月一日
職　員　所長　日野靜馬外事務員三名
昭和三年度豫算　一、六六七圓

（ニ）松阪町職業紹介所

位　置　松阪町役場内
設置年月日　大正十三年六月二十一日
職　員　所長　中條久太郎外事務員一名
昭和三年度豫算　九一八圓

（ホ）宇治山田市職業紹介所

位　置　宇治山田市役所内
設置年月日　大正十一年三月三十一日
職　員　所長　渡部重男外事務員二名
昭和三年度豫算　一、四四八圓

（ヘ）上野町職業紹介所

位　置　上野町役場内
設置年月日　大正十三年四月一日
職　員　所長　杉森万之輔外事務員一名
昭和三年度豫算　六九五圓

（ト）明關淨濟會職業紹介所

位　置　宇治山田市吹上町九〇番地
設置年月日　大正十一年三月三十一日
職　員　所長　清水法隆外事務員二名
昭和三年度豫算　一四二圓

紹介所別	求人数			求職者数			就職者数		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
桑名町職業紹介所	一二六	三一	一五七	一六八	二八	一九六	四三	八	五〇
四日市市職業紹介所	二五三	七六	三三〇	二九九	一〇三	四〇二	一六〇	五七	二一七
津市職業紹介所	二七六	一八五	四六一	三三六	一四八	五〇四	一三四	八一	二一五
松阪町職業紹介所	二二六	七三	二九九	二五四	七六	三三〇	一三六	四四	一八〇
宇治山田市職業紹介所	二八八	二〇七	四九五	三一三	一四八	四六一	一四八	四四	一九二
上野町職業紹介所	二〇〇	五九	二五九	二六九	七六	三四五	一四八	四四	一九二
明照淨清會職業紹介所	三三	二五	五八	三七	二五	六二	二六	二五	五一
計	一、一〇〇	六五八	一、七五八	一、二九二	六五八	一、九五〇	六四二	二四七	八八九

第三項　少年職業指導

少年が身體、個性、能力、趣味に就て何等の考慮を拂はず漫然と唯目前の賃金又は給料の多きを望みて、就職する結果、頻々と職業を轉換し、遂には失業に陷り、生活難を惹起し、社會不安の問題を釀生せしむるのみならず、產業能率增進上の障碍を招來する、殊に近代產業革命の結果、職業は專門的に分化され、其の種類は愈々多きを加へ、職業の選擇は益々困難となつた、若し此の儘に放任するならば、啻に本人の前途を過らしむるばかりでなく、國家社會全般の不幸であつて、社會政策上之を默過することが出來ない、之れ職業指導乃至紹介の緊切なる所以である。

從來小學校に於ても此の問題を等閑視して居た譯でもなく、雇傭主も雇傭問題に就て相當の考慮を拂ひ、保護者と雖も無關心ではなかつたと思ふが、未だ一般に職業指導の目的が達成されて居ると は認められぬ、前に述べた如く、單なる偶然の機會や外的條件に因つて、不適當な又は有害な職業に從事するものが少くない。職業紹介所に於ても夙に本事業の爲に研究もし、相當の努力も拂つて居たものゝ、其の取扱成績は甚だ微々たるものであつた。此故に大正十四年七月社會局第二部長、文部省普通學務局長から通牒を發して、少年職業紹介に關する要項を示され、更に昨年十一月文部大臣より、各道府縣に對し、兒童生徒の個性尊重及職業指導に關する訓令を發せられ、茲に全國的に小學校と職業紹介所が相提携して、活躍することゝなり、斯道に一新紀元を劃するに至つたのである。

一、少年職業紹介委員の設置

少年の職業指導並就職に關し特別の機關を設けて、之が實績の向上を圖る必要より、名古屋地方職業紹介所と協議し、先づ既設職業紹介所々在地の小學校職員、職業紹介所職員、醫師、方面委員、實業家及社會事業關係者、其の他少年職業紹介に關し學識經驗を有する地方人士を以て、少年職業

紹介委員を設置することとし、當該市町とも協議の結果左記の通り、八十二名の委員を嘱託したが、之等委員諸氏の活動に依り、年々相當の成績を擧げて居る。設立年月日及員數等は左の如くである。

職業紹介所名	設置年月	委員數
津市職業紹介所	大正十五年二月	二〇名
四日市市職業紹介所	大正十四年十二月	一四名
宇治山田市職業紹介所	同	一四名
桑名町職業紹介所	同	一〇名
松阪町職業紹介所	同 十一月	一四名
上野町職業紹介所	同 十二月	一〇名
計		八二名

二、連絡小學校の設置

職業紹介所と各小學校と聯絡し、以て少年の職業指導及就職に努力するの前提として、先づ、職業紹介所所在地の市町村内及其の附近に於ける小學校と聯絡を執ることゝし、名古屋地方職業紹介事務局に於て、各職業紹介所と協議の上、連絡小學校を指定し、相互の聯絡に努めつゝある、現在本縣に於ける聯絡小學校は四十四校で其の内譯は左の如くである。

津市職業紹介所	津市養正尋常高等小學校
同	濟美同
同	青生同
同	修成同
同	養和同
同	知敬同
同	立誠同
計	七校
四日市市職業紹介所	四日市市第一尋常高等小學校
同	第二同
同	第三同
同	第四同
同	第五同
同	第六同
同	第七同
計	七校
桑名町職業紹介所	桑名郡桑名町第一尋常小學校
同	桑名町第二同
同	桑名町第三尋常高等小學校
同	桑名町第四同
同	益生同
計	五校
松阪町職業紹介所	飯南郡松阪第一尋常高等小學校
同	松阪第二尋常小學校
同	松阪第三同
同	松阪第四同
同	三重同
同	羽津同
計	十七校
宇治山田市職業紹介所	宇治山田市第一尋常高等小學校
同	第二同
同	第三同
同	第四同
同	第五同
同	第六同
同	第七同
計	七校
桑名町職業紹介所	桑名郡桑名町第一尋常小學校
同	桑名町第二同
同	桑名町第三尋常高等小學校
同	桑名町第四同
同	益生同
計	五校
松阪町職業紹介所	飯南郡松阪第一尋常高等小學校
同	松阪第二尋常小學校
同	松阪第三同
同	松阪第四同
同	三重同
同	富洲原同
同	日永同
同	鹽濱同
同	四郷同
同	常盤同
同	三重同

飯南郡 港 尋常高等小學校
同 松江同
同 花岡同
同 神戸同
計 八校

第四項　職業輔導及授産事業

職業紹介事業と相關聯して、最近比較的發達して來たものに、職業輔導がある。之と略同樣なもので、相當古くから行ばれて來たものに、授産事業がある、元來此の兩者の區別が何處にあるかと謂へば、前者は主として簡易な方法に依つて、職業能力を指導助長して行くと云ふ點にあり、後者は主として職業に必要なる施設を利用せしむると云ふ點に重きを置くものと謂ふべきであらふ。然し此等の區別は嚴格なる意味に於て然りと云ふことは出來ない、何れもまだ充分の普及を見て居ないが、職業輔導事業として最も古いものに、大正十一年十二月に設けられた、東京市職業輔導會がある、其の主なる事業は職業の輔導、授産、宿泊救護、貸金立替、旅費貸與等である、其の後大阪及神戸にも同種の輔導會が出來、現在では、全國に約七箇所の存在を見るに至つた。

授産事業はその沿革稍古く、明治十七年に福岡縣に授産場を見、其の後漸次普及して、現在では約四十四箇所を數へて居る。授産種目は、裁縫、ミシン、編物、刺繍、人形、レース、麻絲ツナギ、

上野町職業紹介所
上野町立男子尋常高等小學校
同　女子同
計　二校

狀袋等を主として、大體婦人向きの內職に重きを置いて居る、彼の關東大震災に依つて受けた不具者を收容し、之に授産する目的の下に出來た、財團法人同潤啓成社がある、其の組織其の設備は、共に授産事業の模範であらう。

一、松阪職業輔導會

方面委員事業の發達に伴ひ、本縣に於ける主要なる市街地には、方面委員助成會の設置がある、松阪町方面委員助成會の事業として、松阪町職業紹介所內に設置された職業輔導會がある、主として勞働者を對照とし、荷車、其の他勞働に要する一切の器具を設備して隨意に之を貸與し、職業紹介所と相聯絡して、職業の輔導に努めて居る。

二、三重縣保護會

本縣に於ける授産事業として、明治二十七年九月津市上辨財町津與二千七百番地に設置された、財團法人三重縣保護會がある、同會は主として、三重刑務所に於て一定の刑期を終へ、釋放せられた人々を收容し、之に適當な授産の途を講じて居る。

第五項　移植民保護奬勵事業

我が國は天然の資源に乏しきにもかゝはらず、人口增加の趨勢著しく、爲に近時人口並食糧問題の解決は、社會問題として極めて重視されて居るが、之を對內的手段にのみ訴へて解決を計らんとす

るが如きは到底不可能である。寧ろ對外的活動即ち移民奬勵の必要が大いにある。

政府當局に於ても夙に各種の奬勵策を講じて、移民の助成に努められたるも、從來は消極的施設に止まる狀態であつたが、海外移住組合法の實施により、茲に積極的移民政策の樹立を見るに至つたのである。

本縣に於ては大正十三年十二月、三重縣海外協會を設け、爾來大いに海外發展を奬勵して來たのであるが、海外移住組合法實施の機を逸せず、直に同法による三重縣海外移住組合を組織し、政府の組織と相俟つて縣民に海外雄飛の機會を與へ、以て現時の難局打開に貢獻するの一助となさんとしつゝある。

○海外移住組合法

本法は昭和二年三月法律第二十五號を以て公布せられ、同五月一日より實施するに至つたものである。組合員又は組合員と同一の家に在る者の、海外移住を助成するを以て目的とする法人組合を、府縣單位に組織せしめ、政府は之に對し、土地購入其の他移住に必要なる資金の貸付並補助金を交付して、組合の事業を助成することになつて居る。

○三重縣海外協會

一、位　置　三重縣廳內

二、會　長　三重縣知事

三、現　況　海外發展を奬勵するを目的とした會で、大正十三年十二月官民有志會合して此の協會を形成し、昭和二年四月漸く本會發會式を擧けたるを始めとし、昭和二年度中に於てはパンフレット「渡航の手引」の配布、活動寫眞講演會の開催、會報の發行、移民送別會等を開催したる外、海外移住組合の設置促進には與つて力をなした。昭和三年度豫算を概記すれば次の如くである

一、事務費	一、四四〇圓	
二、會議費	四八〇圓	
三、事業費	三、五〇〇圓	
四、基本金積立	二三、〇六六圓	
五、豫備費	四〇〇圓	
計	二八、八八六圓	

第六項　釋放人の保護

國憲國法を犯して社會の秩序を紊り、同胞の生命財產に危害を加へた罪により、國家が之に對して刑罰を科したのではあるが、其の刑罰たるや、決して應報的、懲罰的でなく、所謂其の罪を惡んで其の人を惡まざるの主義で、彼等を訓練して惡癖を矯め、惡習を打破して、再び罪を犯さしめず、以て社會から危險を除くと共に、國家の良民たらしめんとする精神から、釋放人保護事業は生れた

のである。されば皇室に於かせられては、此等保護事業を重視せられ、御内帑金の御下賜あり、又司法省からも年々助成金が交付されてゐる。

本縣に於ける釋放人保護機關には財團法人三重縣保護會と、明照淨濟會とがあるが、後者は宿泊救護、職業紹介等と併せ行つて居るから、此には前者の概要を記することゝする。

○財團法人三重縣保護會

位置　津市上辨財町津與二、七〇〇番地

組織　財團法人

會長　三重縣知事

沿革　明治二十七年九月免囚保護會を創立し、同三十四年三重授業院と改稱し、大正二年三月組織を改めて、三重縣保護會と稱し、更に大正九年六月財團法人組織と爲した。

現況　本會は保護舍を設けて直接收容保護を加ふるの外、縣下寺院住職に保護委員を囑託して、間接保護の任に當らしめてゐる。昭和二年度中の保護狀況左の如くである。

實		人員	延人員
イ、直接保護人員	男	三〇	一、二一九
	女	一	一
	計	三一	一、二二〇
ロ、間接保護人員	男	四五八	八一、一二二
	女	一七	三、三一四
	計	五七五	八四、四三六
ハ、一時保護人員	男	三七二	
	女	一二八	
	計	五〇〇	

昭和三年度豫算

一、事務費	二、三一〇圓
二、會議費	一〇〇圓
三、宣傳費	八〇〇圓
四、釋放者出迎費	二五〇圓
五、給與費	一、二三〇圓
六、作業費	五二〇圓
七、積立金	一五〇圓
八、豫備費	七五〇圓
計	六、一一〇圓

第七項　勞働保護施設の將來

勞働者の保護施設としては職業紹介法、健康保險法等が實施されて居るが、之等の施設を利用する者の大部分は、都市に於ける勞働者であり、且又實施後日尙淺き爲該施設の不完備なると、其の趣旨の普及せざるの憾があるから、今後一層保護施設の體系を整へて、萬全を期せねばならぬが、將

來に於て最も考究を要する問題は、農業保險制度と出稼勞働者の保護施設ではあるまいか。

由來農村の生活は簡素ではあるが、生活が確實であり、安定せる所に其の強味があり、農民の滿足があつたのであるが、近時の經濟的變動に伴つて、生活の安定も漸次破壞せられ、農村の向上は益々困難となり、農民の生活は都會の夫に比し、著しく衰つて居る。尙旱害、風水害、霜害等により不作の場合は全く危險で、忽ち生活に脅威を感じ、從つて小作問題が頻發することになるのであるから、是非農業保險制度の實施を希望するのであるが、此は一地方の問題でないから、國家の施設を俟たねばならぬ。

近時都市工業の發達に伴ふて勞働者の需要が增加した結果、農村青年男女の出稼も非常に增加し、地方に依つては一種の慣習とさへ化して居る所もある。出稼が農村振興の上に好結果をもたらすや否やは別問題として、出稼によつて生ずる弊害は何處までも之を防止し、出稼者を保護する爲適當なる保護組合を町村に設置せしむる樣にせねばならぬ。

第四節　醫療保險施設

第一項　概說

國民の保健施設を講ずることは、社會事業中最も重要なることである。不測の疾病が如何に吾人に苦惱を與ふるかは謂ふまでもない。まして貧困の爲醫療の途なき者の懊惱や知るべきである。窮民の醫療施設は、古來其の發達を見たのであるが、近時は貧困者に限らず、一般人の保健問題を初め僻陬地なるが爲、醫師の開業無き地方に於ける保健、救療問題が等しく重視せらるゝに至り、益々該事業の普及發達を促すこと切なるものがある。本縣に於ても交通の不便其の他の事情により、今尙醫師無き村は、實に九十二箇村の多きを算するの一端を以ても、如何に本施設の急務なるかを知るべきである。今本縣に於ける保健施設の現況を概說すれば左の如し。

第二項　一般醫療施設

一、恩賜財團濟生會の救療

明治四十五年五月恩賜財團濟生會から、同會救療事業の實施を縣に依托せられたるにより、縣は更に三重縣醫師會、三重縣齒科醫師會、三重縣藥劑師會に救療を委托し、普く其の恩惠に浴せんことを期して居る。

救療方法は豫め治療券及處方箋用紙を市町村長に交付して置いて、其の市町村に居住する貧困者であつて、疾患に罹り、自ら醫藥料を支辨することの出來ない時には、區長、町總代、方面委員、警察官吏に申出る。此の申出があつた時は、よく實際を調査して、市町村長に具申し、治療券交付の手續をしてやる。其の交付を受けた者は無料にて醫師の診療、醫藥の給與を受けしめて居る。

昭和二年度に於ける救療患者は一、二三五人に達してゐる。

二、公營醫師の設置

津市に市立病院を見るの外、町村費を以て醫師を招聘し、公營醫師を設置してゐるのは、志摩郡加茂村の一箇所にして、昭和三年五月の創設であつて、本年度豫算額は一、五〇〇圓である。其の他町村費を補助して開業醫を招聘して居る村も十數箇所ある。

三、實費又は無料診療の設置と其の實績

○日本赤十字社三重支部無料診療班

赤十字社三重支部に於ては夙に本施設の必要を認め、大正十一年度以來、毎年春秋二季に巡回無料診療班を組織して、縣下各地に開催して居る。昭和二年度に於ける成績左の如し。

一、開設箇所		一六箇所
二、診療人員	男	二、〇〇三人
	女	二、三八九人
	計	四、三九二人
三、處方箋交付人員		一四二人
四、經費		五、四五四圓六八

赤十字社三重支部に於ては、右の外救急圖を縣下心要の場所三十箇所に配置して、應急處置の用に供せしめてゐる。昭和二年度中の使用人員一、一〇四人である。

○伊賀慈惠醫院

大正十四年四月阿山郡醫師會の創立にして、伊賀上野町大字德居町にあり。伊賀在住の窮民にして、官公吏、方面委員、區長其の他醫師の證明ある者に對し、實費又は半減の診療をなす。昭和二年度中の取扱患者數は一、一〇八人其の經費四、二六〇圓である。

○笹尾醫院

貧困患者にして治療費の充分ならざるものに對し、無料診斷をなし、藥價の實費又は半額を施藥するものにて、昭和三年一月笹尾玄尾氏が、飯南郡松阪町大字日野町二丁目に設置す。昭和三年三月迄に取扱ひたる患者數六一二人、其の經費六八〇圓である。

第三項　特殊療養及豫防施設

諸種の疾病中結核、癩病、精神病等は、社會衛生上の重大事項にして之等、特殊疾病の豫防並療養は、社會事業中の重要なる施設である。以下該病に關する豫防並療養施設の概要を記述する。

一、結核の豫防並療養

現行制度

結核豫防に關する法規は、明治三十七年肺結核豫防に關する內務省令、大正三年肺結核療養所設置に關する法律及大正八年の結核豫防法、同年勅令の同法施行令並內務省令の同法施行規則及大正九

年縣令結核豫防法令施行規則等がある。今結核豫防法の概要を摘記すれば、先づ醫師は、結核患者又は死者ありたる場所につき、消毒其の他豫防方法に關して、一定の指示をなすべく、行政官廳は、家屋、物件の消毒其の他豫防方法の施行を命じ、又必要と認むる場合には、健康診斷、患者の從業禁止、物件の賣買及授受の制限、又は禁止、消毒若は廢棄を命ずることを得。亦地方長官は、衛生上不良なる建物の使用制限、又は禁止をなすことを得べく、內務大臣は、療養の途なき結核患者收容の爲め、人口五萬以上の都市、其の他必要なる公共團體に對して、療養所の設置を命ずることを得。しかして其の經費に對しては、國庫より六分の一乃至二分の一以內の補助をなし、內務大臣の命令に依らずして、公共團體又は公益法人が設立せる療養所の經費に對しても、二分の一以內を補助し得るのである。尙從業を禁止せられた結核患者及び療養並生活不能の者に對しては、道府縣費でその生活費を補給する定めである。

結核豫防協會の事業概要

本縣に於ては結核豫防事業を行ふため、大正十年一月、三重縣結核豫防協會を組織し、後同十四年四月、組織を財團法人に改め、警察部衛生課內に事務所を置いて、隨時活動寫眞講演會、衛生展覽會、豫防デー等を開催する外、ポスター、其の他パンフレットを配布して豫防宣傳に努め、尙縣下各地に三十九箇所の結核早期診斷所を設置して無料診斷をなす。昭和元年度中の受診人員は九十名にして、創設以來年と共に此の受診人員減少の傾向にあるのは、甚だ遺憾である。又協會の事業として四日市市、松阪町、津市の三箇所に消毒所を設置し、當該市町と共同經營の下に、結核その他傳染病豫防のため、一般の委托に應じて消毒を施行しつゝある。本協會昭和三年度豫算は、歲入金七、二三八圓、歲出金六、二六四圓である。

肺結核患者數

本縣結核豫防協會調査に係る肺結核患者數は、左表の通りにして、本調査の方法は、大正十一年以降四年四季に亘つて、縣下の開業醫師の下で、診斷調査せるもので、此の患者の合計數は二、六八三名を算する。しかして此の數字は、四箇年間四季に亘り調査したものゝ合計數ではあるが、大體に於て一年間の帶患者數を窺知し得るものと思惟す。

肺結核患者數

	大正十一年秋季	大正十二年盛夏季	大正十三年初夏季	大正十五年嚴冬季	合計
男	四〇一	四〇九	三四六	二八七	一、四四三
女	三五二	三七五	三一五	一九八	一、二四〇
計	七五三	七八四	六六一	四八五	二、六八三

二、癩病の豫防並療養施設

現行制度

癩豫防に關する法規には、明治四十年法律第十一號、癩豫防に關する件及同年內務省令第二十九號同

法施行規則等がある。同法令には、癲患者を診斷せる醫師の消毒、其の他豫防方法の指示並行政官廳に對する屆出義務を規定し、療養の途を有せず且扶養義務者なき患者は、之を一定の療養所に入所せしめ、亦必要に依つては其の同伴者又は、同居者をも道府縣費若は市町村費を以て救護の途を定め、尙內務大臣は、二以上の道府縣を指定し、其の管內の癲患者收容の爲に療養所の設置を命ずることが出來る。（私立の療養所を以て代用せしむる事を得）。而して本法による地方費支出の救護費、檢診諸費、其の他豫防上の施設諸費に對し、國庫は六分の一乃至二分の一の補助を爲す規定である。

救護の實際

癲豫防に關する法律に基き本縣は、京都府外十一府縣と共に、大阪府西成郡に、第三區府縣立外島保養院を設立し、管內の癲患者を此處に收容救護しつゝある。現在收容人員は十六名で、此の外昭和二年末調査によれば、縣內には二百五十名の癲患者を有するも、前記の外島保養院は、收容力少く到底其の餘裕を得ず、何れも私宅に於て療養をなすの狀態である。昭和三年度縣費癲豫防費は、九、二九〇圓にして內九、二一一圓は外島保養院負擔金、七九圓は檢診及救護諸費である。

三、精神病者の保護

現行制度

精神病者に關する法規は、民法及刑法の規定の外、明治三十三年法律第三十八號、精神病者監護法及同年內務省令第三十五號、同法施行規則、大正八年法律第二十五號、精神病院法等がある。精神病者監護法は、患者に對する監護義務、其の他監督に關する事項を定め、監護義務を有する者ならでは病者を監置することが出來ない。けれども監護義務者なき場合、又は其の義務を履行し能はざる時は、市町村長が之を監護するのである。此の場合本人又は扶養義務者に於て、監護費用を負擔する資力なき時は、行旅病人行旅死亡人取扱費に準じて、道府縣費より辨償する定めである。

次に精神病院法の大要を述べんに、主務大臣は道府縣に對して、精神病院の設置を命じ、又は私立の精神病院を之に代用することを得しむるのであつて、國庫は命令による道府縣立病院の經費に對し、二分の一乃至六分の一を補助す。而して府縣立又は代用精神病院に入院せしめ得る病者は、市町村長の監護する者、犯罪者にして司法當局が特に危險の虞ありと認むる者、療養の途なき者其の他地方長官に於て特に入院の必要ありと認めたる者等である。

監護の實際

本縣に於ては公立の精神病院なきを以て、市町村長の監護する病者は、私宅又は東山腦病院及岩倉病院等に委託監護を爲しつゝある、昭和二年度中縣費支辨の精神病者監護費は、金一、一一九圓にして、昭和三年三月末に於ける、市町村長監護中の精神病者數は七名で、內私宅監護の者二名、病院監護の者五名である。

精神病者數調（昭和二年十二月末調）

病院監置者	二九名	內市町村長監置の者	七名
私宅監置者	一七六	未監置者	一、三五一
計	二〇五	合計	二、五五六

第四項　醫療保健施設の將來

縣民の健康を增進する爲には、都市、村落の區別無く、一般的により以上衛生思想の普及、診療機關の完備、榮養の改善等を圖らねばならぬが、前にも述べた樣に本縣には、今尙醫師無き村が九十餘箇村もある、殊に其の中でも山間僻陬の農村とか、離れ小島の漁村に於ては、交通不便と經營困難の爲め、醫師の開業は望むことが出來ないといふ狀態で、保健上最も重要なる醫師の配置の不公平なることを知るのである。從つて醫療機關の普及を圖るには、醫師國營も理想ではあるが差當りは、村費を以て公營醫師を設置するとか、又は村費補助を以て醫師の開業を誘致することが、目下の急務ではあるまいか。そして縣は此等の村に對して、相當補助金交付の方途を講ずる樣にしたいものである。

第五節　兒童保護施設

第一項　概說

兒童は自己の兒童であると共に、一面國家の寶である、即ち將來の國家を隆昌ならしむるも、衰微に導くのも其の責任は、次代の國民たる兒童の双肩にある、隨て全々之を一個の私有物視することを許されない、之を十分保護し、身心共に健全に養育することは親の責であり、國家に對する當然の義務である。近時兒童保護事業が、國家の重要問題として、一般に宣傳強調せらるゝに至つたことは、當然の趨勢とはいへ、洵に慶賀すべき現象である。本問題が斯の如く發達して來たことは、畢竟國民全般が大勢の推移に自覺して來た結果で、一般社會施設の上から見て、其の設備は元より其の數に於ても、最多數を占めて居ることは、獨り社會政策てう立場からの要求に止まらず、寧ろ國家永遠の國策樹立の精神に基いて、必然的趨勢の現象である、本縣各地に散立する社會的施設も、其の大部分は兒童保護の施設である。併し尙此の現狀を以て滿足するものでない、將來各種の兒童保護施設を奬勵して、一層其の徹底を圖りたいと思ふ。

以下兒童保護事業に關する現今の趨勢について略說して見たい。

一、兒童保護事業の趨勢

1. 育兒事業

本事業は兒童保護施設の中最も古い歷史を有して、現在全國に百十九の多きを占めて居る、然しながら、時勢の動きは、やがて、社會事業の分化發達となり、甞ては育兒施設といふ、單一形態の下に保護せられたものも、現在は各分化せられた各施設の下に、一層その境遇と事情に適合した保護を受けることになつた、爲に、從來の單一的な育兒事業は、漸次其の數を減しつゝある狀況である。

2. 保育事業

本施設は中產階級以下を目標とし、勞働に從事する人々の爲に、晝間其の幼兒を預り保育する施設として缺くべからざるもので、近時綿民地區、工場地帶に設けらるゝもの次第に多く、其の數約百五十を示し、尙次第に增加の傾向にある、尙保育事業に關する最近の趨勢として、農繁期に際して行はるゝ期節的託兒所がある。農村社會施設中最も有效、適切なるものの一として近來非常な勢を以て、普及しつゝある。

3. 其の他の各種兒童保護事業

近時感化異常兒の保護、貧困兒童の保護、妊產婦の保護、病兒虛弱兒の保護、其の他各種の保護事業が、年と共に發達し、更に之に附隨して、多數の分化施設が講ぜられ、規模も擴大し設備も漸次整ひつゝある。併し從來斯種事業は主として、民間篤志者の任意經營に依つて、發達して來たものであるが、近時政府に於ても、大にこの事業の必要を認め、感化法、少年法、矯正院法を始めとして、恤救規則中に、幼弱者の救育に關する規定、棄兒養育米給與方、其の他工場法等の幼年者保護に關する規定を施行して、之を保護し、近く兒童扶助方案が議會に提出されんとする機運に向つて居る。

斯の如く、兒童保護の問題は、國家の重要問題として、今後其の體系も整ひ、施設も完備し、社會事業中の首要なる位置を占むることは勿論、歲と共に一段の進步發展を遂げることと思ふ。

二、兒童扶助に關する現行法規の大要

貧困兒童の扶助に關しては僅かに恤救規則の一部と、棄兒養育米給與方とがあるのみで、之等の現行法制も、極めて不備なものであり、且つ其の制度は、何れも明治初年に於て爲されたものであるから、現在の社會狀態に適合せざる點のあるのは止むを得ぬ。茲に於て政府は、貧困兒童の扶助制度を確立して、時代の要求に順應して、兒童保護の基礎を築くべく、目下研究準備を進めつゝあることと思ふ。

第二項　一般的施設

一、妊產婦の保護

1. 妊產婦保護の必要と其の機能

妊產婦保護の事業は、兒童保護の根本を爲すもので、其の直接の目的は妊娠せる婦人、產褥にある婦人を保護するものであるが、その期する所は、胎兒を無事に出產せしめて、乳兒期を安全に經過せしめ、併せて母體を保護し、健全なる次代國民を得んとするにある。

從來一私人の家庭に於ける妊婦、產婦に對して社會が之を顧慮し、斡旋するが如きことは、殆んど考へられなかつた問題である、併し將來の社會を擔ふべき兒童の健康、その第二の國民を生む母の健康が社會自體に、如何に重大な意義を有するかに氣付いた現代社會は、今や之を、最も重要な事

項として立法に、施設に、極めて熱心な努力を傾け來りつゝあることは、當然のことゝはいへ尚に喜ぶべき現象である。

併しながら、其の妊産婦に要する給費の一切は、原則として個人の支出に任された、現代の社會組織に於ては、健康も或る程度迄は、經濟力の問題で金を以て購ふことが出來、金がなければ其の健康すら保持することが出來ないといふ情けない狀態である。故に國民保健の問題といふものゝ、結局經濟力に餘裕のある中產階級以上の者に於ては、社會の力を待つ迄もなく、自己の力によつて健康の獲得維持が圖り得られる、けれども、今日其の日の生活に追はされて、全く、其の要求を充たすことの出來ない、貧困なる階級の人々には、之れが不可能である。之れ本施設を特に必要とする所以で、是れ當さに重要なる國家問題であり、社會問題である、以下少しく本事業に對し緊急缺くべからざる施設の一、二を記して見る。

イ、個人としては一家の主人が妊産婦に對し、眞の同情と理解を有し、出來得る限り心配を掛けない樣にし、一定の期間十分休養を與へなくてはならぬ。

ロ、社會施設としては一定の收容所を設けて、或る期間之に收容し、妊産婦の母體と胎兒及乳幼兒の保健を完全にすること。

ハ、若し收容所を設ける事の出來ぬ所は、或は、巡回產婆、巡回看護婦を設置して、家庭訪問を爲し之を保護せしめ、經費は出來得る限り之を無料とし、止むを得ざる時は實費を徴することにしたい。

以上の施設は近時各地に、漸次普及しつゝある。かくて妊産婦に對し遺憾なき保護と、休養を與へ得るならば、獨り個人の幸福たるのみならず、實に國家社會の慶事である。

2. 母性保護に關する法規の大要

今母性保護に關する法規の主なるものを揭げて見ると。

1. 工場法に依りて婦人勞働者に一定の期間就業を禁止する。
2. 小學校令に依りて女教員に對し一定の期間休養せしめる。
3. 幼稚園の保姆も右に準して一定の期間休養せしめる。
4. 健康保健法に依りて休養期間一定の給付を行ふ。

等であるが今尚貧弱たるを免れぬ、將來社會の進運と共に、更に一段の完璧を期するの機が到來することゝ思ふ。

3. 妊產婦の保護療養と其の實績

無料產院

無產階級者の爲に無料の產院を設けて、之を保護する施設は、公共團體若は其他の社會事業施設として、大都市には相當の設備と經費が伴ふ爲に、本縣では未だ純

然たる無料產院の設置を見ないのであるが、稍々これに類する左記の如き施設がある。

宇治山田市妊產婦保護所

同市に於ては、夙に此の事業に着眼し、大正十年四月、同市の產科婦人科醫寺田縫之介氏が從來經營しつゝあつた、助產婦の養成並其の附屬產院を建設して、妊產婦保護所を設置し、貧困妊婦に對し無料にて施療の途を講ずることになつたので、市に於ても之を完成せしむべく、大正十一年四月一日同氏を所長に囑託して、宇治山田市妊產婦保護所を設置し之を市營としたのである。經營の方法は通常巡回產婆の形式を執つて居るが、妊婦の狀態に依つては、入院助產もする、而して之が保護の申出は至極簡單で、市役所亦は保護所に申込めば、其の家庭の事情を調査し、直ちにその保護に任することになつて居る、開所以來良好な成績を擧げつゝあるのみならず、所長始め職員熱心に努力し其の取扱懇切叮寧にして、一般市民の信用を博しつゝある。

志摩郡越賀村產婦保養所

從來同地方の風習として產婦は、自家と離れて一定の場所に起居し、產後四、五十日間は此所に休養する例になつて居る。處が從來の設備は甚だ不完全で、產婦の保養に適せざるものがあり、加ふるに該建物が甚だしく腐朽して、改築の必要に迫られたのを機とし、之れを村營の事業に移し、大正十二年三月新に村の中央部に新築して之を解放した。即ち產婦は自由に之を使用し、炊事一切は附添人に依りて行はれ、休養期間中は全く繁雜な家庭の境遇を脫して靜養せしめ、何等の拘束をも加へない、尙同村には村費を支出して若干の補助を爲し、產婆を居住せしめて該保養所と聯絡せしめ、母體の健康、乳兒の發育に著しき効果を擧げつゝある。本事業は漁村に於ける施設として、最も必要なるものと思ふ。

三重郡楠村產業組合妊產婦保護

同組合は夙に妊產婦の保護に留意し、數年前產婆と囑託し妊產婦の家庭を巡回せしめ、之が取扱料金を一定し、同料金を組合より支出して之を保護し、同組合附屬の婦人會と提携し、相當の成績を擧げて居る。

公營產婆の設置

妊產婦の健康を保持し、乳兒の發育を良好ならしむる爲には、學識あり、經驗ある產婆を必要とすることは今更言を俟たぬ。然るに本縣の實狀は、開業產婆の總數現在八百三十二名で、文化の進んだ今日、尙一名の產婆すら居ない村が四十六ヶ村の多きを算する、之には種々の事情があると思ふが、敢くとも一村に一名乃至二名位の產婆が普及しなければ、眞に國民保健の實を擧げることは覺束ないと思ふ、これ公營產婆の設置を高唱せらるゝ所以で、即ち公營產婆とは、產婆の給料の全部、又は一部を市町村費から支出して、其の市町村に專屬せしむる制度で、本縣の現況は左記の通りで

ある、

イ、一志郡豐田村

本縣に於て最も古くから此の制度を布き、相當の成績を擧げて居るものに、一志郡豐田村の公營產婆がある。大正十一年度から始めて、產前產後を通じ妊產婦の居宅を訪問せしめ、料金は村民の等級により區別し、最高一回金四圓、最低金二圓を徵集し、消毒藥、消耗品等は全部村費から支出して、一ヶ年平均三十人內外の取扱數を示して居る。

ロ、其の他左記の村には公營產婆として、村費から若干補助金を支出して相當效果を擧げて居る。

多氣郡　荻原村

志摩郡　菅志村、菅島村、長岡村、國府村、志島村、名田村、越賀村、桃取村、坂手村、安乘村、甲賀村、畔名村、片田村、御座村

北牟婁郡　赤羽村、二鄕村、須賀利村、桂城村、三野瀨村、錦村

ハ、妊產婦相談所

大都市には產院に附屬して、妊產婦の相談所を設けて居る所があるが、本縣に於てはまだ其施設を見ないけれども、將來系統的社會事業の發達に伴ひ、漸次其の施設を見るに至るであらふ。

二、乳幼兒の保護

1. 乳幼兒保護の必要と其の機能

兒童保護は乳兒の保護から始まる。母親が學問もあり養育の經驗もあり、經濟力も十分であれば、其の家庭で完全に養育の目的を達し得るので、敢て、社會的施設を待たないのは勿論であるが、現今乳兒の死亡率は中々低下しないのみならず、却て上る傾向がある。統計は少し古いが、大正十二年中の各國乳兒（一歲未滿）、生產千人に於ける死亡率を見ても、如何に我國が高率であるかを知ることが出來る。

英	六九	伊	一二七
和	五七	佛	九六
日	一六三	獨	一三二

乳幼兒の死亡率の多寡で、其國の文化の程度が判ると誰れかが言ふた。眞に然りとせば、我國の現況は洵に情けない狀態にある。古來我國には、母乳哺育が最も廣く行はれ、全體の七割位を占めて居る、外國では日本と正反對で、母乳で養育するものは、三割位に過ぎないと言はれて居る、然るに何故に我國の乳幼兒の死亡率が高いのであらふか、之れが原因は素より多種多樣ならんも、要は生活狀態の不良、營養の不足、親の無智及妊娠中の過勞等が其の主なるものであらふ、即ち根本的には親としての用意を、精神的にも、肉體的にも、環境的にも、十分に具へて居らぬ者が多い爲めと思はれる。將來は一國の體面を保つ上より言ふも、乃至人物經濟の上より考ふるも、更に最善の

努力を拂ひ、以て叙上の缺陷を塡補するのが、喫緊の要務であらねばならぬ、以下畧しく本邦並に本縣に於ける本事業の概況を掲記する。

2．託兒事業と縣下の狀況

世の中には幼兒が有るために、其れが手足纏ひになつて、母親や姉などが、十分其の勞働能率を發揮することの出來ない慘めな生活がある、之等の母親や姉に安心して家業に從事せしむると共に、一面幼兒を引受けて、遺憾なく保育する機關がなくてはならぬ。此の趣旨に基いて生れたものが、即ち此の托兒事業である、我國の託兒所は十五年四月の調に依ると二百六十五で、收容兒童は一萬八千三百五十七名、一箇年の經費七拾壹萬千四拾圓である。そして外に會社工場等に於ける託兒所は二十六で、一箇年の經費七萬九千七百七拾貳圓を算する。本縣に於ける實況は左記の如くで、其の成績は至極良好である。

乳幼兒保育事業

名稱	經營主體又ハ組織	設立年月	所在地	代表者名	收容兒童 男	收容兒童 女	收容兒童 計	經費 昭和二年度決算	資產
桑名愛兒園	桑名町方面委員	大正十三年十一月	桑名郡桑名町大字新町	小河內彌兵衛	一七	一五	三二人	二、三五五円	一、〇四九円
四日市佛教保育院	有志	大正五年十月	四日市市南町	後藤亮聆	二六	四〇	六六	五、〇四八	六、八五〇
白鳳愛兒園	會員	大正七年八月	阿山郡上野町大字丸ノ內	渡邊博道	九六	一〇七	二〇三	三、六〇八	八、二七
三重濟美學院	財團法人	大正六年二月	津市丸之內殿町	能眞海	三二	六	六二	八、三九	二〇、七二九
三重保育院	財團法人	大正三年九月	津市大字津興	玉置諦龍	三七	四三	八〇	四、一九二	二五、二九〇
愛兒園	有	大正十五年八月	津市中新町	多羅尾光照	二六	三八	六四	二、八七〇	—
愛護園	有	大正十三年十一月	飯南郡松阪町大字本町	高志一成	三四	三一	六五	二、七二一	六、九六〇
保育園	會	大正十一年十一月	宇治山田市大字宮後町	鬼頭誠音	一六	一八	三四	一、〇〇三	—
保育園	市立	大正十三年三月	津市相生町	日野靜馬	五七	六四	一二一	二、八〇二	三、九九七
保育場	村立	大正四年十一月	志摩郡波切町	松井丈夫	—	—	—	—	—
託兒所	東洋紡績株式會社	大正十四年七月	三重郡富洲原町	土屋喜太郎	三〇	四三	七三	一、九二三	—
託兒所	同上	昭和二年四月	宇治山田市	桂木貞雄	七	六	一九	三、七六二	—

3．農繁期託兒所と縣下の實況

農村社會事業の一つとして、是非見遁してならない施設の一つは、農繁期託兒所である。即ち農家の最も多忙な時期に、或る區域を單位として托兒所を設置し、一定の期間幼兒を收容して、晝間之を保護し、一面父兄母姉をして、安心して家業に勵精せしむる、所謂勞働助長の機關ともなり、農村には頗る適切な施設である、而も經費は左のみ多額を要せざるのみならず、其の效果は非常に大きいものがある。それ故本縣では、前年來縣費から補助金を支出して、極力之が設置を奬勵した結果、漸く其の機運が熟し、年々其の數を增しつゝあることは非常に喜ぶべき現象で、此の施設が一

般に普及した曉には、現在行詰まれる農村に、一脈の生氣を加へ、農村開發振興の一助ともなる事と考へる。尙本施設は單に農村のみでなく、漁村に於ては漁繁托兒所も結構だし、又期節的業務に多忙な土地ならば業繁托兒所として設置することも結構であらう。

要するに此の種の事業が各地に普及せらるゝならば、單に其の地方の幸福なるのみならず、一般社會の福祉を增進することも尠くないことゝ思ふ。因に本年春秋二季を通じ縣下に七十餘ヶ所の設置を見るに至つた。今其の概況を掲記する。

昭和三年春季農繁期託兒所設置一覽表

名稱	開設地	經營者	設置期間	日數	託兒數
香取託兒所	桑名郡七取村大字香取 法泉寺	住職 安田力	自五月十五日 至六月二十七日	四三	三七
大長村南大社託兒所	員辨郡大長村大字南大社 欣淨寺	村長 門脇欽吾	自六月十五日 至六月二十四日	一〇	三一
竹永村託兒所	三重郡竹永村大字竹成 願行寺	住職 朱雀井信光	自六月一日 至六月二十八日	二八	四五
下野村保育園	三重郡下野村 小學校	村長 下田贊世	自六月二十日 至六月二十六日	七	八〇
楠農繁期愛兒園	三重郡楠村大字五味塚 產業組合	組合長 龜田松太郎	自五月二十日 至七月二十日	六〇	一六
高津瀬村農繁託兒所	鈴鹿郡高津瀬村大字廣瀬 西光寺	住職 天野文裔	自六月十六日 至六月二十五日	一〇	三五
合川村託兒所	河藝郡合川村大字三宅 蓮性寺	佛教團長 金丸孫平	自六月二十一日 至六月二十七日	七	七
同	河藝郡合川村火字德居 青年倶樂部	同	同	七	五六
同	河藝郡合川村大字長法寺 正樂寺	同	同	七	一九
河邊農繁期託兒所	安濃郡安東村大字河邊 善休寺	住職 千草壽麿	自六月一日 至七月十日	四〇	二四
牛田健兒園	安濃郡神戸村大字牛田 高西寺	住職 小泉智乘	自六月十七日 至六月二十六日	一〇	三三
藤水村農繁期託兒所 垂水支所	安濃郡藤水村大字垂水 垂水支所	住職 旭智空	自五月二十五日 至五月三十一日	七	一一
藤水村農繁期託兒所 藤方支所	安濃郡藤水村大字藤方 圓光寺	住職 小松榮	自六月二十二日 至六月二十八日	七	一五
長谷場農繁期託兒所	安濃郡片田村大字長谷場 地藏寺	住職 加藤慈光	自六月十三日 至六月二十五日	一三	一五
法光託兒所	安濃郡櫛形村大字分部 法光寺	住職 宇田川教順	自六月十八日 至六月二十八日	一一	四
得生山農繁期託兒所	一志郡小野江村大字小野江 唯稱寺	住職 長澤信定	自六月二十日 至六月二十九日	一〇	四六
新堂農繁期託兒所	一志郡八知村 金剛寺	住職 松田大英	自六月十一日 至六月三十日	二〇	三四
豐田村 正福寺農繁期託兒所	一志郡豐田村大字小村 正福寺	主婦會小村支會 金兒庫造	自五月二十五日 至六月十日	一六	一六
松尾村農繁期託兒所	飯南郡松尾村大字西野 觀音寺	佛教團長 龜井正雄	自六月五日 至六月二十日	一六	一一
中村農繁期託兒所	多氣郡下御絲村大字中村 陽珠院	住職 江淨觀	自五月二十五日 至六月二十四日	三〇	二三
七保村 野添農繁期託兒所	度會郡七保村大字野添 神正寺	住職 西垣生善	自六月十五日 至六月二十五日	一一	一五

名稱	開設地	經營者	設置期間	日數	託兒數
來迎寺農繁期託兒所	阿山郡府中村大字一之宮來迎寺	住職百武道隆	自六月一日至六月二十五日	二五	二一
中瀨村農繁期託兒所	阿山郡中瀨村大字寺田清正寺	村長荒木甚吉	自六月五日至六月二十五日	二〇	二三
河合村大字馬田農繁期託兒所	阿山郡河合村大字馬田大德寺	住職濱田成辨	自五月二十五日至六月十四日	二一	二三
河合村大字圓德院農繁期託兒所	阿山郡河合村大字圓德院淨土寺	住職中林俊苗	自六月一日至六月二十一日	二一	四六
河合村大字川合農繁期託兒所	阿山郡河合村大字川合西光寺	住職安藤琢了	同	二一	四一
河合村大字波敷野農繁期託兒所	阿山郡河合村大字波敷野來迎寺	住職管田光雄	自五月二十日至六月十日	二三	二八
轉輪寺農繁期託兒所	阿山郡西柘植村大字柏野轉輪寺	住職玉置俊透	自六月一日至六月二十日	二〇	三四
西柘植村佛教團專念寺農繁期託兒所	阿山郡西柘植村大字御代專念寺	住職吉水眞瑞	同	二〇	二三
西柘植村佛教團淨林寺農繁期託兒所	阿山郡西柘植村大字楯岡淨林寺	住職服部隆法	自五月十一日至五月二十日 自五月二十七日至六月五日	二〇	一四
壬生野村農繁期保育園第一分園	阿山郡壬生野村大字山畑普門寺	住職黑宮良仙	自六月五日至六月二十四日	二〇	六一
壬生野村農繁期保育園第二分園	阿山郡壬生野村大字川東俱樂部	阿彌陀寺住職梅田隆曉	同	二〇	五一
壬生野村農繁期保育園第三分園	阿山郡壬生野村大字川西俱樂部	福泉寺住職野田覺法	同	二〇	四六
壬生野村農繁期保育園第四分園	阿山郡壬生野村大字西之澤法雲寺	住職笹尾文雄	同	二〇	四〇
地藏寺農繁期託兒所	阿山郡山田村大字千戶地藏寺	住職嶽盛戒隨	自六月一日至六月二十日	二〇	二五

神戶村第一保育園	名賀郡神戶村大字比土來迎寺	住職高森圓亮	自六月一日至六月二十六日	二六	三五
神戶村第二保育園	名賀郡神戶村大字上神戶西方寺	西方寺	同	二六	二九
神戶村第三保育園	名賀郡神戶村大字上林持佛寺	住職瀧亮光	自六月二日至六月二十七日	二六	二七
神戶村第四保育園	名賀郡神戶村大字下神戶無量壽福寺	住職瀨木俊明	自六月四日至六月十二日	七	一七
上小波田農繁期託兒所	名賀郡美濃波多村大字上小波田公會所	區長岩崎佐平	自六月一日至六月三十日	三〇	二三
東田原農繁期託兒所	名賀郡美濃波多村大字東田原長樂寺	區長森久雄	自六月二十五日至七月五日	四二	二一
矢持保育園	名賀郡矢持村大字腰山小學校	教育會長關田義臣	自五月七日至十月三十一日	一四六	六〇
奧鹿野託兒園	名賀郡矢持村大字奧鹿野小學校	同	通年		一一
計				九七七 三三〇七	一、二六九

昭和三年秋季農繁期託兒所設置一覽表

名稱	開設地	經營者	設置期間	日數	託兒數
桑北託兒所	桑名郡七取村大字香取法泉寺	住職安田力	自十一月十五日至十一月二十日	三五	四五
南大社託兒所	員辨郡大長村南大社欣淨寺	村長門脇欽吾	自十一月五日至十一月十五日	一〇	四〇
長深託兒所	同長深公會堂	同	同	同	六〇
高津瀨村農繁託兒所	鈴鹿郡高津瀨村大字廣瀨西光寺	住職天野文裔	自十一月十一日至十一月二十日	九	五〇

名稱	開設地	經營者	設置期間	日數	託兒數
庄內村農繁期託兒所	鈴鹿郡庄內村（第一區）金光寺	住職天隆	自十一月六日至十一月十三日	七	一九五
同	同（第二區）金龍寺	住職山雲巖			
同	同（第三區）養福寺	住職井文定			
同	同（第四區）俱樂部	常德寺住職井秀光 興隆寺住職鍋城林			
同	同（第五區）俱樂部	清泉寺住職比道越 本念寺住職高畑邦雄			
同	同（第六區）正德寺	住職石榑至誠			
河逸農繁期託兒所	安濃郡安東村河逸普休寺	住職千章彥磨	自十一月五日至十一月二十日	一五	一五
長谷場農繁期託兒所	同片田村長谷場地藏寺	住職加藤慈光	自十一月四日至十一月三十日	二六	二六
半田農繁期託兒所	同神戶村半田高西寺	住職小泉智乘	自十一月五日至十一月十九日	一五	一五
正福寺農繁期託兒所	一志郡豐田村大字小村正德寺	區長金兒庫造	自十一月十日至十二月五日	二五	二五
來迎寺農繁期託兒所	阿山郡府中村大字一ノ宮來迎寺	住職武道隆	自十一月一日至十一月二十五日	二五	二五
地藏寺農繁期託兒所	同山田村大字千戶地藏寺	住職盛戒隨	自十一月一日至十一月二十五日	二五	二五
河合村大字馬田農繁期託兒所	同河合村大字馬田大德寺	住職濱田成辨	自十一月一日至十一月二十日	二〇	二〇

名稱	開設地	經營者	設置期間	日數	託兒數
河合村大字川合農繁期託兒所	同河合村大字川合西光寺	住職安藤琢了	自十月二十九日至十一月十八日	二一	二五
河合村大字圓德院農繁期託兒所	同河合村大字丹德院淨土寺	住職中林後苗	自十月二十九日至十一月十八日	二一	二五
河合村大字波敷野農繁期託兒所	同河合村大字波敷野來迎寺	住職菅田光雄	自十一月一日至同　二十一日	二一	二五
轉輪寺農繁期託兒所	同西柘植村大字柏野轉輪寺	住職玉置後透	自十月二十七日至十一月十五日	二〇	二五
西柘植村御代農繁期託兒所	同西柘植村大字御代專念寺	住職水眞瑞	自十月二十五日至十一月十五日	二〇	二五
西柘植村淨林寺農繁期託兒所	同西柘植村大字椿岡淨林寺	住職部隆法	自十月二十七日至十一月二十日	二〇	二五
壬生野村農繁期保育園第一分園	同壬生野村大字山畑普門寺	住職宮良仙	自十月二十六日至十一月十四日	二〇	二五
同第二分園	同壬生野村大字川東俱樂部	阿彌陀寺住職梅田隆曉	同	二〇	二五
同第三分園	同壬生野村大字川西俱樂部	福原寺住職野田覺法	同	二〇	二五
同第四分園	同壬生野村大字西之澤法雲寺	住職尾文雄	同	二〇	二五
神戶村第一保育園	名賀郡神戶村大字比土來迎寺	住職森圓亮	自十一月四日至十二月十日	三五	五〇
同第二保育園	名賀郡神戶村大字神戶西方寺	住職上田あさの	同	三五	三五
同第三保育園	同大字上林佛持寺	住職瀧亮光	同	三五	六〇
同第四保育園	同大字下神戶無礙慈福寺	住職木後苗	同	三五	四〇
矢持保育園	同矢持小學校	會長田義臣	自十一月一日至三月二十六日	一四六	五〇

名稱	開設地	經營者	設置期間	日數	託兒數
片田農繁期託兒所	志摩郡片田村片田小學校	村長山本伊藏	自十一月一日 自十一月三十日	三〇	一三五
上小波田農繁期託兒所	名賀郡美濃波多村大字上小波田公會所	區長岩崎佐平	自九月七日 至十月七日	三〇	二六
竹永村託兒所	三重郡竹永村竹永小學校	村長太田貞	自十月二十五日 至十一月十五日	二一	二六
得生山農繁期託兒所	一志郡小野江村大字小野江唯稱寺	住職長澤信定	同	二一	二六
計				八二回	一、三四九

4．育兒事業と本縣の狀況

棄兒、遺兒、迷兒、其他の貧困兒童等を養育する育兒事業は、我國社會事業中で、早くから發達した古い歷史を有するものである、明治五年に東京市に設立された荳女學院は、斯業の濫觴で明治七年に長崎市に設立された浦上養育院之に次き、今や全國を通じて總數百二十一に達して居る。これ等は大抵家族制度に則つて養育して居る、乳兒は普通里預けとし、學令兒童は院內に小學校を設け、若くは公立小學校に通學せしめ、院內に於ては簡易なる手工を課し、又は農業を實習せしめ、義務教育終了後に於ては、職業又は家事見習の爲め、適當の家庭に養育を委託して、其の完全を期して居る。收容者總數は四千六百六十人で、一ヶ年の經常費は、一百一萬二百三十二圓を要して居る、本縣に於ける該事業の狀況は左の通である。

育兒事業

名稱	經營主體又ハ組織	設立年月	所在地	院長名	收容者 男	收容者 女	收容者 計	經費（二年度決算）	資產
財團法人三重濟美學院	財團法人	明治三十四年	津市丸ノ内殿町	能眞海	二	八	一九人	八、三九九円	一九、六五〇円
財團法人九華育兒院	財團法人	明治三十七年	桑名郡桑名町新町	矢田俊正	一七	七	二四	一四、〇〇五	三四、六四〇

5．其他の保護施設

就學保護

學令兒童中貧困に依る不就學者、若くは中途退學者は逐年減少の趨勢であるが、今尙其の跡を絕たぬのは聖代の恨事と言はねばならぬ。大正十三年一月今上陛下御慶事に際し、長くも兒童就學奬勵の思召を以て、御內帑金より金一百萬圓を下賜せられ、同御下賜金は道府縣に配付せられて特別會計とし、道府縣は其の資金より生する利子、其他の收入を市町村に交付し、市町村は貧困兒童就學奬勵の任に當る事となり、茲に斯業の一新紀元を劃するに至つた、現在市町村に於ては貧困者の兒童に敎科書、學用品被服、食料、生活費の一部又は全部を給與しつゝある。從事本事業は私設團體に於て營まれたのであるが、統一的に實施される樣になつてから、私設團體は其の數を減じ、今は全國にて八十六團體で、一ヶ年の保護人員三千九百十一人、經費七萬二千四百七十三圓である。本

縣に於ては之等私設の保護團體を有しないが、前記大正十三年に配付を受けた金二萬十二圓を、恩賜兒童就學奬勵資金として蓄積し、其の利子に縣費補充金を合せて、毎年市町村に於ける貧困兒就學奬勵費に補助を與へ、以て就學保護の實をあげつゝある。

兒童愛護思想の普及

世界の所謂文明國中、我國ほど乳兒死亡率の高い國はないことは、前既に述べた。之は極めて悲むべく、而も枉ぐることの出來ない事實である。のみならず、幸に天折を免がれたる者と雖、身心薄弱の爲に、社會の落伍者となりて、世を毒し、國を蝕はみつゝある者の數が、年と共に、激增しつゝあることは、實に識者の痛患とする所である。世には、富貴顯榮の地位を擁しながら、子故に泣く親が頗る多い。而して、是等の多くは、放漫なる家庭の罪にあらすば、盲目的溺愛の生むだ當然の悲劇である。自ら蒔いた種を自ら刈るはよし。假令それが先天的にせよ、後天的にせよ、缺陷ある身心を賦與せられて、永劫救はれざる悲境に喰喘する悲痛の叫びを、世の親は何と聞く。而も彼等の痛苦は唯彼等一己の痛苦のみに止まらない。今日頻々として起る社會的疾患の素因か、多く何處に胚胎しつゝあるかを察するとき、吾々は慄然として、夏猶寒きを覺えるのである。

由來我子を一己の私有物視することが、抑も容すべからさる潛上であり、神に對する冒瀆である。子供は神の子であり、陛下の赤子である。之を鞠育し、之を長養することは、即ち我々の永遠の生命を培ふ所以であり、天壤無窮の　皇運を扶翼し奉る所以である。是に於てか、醇乎として純なる敬愛の至情より溢れ出つる合理的育兒法の鼓吹並に乳幼兒保護の社會的施設の提唱は、實に一日を緩うすへからさる國家の一大問題と謂はなければならぬ。

本縣亦夙に茲に鑑みる處あり、各種の方途を講じて、合理的に兒童心身の發達を圖るべく、之れが知識の普及宣揚に努めつゝあり、殊に昭和二年度よりは毎年五月五日、縣下數ヶ所に乳幼兒審査大會を開設し、專ら敘上の趣旨の實現に努めつゝある、其の概況左の如し。

昭和二年度乳幼兒審査會成績

開催地	申込人員	出席人員	入選兒童
津市	一、〇三三	八七六	八七
四日市市	六二〇	五〇八	五〇
宇治山田市	五九九	五六六	五六
桑名町	一九四	一六六	一六
松阪町	四二	三九三	三九
上野町	三一〇	二九九	二九四
計	二、一二六	二、七〇八	二六四

昭和三年度

開催地	出席人員	入選者數	優良者數
富洲原町	二四二	三二	二
久居町	一八三	一九	四六
鳥羽町	一二八	一六	三
名張町	一〇九	一六	九
尾鷲町	一七四	一七	九
計	八三二	一〇〇	二九

兒童娯樂施設

兒童の運動慾を適當に指導して、最善の發達を遂げしむることは、兒童愛護施設中見逃してならぬ事項である。

本縣に於ける現在の狀況は左の通りで、甚だ貧弱なるを免れぬ、將來奬勵を要すべき一要項であらふと思ふ。

名稱	位置	設立年月	坪數	昭和二年中一日平均兒童數	經費	備考
津市兒童遊園	四天王寺境内	大正十一年四月	五〇〇坪	三〇〇人	一〇〇円	金棒、ブランコ、スベリ臺等ノ設備アリ
	阿彌陀寺境内	大正十三年三月	一〇〇	一〇〇	五〇	
	觀音寺境内	大正十三年三月	三〇〇	五〇	一五〇	

三、勞働兒童の保護

1. 勞働兒童保護の必要

近時人口の增加と產業組織の變革は、社會組織をして益々複雜化し、所謂生存競爭は日と共に激しく、富むものは益々富み、貧しきものは其の日の生活にすら困るといふ狀態で、所謂富の不均衡は思想に迄も影響して、不安なる社會狀態を招來した。即ち一家の主働者の力のみでは、數人の家族を扶養することが次第に困難となり、其の爲には婦人も、少年も、餘義なく苛酷な勞働の笞の下に立たねばならぬといふ、悲慘な狀態が年と共に益々深刻味を加へて來た。

少年が勞働に從事するの可否は兎も角、社會は之に對し充分の保護と指導を加へる責務があると同時に、更に國家は國民保健の立場から必要な法規を設けて、是等可憐な兒童を擁護する必要の緊切なるものがある、即ち左記は現行法規の大要である。

2. 現行法規の大要

勞働兒童保護の法規として工場法には、十六歲未滿の少年に對し就業時間の制限、夜業の禁止、運轉中の機械及其の他危險なる作業の禁止、毒藥、劇藥其他爆發、發火、引火物取扱禁止等の條項を掲げて之を保護しつゝあるが、一面一般雇傭の關係に依つて生ずる、徒弟及店員の制度にも、雇主及使用者は少年の年齡、體格等を充分稽へ、之を過度に使用し、爲に發育及健康を害せぬ程度に、保護することは蓋し必要な事項である。

3. 少年職業紹介と少年職業指導

本件に關しては前項職業紹介に於て、大體記述したから茲には唯、勞働の立場から看た少年職業紹介につき一項を加へておく。

勞働を大別して精神勞働、肉體勞働に區別する、小學校を卒業して將に社會に其の一步を踏み出すものは多く肉體勞働に就かんとするもので、社會組織が復雜化すればする程、就職少年の數は益々增加する、此處に少年職業指導の必要が生づる、而して其の指導者が、能く兒童の心理を解し且卓超

した社會的見識眼がなくてはならぬ。若し此の見識がなくて、兒童を指導するものありとせば、それは、甚だ危險であり、時に兒童の一生を不幸に導くことがないとも限らない。少年職業紹介として特に設けられた法律はないが、內務文部兩省が特に力を注ぎ、各職業紹介所と各小學校とが相提携して、少年職業指導に盡力しつゝあることは、一面に於て其の生活を安定せしむるのみならず、將來の失業を未然に防止し、他面勞働少年を保護して其個性を遺憾なく發揮せしめ、一面社會の福祉を增進せんとする精神に外ならぬ。

備考　本縣の實況に關しては第三章少年職業指導の項參照せられたし

第三項　特殊兒童の保護

一、病兒及虛弱兒の保護

病兒及虛弱兒の保護施設として、本縣に施設せるものに、兒童健康相談所、夏期兒童保養所、夏期海濱學校等がある、以下其の概要を記述する。

1．兒童健康相談所

△宇治山田市乳兒健康相談所

宇治山田市に於ては、大正十五年市內五ヶ所に本相談所を設置し、醫師五名を囑託し、醫療を加ふるの必要あるも、保護者が貧困の爲其の資力なきものに對し、市費を以つて救護を施行しつゝあつたが、昨年度から諸種の事情のため休止の狀態にあるは甚だ遺憾とする所である。

△松阪町兒童健康相談所

松阪町方面事業後援會事業の一として、昭和三年九月より同町公會堂に開設し、町內開業醫に囑託して每回輪番に醫師一名、保健婦、事務員各一名を囑託し、每月十日及二十五日の兩日、乳幼兒の健康診斷を爲し、保育上に關する相談に應しつゝある。

2．夏期兒童保養所

日本赤十字社三重支部に在りては、身體虛弱又は腺病質兒童の體質改良並健康增進を圖る目的を以て、小學校兒童の夏季休暇を利用し、大正六年より二見浦に、同十年より皷ヶ浦に每夏季、兒童保養所を開設し、何れも一回凡そ百名宛を收容して居る。設備としては小學校を借入れ、兒童の居室兼寢室、兒童娛樂室兼雨中運動場、應接室、事務室、診察室、食堂、教室、病室、浴場、炊事場等一切を整備し適切なる保護の下に、日々の作業を課しつゝある。然して收容兒童は家庭の事情に依つて皷ヶ浦には無料の者、二見浦には一人金拾五圓を徵收して收容する事にして居る。開所以來の成績は卽ち左の如くである。

年度	二見浦				鮫ケ浦			
	經費	收容兒童數			經費	收容兒童數		
		男	女	計		男	女	計
大正六年度	一、五七七円	三八人	一三人	五一人				
同 七年度	一、七八八	六七	三三	一〇〇				
同 八年度	二、二九八	七二	三五	一〇七				
同 九年度	二、八五二	五五	四〇	九五				
同 十年度	三、〇〇三	六三	三九	一〇二	四、七八九円	七六人	三八人	一一四人
同 十一年度	二、五五〇	七二	二四	九六	二、七三九	七二	三三	一〇五
同 十二年度	二、四二七	六二	二四	八六	二、四二七	七二	三二	一〇四
同 十三年度	二、七二五	六七	三八	一〇五	二、五三四	六三	三七	一〇〇
同 十四年度	二、七六五	五八	三八	九六	二、五三七	六九	三三	一〇二
同 十五年度	三、〇七二	五七	四八	一〇五	二、四七七	七三	二四	九七
昭和二年度	四、〇一七	九三	六二	一五五	三、五一四	九四	四二	一三六

3．夏期海濱學校

虚弱兒童の健康を圖り、且つ夏季休暇を有意義に送らしめむが爲、大正十一年津市佛教會主催の下に、津市贄崎海岸に海濱學校を開設し、翌十二年度より津市教育會經營の下に、乙部浦に之を開設したが其の效果尠少ならざるに鑑み、大正十四年度より前記二ヶ所に開設するに至つた。

收容兒童は市内小學校尋常三、四年生中より選定、夏期約三週間毎日午前八時より午後四時迄、體操、深呼吸、海水浴、砂浴、學科復習、音樂、寫生等を課す外時々學藝會、音樂會等を開催することになつて居る、指導員は一ヶ所四名宛で、何れも市内小學校訓導に囑託し尚右の外、市内小學校醫及市立病院看護婦を囑託して、毎日一回身體檢査を行ひ、傷病者ある時は適當なる醫療看護に當らしめて居る。

二、不良兒の保護

1．不良兒保護の必要

國家の將來は其の國青年の道德と健康との上に懸ると言はれたる如く、道德的缺陷を有する兒童の存在することは、社會の目的即ち存續繁榮に對する反逆的事實で、社會の良習を阻害するのみならず、經濟的活動を妨げ、或は社會文化の發展を阻害するものと言はなければならぬ、この故に個人の自助的努力、又は國家の權力に依りて之れを除斥し、以て其の撲滅を企圖することは、啻に國家存續の上よりするも、又兒童保護の上よりするも重大な問題で、是れが必要の存することは多言を要せない事である。

而して此れが目的達成の爲、國家は明治三十三年法律第三十七號を以つて感化法を制定せられ、次で大正十一年法律第四十二號を以て少年法を、同第四十三號を以つて矯正院法の制定を見たが、晩

近感化法中時勢に適合せざる點ありとして、目下其の筋に於て改正案審議中なりと聞く。

2. 感化法の大要

現行感化法は、明治三十三年制定後二回の改正を加へられたるもので、不良少年の保護を全く行政處分に依つて行ふのを其の特色として居る。

即ち政府は先づ道府縣に對し、感化院の設置を强制すると同時に、私設感化院の代用をも許し、此れか管理を地方長官に任して居る、又別に國立感化院があつて內務省の所管に屬して居る、故に現行感化院の種類は國立、道府縣立及私設並市立の四種類で、市立及私立感化院には代用感化院と然らざるものとがある、同法に依り感化院に收容する兒童は、不良行爲を爲し又は不良行爲を爲す虞ある者で、次の各項の一に該當する者である。

(イ) 滿八歲以上十四歲未滿の者にして地方長官に於て入院の必要を認めたる者、但し少年法に依る保護處分の實施せられざる地域に限り本法改正前の如く八歲以上十八歲未滿とする(本條亦然り)

(ロ) 十八歲未滿の者にして親權者又は後見人より入院を出願し、地方長官に於て其の必要を認めたる者

(ハ) 裁判所の許可を經て懲戒場に入るへき者

(ニ) 少年審判所より送致せられたる者

等である。生徒の在院期間は滿二十歲迄であるが、裁判所の許可を經て懲戒場に入るへき者、又は少年審判所より送致の者は此の限りではない。斯くの如く感化法に於ては、地方長官に不良少年を感化院に入院せしめ得る權能を附與せられ、不良兒童に對して純然たる行政處分を爲し得るのである。

而して行政廳は滿八歲以上十八歲未滿にして、不良行爲を爲し又は爲す虞ある者を、地方長官に具申するの義務がある。此の場合其の兒童を五日以內假りに留置し、將來の處遇を決するのを例とする。又地方長官は在院者を假りに退院せしむることが出來る、又感化院長は在院者及假退院者に對して親權を行ひ、又在院者に對して必要なる檢束を加ふることが出來る制度になつて居る。

感化院の經費は道府縣の負擔で、この府縣の支出に對し、國庫から六分の一乃至三分の一の補助がある。又在院者の扶養義務者より、在院費を徵收することが出來る。

國立感化院

內務大臣の管理に屬し左記の者を收容する

(イ) 行政廳の具申又は親權者若は後見人の出願に依り地方長官入院の必要を認めたる者の內、年齡十四歲にして性狀特に不良の者

(ロ) 其の他內務大臣が特に入院の必要を認めたる者。

少年保護に關しては感化法の外に、少年法及矯正院法か制定せられ、之等三ッの法制が共に作用することに依つて、不良少年の保護を達せらるゝ事になつて居る。

之を要するに少年法は、原則として滿十四歲以上十八歲未滿の少年を審判し、十四歲未滿の者は地

方長官より送致を受くる場合の外之を取扱はない。又矯正院は十四歳以上十八歳未滿の少年を收容し、感化院は通常十四歳未滿(八歳以上)の者を入院せしむることとなつて居る、尤も本縣の如きは、少年法に依る保護處分の實施を見ざる地域であるから、矢張り舊法に依り十八歳未滿の者を入院せしむることは前述の通りである。

3. 本縣の感化教育

三重縣立國兒學園

明治四十一年十月津市大字弓ノ町に設立し、翌四十二年四月河藝郡栗眞村に園舍を新築移轉したもので、敷地面積五千九百十四坪、建物總棟數二十三棟、此の坪數四百十一坪餘で、其の內主なるものは本館、講堂、園長舍、教師舍の各一棟、家族舍三棟、炊事場等である。

生徒の定員は四十五名で、小學校令に準據し二學級に編成し、午前中三時間乃至四時間學科教育を施し、專ら國民に必須なる智識を修得せしむる外、午後は農業實習の實科教育を施して居る。生徒の多くは家庭の溫情に浴せさる不遇兒であるから、環境を家庭化し情味豐な教育を行はん爲、家族制度を執り、一家族舍に付き十名內外を收容し、職員は嚴父慈母になつて起居を共にし、以つて圓滿なる人格の育成に努めて居る。尙右の外性行優良なるものは一般家庭に委託して業務を實習せしめ、或は假退園を許して保護者の教養に委ね、常に連絡を保ちつゝ指導激勵に努めつゝある。

創立以來の園生調査表

種別	入園生			退園生						在園生			
	命令に依るもの	出願に依るもの	計	改悛	親族又は後見人の出願	事故	滿年	死亡	計	假退園生	委託生	在園生	計
男	六六	六八	一三四	六二	二	二〇	一〇	三	九七	三	七	二七	三七
女	三	九	一二	四	—	二	一	—	七	—	一	四	五
計	六九	七七	一四六	六六	二	二二	一一	三	一〇四	三	八	三一	四二

財團法人三重感化院

理事長山岡作藏　は夙に之れが必要を感じ、未た感化法の制定を見さる三年以前、即ち明治三十年九月、四日市々境町に一民家を借受け、四日市感化院を創立したのかこの前身である、次て同市內沖の島に移轉の上、三重感化院と改稱、同三十三年市內濱田に院舍を新築の上移轉、其後大正六年六月財團法人の認可を受けたもので、敷地三百五十坪、院舍三棟を有し純眞な家族制度を採り理事長は其の家族及收容生と共に起臥し、改過遷善の實をあげ、傍ら農業及商業(薪販賣)の實習を課して居る。

然るに昭和二年十二月十一日不幸院舍火災に罹り、現在は同市內濱田町の分院(薪販賣部)內に就業中なるも、曩に出願中なりし縣下度會郡田丸町所在、帝室御料地四町六段餘步の拂下認可を得たる

を以つて、近く同所に移轉理想的院舍を建設すべく、目下計劃中である。

創立以來の成績

種別	入院生	退院生					在院生
		改善	實家若は親族へ引渡	病氣	死亡	逃走	退院計	
男	二三四	六五	八	四	二	七	二六	九
女	八	七	一	一	一	三	六	一
計	二五二	七三	九	五	三	一〇	三二	一〇九

三、異常兒の保護

1. 異常兒保護の必要

玆に言ふ處の異常兒とは、盲唖、畸形、癈疾等の如き身體的異常兒、白痴、低能等の如き精神的異常兒、非行、犯罪等をなす道德的異常兒を指稱す。

そして彼等はタトへ之れか先天的にせよ缺陷ある心身を賦與せられて、惠まれざる生を此世に享けし悲痛な境遇!!ソハ涙なくして何人も見ることか出來ぬ。

而かも彼等の悲痛は彼等一己の悲痛のみに限られずして、今日頻々として簇出する社會疾患の素因の多くは、彼等道德的乃至精神的異常兒の手に依つて、釀成せられつゝあることに想到する時、本問題は一日も忽諸に附すべからざるものと信ずる。

此の故に眞に純なる至情より出てたる合理的教育により、彼等の上に生の自覺と、歡喜と光明を喚起せしめ、彼等をして有能の生活に導くことは國家社會の對策上洵に喫緊の要務たるを免れぬ。

身體的異常兒に對しても適當の教育と、適當の保護を加へ、彼等が天賦の長所を遺憾なく發揮せしめ、昭和の文化に貢獻せしむることは曾に本人の福音たるのみならず、亦社會國家の慶事である。

今左に現今行はれつゝある該施設の大要を摘記する。

2. 盲唖教育

小學校令中の除外例として、盲唖兒童に對しては義務教育を免除され得る事になつて居るが。彼等不倖の者をも、同じく昭代の文化に浴せしめばやと企劃されたものが、即ち盲唖教育である、明治八年東京に訓盲院を設立せられたのが、本邦に於ける斯設教育の嚆矢で、本縣に於ても明治三十九年、宇治山田市に神都訓盲院を、同四十三年津市に盲唖學校の設立を見るに到つた。

三重縣立盲唖學校

明治四十三年四月三重縣師範學校附屬小學校に、盲生學級を附設されたが、大正八年十二月之を分離し三重縣慈善協會(現今の三重縣社會事業協會)所屬として津市外青谷に移し三重盲唖院と改稱、次て大正九年四月同會所屬を離れ、會員組織に改め更に規模を擴張して聾唖部を併置し、其の修業

年限を各普通科五年、技術科四年に改正、越へて大正十年四月私立學校令に依り認可を受け、名稱を私立三重盲唖學校と改稱し、盲部普通科修業年限を六ヶ年に延長した。其後入學兒童年と共に增加し遂に校舍の狹隘を告ぐるに至つたので、之れが新築の計畫を樹て、大正十年度に於て現在の位置、即ち津市乙部に土地を購入し、熊澤一衛氏の篤志に依り校舍新築の寄附を受け、之れに寄宿舍をも附設し、同十二年五月こゝに移轉することになつた。

同年八月盲唖教育令の公布に伴ひ、學則の一部を變更すると共に、更に諸般の設備を整へ、同十三年文部省の認可を受け、翌大正十四年四月、縣立に移管し以て今日に至つた。然れども時勢の推移は現在の設備を以てしては、尙漸く狹隘を告ぐるのみならず、現在の位置は偏在せる關係上、通學に不便尠からざるを以て、近く津驛附近に移轉增築すべく既に成案なれるを以て、近き將來に於て必ずや其面目を一新すべしと信づ。

現在收容せる生徒數竝に修業年限、學科目は左記の如くにして之を便宜上、盲部、聾唖部の二に分ち盲部に初等部及中等部を、聾唖部に豫科、初等部及中等部を設いて居る。

1、生徒數

盲部（三九名）

中等部	男 九	女 四	計一三
初等部	男一六	女一〇	計二六

聾唖部（七一名）

豫科	男一〇	女 四	計一四
初等部	男二七	女二二	計四九
中等部	男 三	女 五	計 八

2、修業年限

盲部	初等部六年	中等部四年	但シ中等部鍼灸科ノ別科ハ二年トス
聾唖部	豫科一年	初等科六年	中等部四年

3、學科目

盲部

初等科＝修身、國語、算術、歷史、地理、理科、唱歌、手工、體操

中等部鍼灸科本科＝修身、國語、解剖、生理、病理、衛生、鍼治、灸治、按摩、マッサージ、體操トシ特ニ英語、數學、理科、唱歌及タイプライター使用法ヲ加ヘ尙女子ノタメニハ家事及裁縫ヲ加フ

中等部鍼按科別科＝修身、國語、算術、解剖、生理、病理、衛生、按摩及體操

中等部鍼按科選科＝修身、體操、竝ニ本科ノ教科目中其ノ一科目若クハ數科目ヲ專修ス

聾唖部

豫科＝修身、國語、算術、圖畫、手工、體操、女子ノタメニ裁縫ヲ加フ

初等科＝修身、國語、算術、歷史、地理、理科、圖畫、手工、體操、女子ノタメニ裁縫ヲ加フ

中等部裁縫科＝修身、裁縫及體操トシ特ニ數學手藝ヲ加ヘ女子ノタメニ家事ヲ加フ

中等部工藝科＝修身、國語、木工及體操トシ特ニ數學及理科ヲ加フ

神都訓育院

明治三十九年宇治山田市鍼灸按協會の發起にて、鍼灸按摩術の講習を同市岩淵町に開きたるに始まりしもので、其後大正八年七月牛江卯助を院長に神田竹次郎を院主に推し、設立認可を得て開院し

たが翌九年神田氏院主を辭したから、牛江氏が更に院主をも兼ねることになつた。同十年三月現在の地岩淵町に院舍を新築移轉の上今日に及んだものである。

現在收容生徒數男八名、女五名で通學制度を採用し、院長外四名の教員に依つて左記科目に基き、教授しつゝある。

普通科

修身 國語 算術 地理 歷史 理科 唱歌 體操

技藝科

修身 醫學 衛生 鍼灸術 按摩術 體操

3、不具者教育

盲啞の外種々の身體的缺陷の爲め、普通の教育を受くる事能はざる一般不具兒童に對し、醫療と教育とを兼ねた施設を講じ、以て彼等を有能の生活に導くことは、國家、人類の上より眺めて、極めて重要なことたるは今更言ふまでもない、我國には現在不幸にして此の施設は實に貧弱で、只纔に東京市外高圓寺に柏學園あるのみである。

本縣としても可及的速かに、此種施設の實現を所希するものである。

4、低能兒及白痴の保護

白痴、痴愚、魯鈍、道德的痴愚等精神障害者の保護は犯罪者並窮民の豫防、人種改良等の上より觀て社會國家の重大問題である。

學童中には劣等兒、低能兒等が尠くない是等兒童を普通兒に近き發達を遂げしめ得ることは至難であるが、若し特別の教育を施すならば、普通兒童と並べて學習せしむることは敢へて難事でない。又精神薄弱者中其の障害の程度輕微な者、即ち魯鈍者は特別の學級又は學校に於て教育するならば、相當知能の發達を助け得べく、又强度の精神薄弱者たる痴愚者及白痴者にあつては、學習力を欠き、或は善惡の辨別力無きも、或者は院内に於て良習慣を作り、社會に復歸せしむることを得る。亦望なき强度の白痴に在りては、永久に院内に保護することによつて、反社會的傾向を豫防し安全且つ有効なる生活を爲さしめ得る。其の他精神病兒は正邪を識別するも、精神機能正常ならざる爲自制力を欠き、反社會的行爲を爲すに至るものなきにあらざるも、多くは疾病を初期に發見して善導するならば、不良性を救治し若は豫防することが出來る。

本邦に於ける白痴教育の創始は、東京市外瀧の川學園で、明治二十四年の創立である、爾來京都、大阪にも設置せられたが、本縣に於ては未た斯る設置のないのを遺憾とする。

第四項　兒童保護施設の將來

晩近の社會事業は、救治主義から豫防主義に、更に相助主義から、公營主義にまで進展して來た。それがやがて、兒童保護事業の上にも現はれ、青兒、感化、異常兒の保護より進むで、母姙、胎兒、乳幼兒、學童、勞働兒童の保護事業等を痛切に要望するに至つた。

これを本縣の實際に徴するに、何れも相當の成績を收めつゝあるとは言へ、將來、尙なさねばならぬ事業が多數に取殘されて居る。

就中兒童保護協會の設立、農村巡廻産婆の普及、季節的托兒所の增設等は其の最も急なものである。

第六節　社會敎化

第一項　概說

社會の福祉を增進し、共存共榮の實を擧くるには、各種の社會的施設に依らねばならぬ而かも是等の施設をして最も有意義ならしむるの根本要件は、社會的敎化である。即ち一面現今社會に蔓延しつゝある、社會惡を精神的に除去するに努むると同時に、他面社會生活の向上改善を補導し、促進せしむるにある。貧賤貧富を論せず、安寧福利の一路に向つて邁進し、和平醇朴の社會を造るべく、民衆精神の涵養、訓練に力を致すを以て、社會敎化の第一義となすべきである。以下便宜、矯風運動と敎化運動の二に分ち少しく記述して見たい。

第二項　矯風運動

本運動は社會敎化事業中主として、消極的方面に屬する運動で、これ亦便宜「家庭竝社會風敎に關する方面」「國家風敎に關する方面」に分ち記述を試みる。

一、家庭竝社會風敎に關する方面

本項に關しては、三重縣斯民會がモットとして、創立以來夙に活動を續けつゝある處にして、其の概要は即ち左の如くである。

三重縣斯民會決議事項

一、時間を勵行すること
一、途上葬儀に出逢ふ時は相當敬意を表すること
一、道路通行は左側通行を嚴守すること
一、汽車電車其他多數込合の場合に於ては可成老人幼者に席を讓ること
一、需用品は勉めて內地生産品を用ふへきこと
一、宴席に於ては可成獻酬を廢し乾盃の方法を採ること
一、大正八年三月一日戰後民力涵養に關する內務大臣訓令の趣旨を體し之が普及徹底を期すること
一、國民精神作興に關する詔書の御趣旨を奉戴し其の徹底を期すること
一、道路を愛護すること
一、各戶掲出の標札を明瞭ならしむること
一、朝見の儀に於て賜りたる勅語の御趣旨を奉體し其の徹底を期すること

明治四十二年
明治四十三年
明治四十四年
大正元年
大正三年
大正四年
大正九年
大正十三年
大正十四年
大正十五年
昭和三年

掲記したる決議事項は、本會創立以來總會に於て決議せられた、必行事項にして、本會は勿論郡市部會、町村支會等熱れも之が實行に關し、或は講演會を開き、或は會合毎に之か勵行を協定し、或は宣傳ポスター、雜誌の配付、其他各種の方法により、極力其實績を擧くることに努めつゝある。而して其の結果各方面に渉り、既に規約を定め、又は組合を設け冗費を省き、舊慣を改善するの風逐年向上し、將來益々之か必行を期すの機運に向ひつゝあることは、洵に喜ふべき現象である。

二、國家風敎に關する方面

1、禁酒問題

現行法規の大要と其の將來竝本縣の現況

飲酒は害あつて益なきものと言はれつゝも、今尙ほ吾人の生活から之を驅逐することの出來ないのは、慣習と言ふ根強い力が一般社會に瀰漫して居るからである、之を矯正すべく起つたのが、即ち禁酒運動で、明治三十一年日本禁酒同盟會が創立せられたのを初めとし、爾來斯種の團體、或はクリスト敎徒の手に依つて、漸次熾烈なる運動を開始せらるゝに至つた、而して本運動は單に我國のみに留まらず、外國殊に米國の如きは憲法によりて、擧國禁酒の實を擧くるに努めて居る。我國に於ても大正十一年四月以來未成年禁酒法案が、實施せらるゝことになつたが、尙之に嫌きたらずして、或は學理的根據から、また敎育的立場から、之れを滿二十五歲まで引上げんとするの運動が漸く盛んになつて來た。將來は酒精に關する精査機關が特設され、民間も亦之と相呼應して、相當熾烈な運動が行はれる事と思ふ。

本縣に於ても夙に之に鑑み、斯民會の活動に依て之れが勵行を期しつゝある、地方自治體に於ても組合又は申合規約等を造り、團體的禁酒運動を勵行する向か漸次其の多きを加へ、殊に四日市禁酒會及志摩郡鵜方村、飯南郡伊勢寺村等の節酒組合、名賀郡種生村青年團の禁酒禁煙會等は相當の會員を有し、本運動の爲め熱心に其の活動を續けつゝある。

2、禁烟問題

勸儉奬勵、消費節約の强調せらるゝ今日、喫烟による消費が、經濟上は勿論國民保健の上に甚大なる影響を齎しつゝあることを深く研めなければならぬ。殊に青少年に對する喫烟の害毒は實に怖るべきものがある、即ち彼等が不良性を帶び、罪惡を侵すに至る迄の經路を精査せば、十中八九迄は第一喫烟、第二飮酒、第三夜遊び、第四犯罪の順序だと言はれて居る、即ち其第一步は喫烟である、人生立身の要諦が健全なる精神であり、健康なる身體である以上、之を脅威する喫烟は極力禁止せなければならぬ、明治三十三年三月、未成年者禁烟法が發布せられ今日に及むで居るが、未た內面的には充分に勵行嚴守されて居るとは云ひ難い、將來に於ける本問題に就いては、幾多の論議あらんも、生產及販賣の方面にも制限を加へ、之れが害毒影響に關し敎育者は勿論、苟くも國民敎化の

第一線に立つ者は、充分なる理解と智識を普及することに努め、青少年をして、絶對に喫煙の悪習に染まぬ樣努力するの緊切なるものがある。

3、廢娼問題

廢娼運動の起りは明治三十二年頃からで、主として基督敎徒により唱導せられ、救世軍中央婦人救濟部、日本基督敎婦人矯風會等は其の急先峰である、廢娼運動が盛んとなるにつれ、一面には廢娼後に於ける保護施設が當然必要になつて來る。神戸婦人同情會、クリテントン慈愛館などは、即ち之に對しての施設で、廢業者を正業に就かしむべく努めてゐる。

大正十五年內務省に於ける各府縣警察部長會議の際に於ても、本件に關する諮問事項が提出せられ之を機會として、本問題に對する輿論は漸く熾んとなり、行政の上よりも輿論に歸趨すへく、人格の尊重、待遇保護等改善向上に就て、種々の方策が講せられつゝある、本縣に於ても之れと相呼應して、大正十四年縣令を以て貸座敷取締規則が公布せられ、又昭和二年八月には縣令第二號を以て河藝郡上野村遊廓は廢止せられた、世論の指す處大勢に順應して、之等公娼制度が漸次廢滅せられて行く事は社會風敎の上よりして、誠に喜ふべき次第である。更に換言せば公娼制度が人物の尊嚴を無視したる封建制度の遺風であり、人道正義に悖るは勿論、風紀衛生、敎育上誠に有害無益な悪制度である事は言ふ迄もない、然るに、因襲の久しき昭和の聖代、今なほ之が廢滅を見さるは共に遺憾とする處で、曩に我國が國際聯盟の婦人兒童賣買禁止協約に加盟し、又國際條約によりて女子貞操擁護が締結せられて居りながら、今尙ほ此の醜制度を改廢することの出來ないのは、誠に慚愧の至りである。

將來更に最善の方途を講じ、一日も早く此社會、國家を廓清すべく努力しなければならぬ。現在に於ける本縣の狀態は次の如きものである。

人口三萬以上の町に於ける接客業態者調

（昭和二年四月現在）

娼妓	四三八人	女給	二二三人
旅館女中	四九七	酌婦	一七八
常習的賣春者		藝妓	五一四人
其他	八	仲居	三一一
合計			二、一六九

昭和二年末縣下の動態

貸座敷數	三〇三	2、負債不辨償	二
娼妓人員	一、二一一	4、死亡	七
右ノ內廢業者	三五九		
內譯			
1、負債辨償	三四三		
3、稼業禁止	七		
計	三五九		
備考 藝娼妓遊客數	七二五、一五〇		
藝妓數	一、三九一		

4. 動物愛護

動物を愛護し虐使を防止することは、常に叫はれて居る問題であり、人として當に修むべき美德である、我國に於ては明治四十一年九月內務省令(警察犯處罰令)を以て動物の虐待を禁じ、本縣に於ても昭和元年十二月縣令を以て、鬪犬、鬪鷄其の他之に類する行爲に付て處罰令が公布せられて居る、又た各地方に於ても東京市に動物愛護會(明治三十五年設立)、同市日本人道會(明治四十一年設立)、大阪市に動物愛護會(大正七年設立)、神戸市に動物虐待防止會(明治四十一年設立)、等の諸團體が出來て牛馬用水の設備、印刷物の配付、愛護講演會を開催して、之か運動を進めて居る、乍併未た一般に思想が幼稚で、動物を叱咤虐使することを、格別惡い事とは思は無い位の程度で、文明國民として誠に恥しい次第である。

愛は徒らに人類間のみに用ひらるゝ言葉ではない、博く萬有に及ばさなければならぬ德である、將來は保護規則の完備と共に一般に對し、充分なる愛護觀念の普及と、優雅な精神の涵養に努めなければならぬ。

第三項　敎化運動

勤儉奬勵民力涵養施設

第一期　戊申詔書の煥發

(自明治四十二年五月至大正八年二月)

明治四十二年五月郡市長に對し、御登極五十年奉祝の記念として、貯金組合の設置を奬勵し、明治五十年に於て縣下を通じ、貯金額壹千萬圓に達せしむる計畫の下に之を實行せしめたが、大正六年を以て其の期も滿ちたので、其の年の六月再ひ郡市長に對し、各都市豫定貯金額を定め、更に向ふ十ヶ年間に、少くも金五百萬圓の蓄積を爲さしむべく一層之か督勵に努め、尋いて大正八年三月、一層其の奬勵に當らしめた結果、大正十四年末に於ける貯金總額八百貳拾參萬七千圓、人員貳拾四萬四千九百三十四人に達した。

第二期　民力涵養の訓令

(自大正八年三月至大正十一年九月)

民力涵養事業に關しては、大正八年三月內務大臣の訓令發布以來、其の趣旨に基きて五大要綱の徹底に關する計畫大綱を樹て、曩に囑託したる貯金奬勵員をして、專ら之れか勵行を督勵するの衝に當らしめた。之れと相呼應して明治四十一年以來、自治民育の爲に活動を續けつゝある、本縣斯民會も、縣下各地に於て或は活動寫眞會、講話、講演會を開催し、或は機關雜誌三重斯民の發刊等によりて、健全なる國家觀念の培養、經濟と道德の調和、社會生活の指導等に全力を傾け、各種の團體と相提携して、一層其の趣旨の貫徹に努めた。之か爲に東西各大學、其の他全國より名士を招聘して講演會を開けるもの三十六回、參會者約二萬四千に及ひ、映畫宣傳は殆んど縣下各市町村に亘

り、雜誌三重斯民亦毎號三千部內外に及び、同誌面を擧げて同會の趣旨の徹底に努めた。其の他公私の學校に於ても、常に兒童生徒に對する訓話或は文書印刷物宣傳等に依り、內務大臣訓令の趣旨を徹底せんことに努め、各郡市に於ては、生活改善矯風規約を制定して、其の實行を期し、極力勤儉力行の美風を馴致した。然雖歐洲大戰の好況に伴ひ、全國を風靡せる奢侈浪費の風習は容易に改まらす、加ふるに平和克復以來經濟界の不況は、生活の安定を脅威すること甚しきものあり、縣は此の情勢に鑑み、五大要綱中最も力を傾注すべきは、勤儉力行の美風を涵養するにありとなし、更に印刷物三萬枚を調製して全縣下に配付し、又各郡市部會をして講演會を開催せしめ、之に要する經費の一部を補助して相當の効果を擧けた。當時內務大臣の訓令に對し本縣の公示した方針は左の如くであつた。

戰後民力涵養に關する本縣の大綱

五大綱目

一、立國の大義闡明、國體精神の發揚と健全なる國家觀念の養成

二、立憲思想の明徵自治觀念の陶冶、公共心の涵養、犧牲的精神の振起

三、世界の大勢に順應すべき日新の修養

四、一般社會の諧和、彼此の共濟と輕進妄作の根絕

五、勤儉力行の美風作興、生產資金の增殖と生活の安定

右の項目を實行せんか爲左の實行要項を定む。

實行要項

（イ）一二及三に對しては縣下各小學校、中等學校、斯民會、縣教育會、縣農會、產業組合、青年會、在鄉軍人會、其の他敎化に關係ある團體と連絡提携して、或は講習講話會を開き、或は此等團體の機關雜誌に適切なる記事を掲載して之が趣旨の普及徹底に努むること。

（ロ）四及五に對しては特に左の各項

富者に對しては華奢の弊風を去ると共に、勉めて公益慈善及救濟を圖るの精神を鼓吹し、進で其の出資を奬勵し、財團法人其の他適切なる方法を確立して、金錢物資を有益に使用せしむるやう誘導すること、中產者に對しては國家の中堅たることを自覺せしむると共に、生活の安定を圖る爲め、一層勤儉の美風を奬勵し、進て普通貯金以外に家產財團等を設けしめ、以て永久に一家の存續を圖る樣誘導すること、貧者に對しては精神的訓育を加へて其の思想界を平靜にし、進むて、其の境遇の改善に關し自覺自奮せしめ、大に勤儉貯蓄の美風を作るやう誘導することに留意し、又縣下當局者なして相呼應せしめんが爲、各郡市役所及町村役場に主任を置き、各關係者と相俟ちて一般を指導督勵すること、尙五の中規約貯金に關しては、大正六年六月郡市長に訓示せる十ケ年計畫五百萬圓以上を、目標として勤儉貯蓄を奬勵すること。

（ハ）實際の成績を擧くる方法

內務省、遞信省其の他關係官衙、各學校、神職僧侶、公益慈善團體等、あらゆる關係機關と聯絡提携して、一般的講演會を開き、或は實地指導を爲すこと、工場主、會社員、雇主等と聯絡し多數の勞働者を使用する場所に於て、講話會を開き、或は實地指導を爲すこと。

鄉民部落、漁村等特に貯蓄思想の缺乏せる地方に對しては、通俗講話會を開き、或は實地指導を爲すこと。

講話會を開く場合には、活動寫眞、幻燈、音曲其他手藝に失せず、且教訓的意味を含む餘興をも附加して、聽衆を多からしむること。

（ニ）市町村に於ける戸主會、主婦會、青年會、處女會、其の他各種の會合、講習講話會等多人數集會の機會を利用して、前記五大綱目の趣旨精神を鼓吹すること。

（ホ）毎年一回以上、貯金成績を發表して一般の參考に資すること。

（ヘ）貯金成績優良なる團體に對して、表彰の途を講ずること。

戰後民力涵養事業實行要目

一、立國の大義闡明、國體の精華發揚と健全なる國家觀念の養我。

イ、國民敎化の普及徹底を期すること。

ロ、神社竝祖先崇敬の實を擧くること。

二、立憲思想の明徴、自治觀念の陶冶、公共心の涵養犧牲的精神の振起。

イ、公德心、公共心の養成に努むること。

ロ、共同作業の奬勵をなすこと。

ハ、奉公感謝の觀念を旺ならしむること。

ニ、自治制の要義を了得せしめ其の實績を擧くるに努むること。

ホ、地方中心人物の養成に努むること。

三、世界の大勢に順應すべき日新の修養

イ、外來の思想に對しては自主的選擇の態度を執り、之が咀嚼同化に努むること。

ロ、青年の敎導を實際的ならしめ、其の効果を擧くるに努むること。

ハ、科學的の研究心を促し發明工夫の趣味を助長せしむる方法を講ずること。

ニ、國民體格の向上を圖ること。

四、一般社會の諧和、彼此の共濟と輕進妄作の根絶

イ、社會的事業の發達に注意し、其の善導に努むること。

ロ、隣保相助の方法を講ずること。

ハ、資本主と勞働者、地主と小作人の關係に留意し共濟諧和の實を擧くるに努むること。

ニ、附和雷同の弊風あるものは之を矯め自重自制の精神を養成すること。

ホ、部落改善方法を講ずること。

五、勤儉力行の美風作興、生產資金の增殖と生活の安定

イ、勤勞の趣味を助長する方法を講ずること。

ロ、貯金の奬勵に努むること。

ハ、時間を確守する方法を講ずること。

ニ、能率增進の方法を講ずること。

ホ、衣食住の改善を圖り簡易生活を奬むること。

ヘ、冠婚葬祭、送迎等の弊害あるものは之を改良すること。

ト、娛樂改良の途を講ずること。

第三期　消費節約の訓令

（自大正十一年九月　至同　十三年十一月）

本縣斯民會は創立以來奢侈浪費の惡風を矯め、節約利用に努め、生活の安定、產業の振興等を圖つて來たのであるが、大正十一年七月初めて之に關する宣傳印刷物二十五萬枚を縣下各戸に配付し、

尙其の趣旨を明にする爲め「節約のすゝめ」と題する小冊子二萬冊を印刷して、各市町村の必要なる個所に配付した。次て左記の方案を各郡市部會に示して、便宜土地の實情に適切なる方法により之を實行せしめ、其の經費の一部を補助した。

一、通俗講演並活動寫眞に依る講話會を催すこと。
一、各學校生徒兒童をして本趣旨を實行せしめ且之を通して家庭に普及せしむること。
一、戶主會、主婦會、靑年會、處女會、軍人會、其の他諸團體を督勵して本趣旨を實行せしむること。
一、神職、僧侶、其の他人心指導、民衆敎化の任に當る者をして講演其の他に依り、本趣旨の徹底に努めしむること。
一、停車場其の他必要なる箇所に宣傳ポスター、或は揭示板を揭くること。
一、「スタンプ」類を作りて書類の餘白に押捺すること。
一、乘書、封筒等の餘白に要項を刷込むこと。

其の他節約日設定並其の實行に關し、民力涵養運動と相聯絡して、目的の貫徹に盡すへく、之を各郡市長に移牒して、便宜之を實行せしめたる結果、員辨郡に在りては每月一日、十五日を、飯南郡に在りては每週金曜日を、南牟婁郡に在りては每月一日、十一日、二十一日を「節約デー」として實行し、其の他各郡市に在りても、土地の情況に應して、相當の方法を講じた。

大正十一年九月十三日內務次官の消費節約に關する通牒に接するや、同會は縣下の實情に鑑み、左記四項を定めて、其の實行方を各郡市町に移牒し、何れも土地の狀況に適合せる方案を設定して、之か實行を督勵した。

一、社交儀禮、其の他一般の慣習を始め、個人生活に於ける消費節約に關しては、各地既定の矯風規約、節約申合規約竝之に類する規約を勵行し、未設のものにありては此の際便宜之を協定せしめ、且つ委員等をして其の實行を督勵せしむること。
一、地方の狀況に應し便宜節約日を定め、節約を勵行せしむること。
一、商業會議所、商工會、產業組合、戶主會、靑年會、處女會、在鄉軍人會、佛敎會、其の他各種團體有志者等を相聯絡せしめ、互に提携呼應して、消費節約の運動を行はしむること。
一、消費節約の實行と共に、勤儉貯蓄を奬勵すること。

第四期　勤儉奬勵委員の設置（自大正十三年十一月至現在）

(1) 勤儉奬勵に關する方面

大正十三年十一月勤儉奬勵運動の强調せらるゝや、三重縣斯民會を以て勤儉奬勵地方委員會に代用し先つ左記計畫要項を定めた。

第一　勤儉奬勵の要旨

一、戊申詔書竝國民精神作興に關する詔書の御趣旨を普及徹底せしめ、縣下を擧つて之が實踐躬行を期すること。
二、質素勤勉貯蓄の道德的竝經濟的意義を闡明し且其の力行の必要なる所以を明にすること。
三、刻下我國財政經濟狀態の難局に在るを明にすると共に、國際貸借の狀勢に鑑み貿易改善の必要を說き、以て縣民の反省自覺を促すこと。
四、無爲徒食の個人的竝社會的に不可なる所以を明にし、縣民擧つて勤勞を尙ひ、業務を樂しむの氣風を養ふこと。
五、能率增進の方法を講じ優秀なる成果を收めしむること。
六、勉めて國產品を以て外國品の使用に代へ、奢侈品に付ては內外國品たるとを問はず、之か消費を抑制するの要あるを說明

すること。

七、生活を簡素にし、社會生活に於ける各種の弊害を矯正するの必要に付、縣民の覺醒を促すこと。

八、公債の應募、債券の購入、郵便貯金、信用組合貯金、簡易生命保險其他各種方法に依る貯蓄を奬勵すること。

第二　勤儉奬勵機關

一、縣斯民會を伊て勤儉奬勵地方委員に代へむとす(參照)＝内務次官、社會局長より通牒の「勤儉奬勵に關する計畫要綱に示せる機關」

(一)　勤儉奬勵中央委員會を設置すること。

内務大臣の管理の下に勤儉奬勵中央委員會を置き、内務、大藏、農務、遞信等の關係官吏及民間に於ける學識經驗あるものを以て之を組織し、擧國一致勤儉の實を擧くるに就き諸般の調査攻究をなし、關係各方面に於て擔當實行すへき事項を協定すること。

(二)　勤儉奬勵地方委員會を設置すること。

地方に於ては中央に準し地方長官を中心とし、勤儉奬勵地方委員會を道府縣廳に設置すること。但し此の種の施設にして既設のものある場合は之を勤儉奬勵地方委員會に代ふることを得。

二、敎化團體其の他民間團體の協力。

(一)　敎化團體產業組合其の他の公會的諸團體。

(二)　實業團體其の他の團體。

第三　勤儉奬勵の方法

甲　計畫に關するもの

一、縣知事より告諭を發して縣下に勤儉奬勵の趣旨を明にすること。

二、本計畫た關する重要事項は縣斯民會理事會(縣廳内各課長)は於て決定し更に評議委員會の議決を經ること。

一、郡市部會村支會を便宜の區域に分ち、區長、市町村長、議員其の他適當なる人に委員を嘱託し、民衆の指導及實行奬勵の任に當らしむること。

一、縣斯民會長は必要に應し郡市部會長、町村支會長、委員會等を開くこと。

一、郡市部會長、町村支會長に於て便宜委員會を開くこと。

乙　實行要項に關するもの

一、縣民各自の實行すへき個條を左の通り定むること。

積極的方面

1、一定の業務に精勤すること。

2、規律正しき生活を爲すこと。

3、心身の鍛錬に努むること。

消極的方面

1、消費を合理的ならしむること。

2、奢侈を抑制すること。

3、應分の貯蓄を爲すこと。

一、中央委員會の決議に基き十一月十日より向ふ一週間を勤儉週間とし、左記の事項を行ふこと。

1、應内各課の活動寫眞班を派して講演會を開くこと。

2、宣傳ビラを配付すること。

3、縣下を擧つて左記の各項を實行し、其の成績を報告せしむること。

イ、生活に餘裕ある者と雖應分の勤勞に服すること。

ロ、各自の業務に精勤し能率の增進に努むること。

ハ、可成社會公共の事業に貢獻すること。
ニ、奢侈を戒め冗費を省くこと。
ホ、新定矯風規約を實行すること。
ヘ、新民會の決議に基き日用品は努めて內國品を用ふること。
ト、記念貯金を普及實行すること。

備考　「イ」以下各項は其の地方の狀況に應じ便宜適切なる具體案を定めしむ。

一、從來各部市町村に於て協定せられたる矯風規約申合等は之を勵行すること。
一、大正十六年を期して五百萬圓以上に達せしめむとする本縣の規約貯金及產業組合各種紀念貯金は、之を參千萬圓以上に達せしむること。

參照　大正十四年末に於ては八百貳拾參萬七千圓の蓄積を了せり。

一、貯金は公債の應募、債券の購入、郵便貯金、簡易生命保險其の他各種の方法に依るべきことは勿論なりと雖、特に地方產業資金を潤澤ならしめむが爲產業組合等を利用すること。
一、各學校に於ては特に學用品の節約利用を兒童生徒に實行せしむること。
一、利用組合、購買組合等の普及發達を圖ること。

丙　宣傳普及徹底に關するもの

一、敎化團體其の他民間團體は勿論縣下各新聞雜誌と聯絡して宣傳すること。
一、適切なる講演會の開催竝活動寫眞の使用を爲すこと。
一、宣傳に關する「ポスター」標語を縣下一般より懸賞にて募集すること。
一、縣下の電車、汽車、停車場、學校、寺院、工場、會社、官公衙、劇場、產業組合及產業組合聯合會事務所其の他必要なる箇所に「ポスター」を揭くること。

一、各種組合其の他團體の總會、寺院、敎會等の說敎講義、劇場、活動寫眞館、寄席等に於て適當なる時間、或は事合等を利用して宣傳すること。
一、官公署、團體、會社等の發行書類に標語を記入すること。
一、必要に應じ「パンフレット」を頒布すること。
一、戶主靑年は勿論特に主婦處女の會合を機にして趣旨の徹底に資すること。
一、指導督勵に關しては民衆と懇談的方法を採ること。

丁　實績を擧くるに關するもの

一、實行事項は成るべく少數に止めて實行せしめ其の實績の擧がるを俟ち、更に他の實行事項に移ること。
二、時々實地の成績を調査し其の不良なるものに對しては其の理由を明にして適切なる指導督勵の方法を講ずること。
三、成績優良なるものを表彰すること。
四、各課（廳內）より數名の特別委員を囑託し常に其の關係方面に於ける實狀を調査し、適當なる督勵を加ふること。

(1)　勤儉奬勵強調週間に關する方面

第一回（自大正十三年十一月十一日　至同　年同　月十七日）に於ては活動寫眞講演會三班を組織、縣下各郡市に派し、勤儉奬勵に關する講演會を開いた。開會數十八、參會者二萬五千四百人。又縣下產業組合竝產業組合未設置町村一般に「ポスター」二千枚及印刷物十萬枚を配付した。

第二回（自大正十四年二月　十　五日　至同　年同月二十一日）に於ては縣下各地に活動寫眞講演會を開催すると共に「時間と吾人の覺悟」と題する「パンフレット」五千部を印刷して縣下に配付した。

第三回（自大正十四年六月　十　日　至同　年同月十六日）に於ては、特に婦人に家庭經濟の智識を得しめむが爲め「家庭經濟の要旨」と題せる「パンフレット」一萬部を印刷して縣下に配付した。

第四回（自大正十四年九月一日　至同　年同月七日）に於ては宣傳用印刷物二十二萬枚を印刷して、縣下各戶に配付した。

第五回（自大正十四年十一月十日至同　年同　月十六日）に於ては懸賞を以て縣内在住者より勤倹に關する佳話實例を募集した。
第六回（自大正十五年二月十五日至同　年同月二十一日）に於ては特に婦人の自覺を促し家庭經濟に關する智識の普及徹底を圖る爲め、郡市部會に經費を補助して之に關する講演會、活動寫眞會等を開催せしめた。
第七回（自大正十五年九月一日至同　年同月七日）に於ては縣下主要市街地九ケ所に於て、主婦其の他家事の實務に當る婦人の爲めに家庭經濟講演會を開催した。又本會編纂「パンフレット」一萬七千部を縣下權要の地に配付して趣旨の徹底を期し、尙勤倹強調週間に關する宣傳用ビラ二十二萬枚を印刷して、縣内各戸に配付した。
第八回（自昭和二年十月一日至同　年十月七日）に於ては、社會課編纂に係る「パンフレット」勤倹の精神を印刷して各市町村、各學校、敎化團體等に配付し、一面愛國貯金分會の設立及加入を奬勵する爲め知事名を以て奬勵狀を縣下各戸に配付し、縣下各小學校尋常科第四學年以上の兒童及師範學校竝女子中等學校生徒に愛國貯金箱に貼付紙を配付して、手工、手藝の敎材として貯金箱を作製せしめ以て愛國貯金の奬勵に資し、また九月末より十月中旬迄、勤倹奬勵に關する映畫講演會を縣下二十一ケ所に開催した。
第九回（自昭和三年二月十五日至同　年二月二十一日）に於ては前回同樣愛國貯金箱貼付用紙を縣下各小學校、兩師範及女子中等學校に配付して、貯金箱を製作せしめ縣下各戸一個以上を配付せしめ、以て愛國貯金を奬勵すると共に勤倹新聞を發行して、縣下各戸に配付し、縣下七ケ所に於て勤倹奬勵に關する活動寫眞會を開催した。

(2)　生活改善に關する方面

不合理不經濟とは知り乍らも、今尙ほ因襲の力に引き摺られて、容易に改善の域に進まないのは吾人の生活樣式である。從來とても本問題に關しては、識者の間に種々論究もせられ、又努力も拂はれて來たのであるが、大正九年東京市に朝野有識の士を以て、生活改善同盟會が創立せられて以來一層本運動が熾烈の度を加へて來た、地方に於ても夫々之れに類する團體の組織を見、逐年改善の域に邁進しつゝあるは誠に喜はしき事である。
本縣に於ても夙に縣斯民會が本問題のために奮鬪を續け、或は講演、講話に或は映畫、文書に常に灼熱的努力を拂ひつゝある。各郡市に於ても縣と相呼應して、策勵是れ努めた結果近時婦人會等の力に依て、相當開拓された方面もある。又た生活改善同盟會の主催にかゝる「時の紀念日」には、第三回目より參加して、縣下一齊に時間尊重、定時勵行の氣風を扶植しつゝある、第五回に於ては印刷物五千部を配付し、第六回に於ては特に補助金を支出し、郡市町村をして「時の紀念日」に關する講演會を開催せしめた。又昭和二年八月には懸賞を以て、農村住宅改善設計圖（臺所改善圖をも含む）を募集し其の優良なるものを雜誌三重斯民に登載して、一般の參考に資した。尙昭和三年度の事業としては、縣下數ヶ所に專ら主婦を對象とする生活改善講習會を開催し、生に關する自覺を喚起しこれを原動力として縣下各地に生活改善の同盟網を張り、以て組織的に、而かも持續的に本事業の成果を收めんことを期して居る。

第四項　本縣敎化團體活動の一班

一、三重縣斯民會の創設

民風を作興し地方の改良を期するため、適切な機關を設くる事の必要を、有志の間に久しく提唱されて居つたが、會々明治四十一年十月　畏くも戊申詔書の御煥發があつたので、之れに感奮した縣民は其の聖旨を奉戴して、明治四十二年七月遂に本會を創設するに至つた。即ち同年十月三日皇大神宮御遷座の好機を以て、宇治山田市に第一回の總會を開くことゝなつた。爾後年を閲すること當に十九、會を重ぬること實に十七、其の間常に力を地方の開發と、民力の涵養に盡き來たつたのである。以下項を追ふて本會事業の大要を記す。

2、本會の綱領

一、忠君愛國の思想を涵養し、公共心の作興を圖ること。

二、誠實を以て本なし、勤勉事に當りて分度を守り公益の爲に盡力すること。

三、協同一致を以て公私の事に當り、立德致富の實を擧けて、相互に克く助成救濟の爲すこと。

四、自治の改良民風の改善に盡力することを圖ること。

3、本會の事業概目

一、地方公共團體と聯絡を取り團體の事業を幇助し、地方改良の方法を講ずること。

二、善行美風を勸奬して公共の事に盡力する者、一意專心其の業務に精勵する者、其の他善行者、篤行者の類を旌表すること。

三、公益慈善の事業を援助すること。

四、講話に依りて社會教育の作興を圖ること。

五、道德、經濟、自治、民政、教育產業に關する事項を研究若くは之に關し實行を期すること。

六、前各項の外衛生、其の他本會の目的を達するか爲に必要と認むる事項。

4、本會の事業成績

イ、篤行者表彰

毎年一回の總會に於て、表彰せられたる篤志者、孝子、節婦、義僕、忠婢、模範小作人並職工等合せて百四十名に及び、志操益々堅實何れも衆庶の模範として、鄉黨に重きを爲して居る。

ロ、必行事項の決議

國民道德の發達を期せんがため、會員一般に遵守すべき事項一箇條を、毎年總會に於て決議し、之か實行に努めてをる。（既決の必行事項に關しては既に第二項に於て、三重縣斯民會決議事項と其の實行成績の大要として掲記しあればこゝに省略す）

ハ、通俗講演會

明治四十三年以來、社會教化の一策として藝術講演會を開催し、本會に於て表彰したる孝子節婦又

は善行者の事績を講演し、或は之を脚色して演劇となし、一般娯樂を兼ねて民衆の感化に努め、一面前記決議事項の宣傳は勿論、時勢の推移に伴ひ消費節約を盛にし、映畵を利用して縣下各地に講演會を開催し、以て一般の啓發に資して居る

ニ、印刷物配布

總會參列者に對し、自治、敎化上有益なる冊誌を配付し、尙近時消費節約に關する各種印刷物、又國民精神作興に關する詔書の煥發に際し、聖旨に副ひ奉る爲め、之に關する印刷物を縣下各戶に配付して、一般の實踐窮行を喚起することに努めて居る。

ホ、巡回講話

本會創立以來每年知名の士を聘し、縣內各地に於て講演會を開き、本會趣旨の貫徹に努力して居る。

ヘ、講師派遣

本會町村支會、靑年團及處女會、其他本會の趣旨に適合せる各種會合の場合に於て、講師派遣方要求の向に對しては、常に本會より講師を派遣して居る。

ト、雜誌刊行

明治四十四年八月以來月刊雜誌「三重斯民を」を發行し、本會の趣旨を普及することに努め、每月發行部數三千部に達して居る。

4、斯民講話室の設置

大正七年度に於て縣立農事試驗場果樹園內に、斯民講話室を設け、觀察又は研究の爲め來場する農村靑年其の他に對し、臨時講演を聽かしめ、室內に各種の雜誌類を備へて休憩旁々研究の資に供して居る。

5、民力涵養と勤儉奬勵

大正八年內務大臣より、民力涵養に關する訓令を發せられたるに依り、本會は事業の活動と相俟つて、極力之か趣旨徹底に努め、尙一昨年以來勤儉奬勵の强調せらるゝに當り、本會は地方委員會に代用せられたるを以て、一層町村支會を督勵して相共に之か實績を擧くるに努め、各地方に講演會を開き、又ポスター印刷物等を配付し、特に必行事項を指示して極力徹底を期し、實行の促進に努めつゝある。

6、本會の特色

本會は縣民共同一致の下に其の目的の徹底に努力する爲め、縣市町村等各行政階級に準して系統的に組織し、縣民全體を以て會員として居る、即ち本會員は宗敎の如何を問はず、職業の異同に論なく一つに地方改良、民力涵養の精神を以て共同助力し、本會の目的を達せんことを期す者の集團である。此の一事は實に本會の特色にして大に誇るに足るものと信じて居る。

二、三重縣佛教會

時勢の進運と思想の動搖に鑑み、尊皇愛國の誠を致すは勿論、民衆敎化、社會改良を圖るの目的を以て、縣下各郡市に佛敎團の組織を勸奬し、各宗派聯合の下に有意義なる社會的活動を爲すべく、奬勵したる處、大正九年に至り縣下一圓に其の成立を見るに至つた。於是此團體の聯絡統一を圖るの必要を生し、大正十年三月各郡市佛敎團を以て會員とする、縣佛敎會の創立を見たのである。爾來本會は其の目的とする社會事業に向つて突進した。即ち社會事業講習會の開催、縣外社會事業の視察、各郡市佛敎團へ對し事業費の補助、巡回活動寫眞講演會の開催等は、其の主なるものである。大正十五年二月內務省社會局に設置せられたる敎化團體聯合會にも加盟し、同會に於ける講習會には年々講習生を派し、相互の聯絡提携を圖り、本會の趣旨目的の貫徹に勉めて來たのであるか、大正十五年六月郡役所の廢止と共に、郡市佛敎團の中或者は解散を爲すの止むなきに至り、旁以て本會の組織にも一大變革を招來した、依つて昭和二年七月、各宗敎務主任、各郡市佛敎團長及代議員等を會し、郡市佛敎團の存立に關し、各佛敎團の結束を促すと共に、解散せられたるものに就ては支會として其の再興を促し、又本會の會則をも改正し、從來の一團體會員制を廢めて、各宗僧侶個人を單位とする會員制度に改め、鋭意本會の目的を達成すべく大要左の如き事業を遂行することとなつた。

1、社會事業
　イ、一般民衆に對し社會事業の概念普及
　ロ、社會事業實施
　ハ、農繁期託兒事業の奬勵並講演會
　ニ、農繁期託兒所への補助
2、敎化事業
　イ、縣下中等學校生徒を對照として宗敎講座の開講
　ロ、敎化資料として中央敎化團體聯合會發行に係る「パンフレット」を購入配付すること
　ハ、通俗敎化講演會の開催

以上は最近の變革により、計畫せられた實施事業の大略であるが、農繁期託兒所の奬勵並講演會に對する補助及敎化事業中の宗敎講座の開講、敎化資料「パンフット」の配布等は既に實施せられ、其の他の事業に付ても、逐次不斷の努力を以て之が遂行に努力せむとするの機運に向ひつゝある。惟ふに世運の改更頗る急にして、徒らに舊態に安如たるを許さず、殊に近時に於ける國民思想の惡化は、我金甌帝國の前途一抹の暗影あるを認むる時、苟も國民敎化の第一線に立つ本會の使命を顧みて、彌々其の責務の重大なるを覺ゆ。斯の秋に際し會員一同、一致團結、此の思想國難に對し一段の發奮を以て本會趣旨目的の貫徹に協翼努力すべきである。

第七節　綜合的社會事業

第一項　方面委員制度

一、沿革

社會は云ふ迄もなく個人の單なる集合に非すして、正しく有機的渾一體である。個人は其の有機的渾一體の一細胞であつて、而も社會は常に進化し向上してゐる以上、細胞内に種々の欠陥や弊害の生ずることは止むを得ぬ。而し其の欠陥や弊害を放任することは情に於て忍びぬと同時に、社會全體の健全なる發達を阻害し、遂には社會の組織を危くすることは自明の理で、速に相當の方策を樹てて其の處置を講せねばならぬ。これは相手のためにするに非ずして、自己の社會に對する責任を果たすためであり、又社會存立の基礎をなすものである。

然らば此の欠陥弊害を如何なる社會事業を必要とするかが、茲に攻究せられねばならぬ、根本問題として吾々の前に横はるのである。即ち吾々の病氣に對しては醫師が先づ診斷をなし、何處に悪い所があるか。又其の病氣は何に依つて生じたかを究め始めて、之に對し服藥又は手術をすると同じく、社會事業に於ても、其の欠陥弊害に對する充分なる診斷をなし、以て之を救治せなければならぬ。此の社會診斷は、最も方面委員制度の重要なる職責の一つであつて、此の制度に依つてのみ眞に運營せらるゝのである。即ち既に貧窮に陷つた者を救濟して、而も濫救の弊に陷らず又將に貧窮に陷らんとする者を救濟して、獨立自營の者たらしむることは、國家社會の將に努むべき重要事である。此等の使命を達せんがためには、常に貧民の生活狀態を調査して、其の實際に精通し、常に彼等の相談相手となつて、之を善導救護することが緊要であつて、之がために創設せられたものが、即ち方面委員制度なのである。

元來此の制度は、獨逸のハムブルグの救貧制度や、エルヴアーフエルド制度を其の始めとして、發達したものであるが、我が國に於ても古く大寶令に依つて創設せられ、德川時代に至つて完成を見た五人組制度を見逃してはならない。現在各府縣に行はれてゐる我國の方面委員制度は、獨逸のエルヴアーフエルドシステムに其の起源を有するものではないが、其の形式と制度運用の實際に就ては彼此多大の類似點を見出し得るのである。我國の方面委員制度は大正六年に、岡山縣の濟生顧問を置かれたのを濫觴とし、大正七年五月には東京府の社會事業協會に救濟委員が設置せられ、夫から大正七年十月には、大阪の方面委員制度が出來、現在では一道三府三十六縣に及んでゐる。

二、職　能

方面委員の職能は多方面に亘り之を系統立てて分類することは困難であるが要括すると、(一)隣保

的友誼心の發揚(二)社會診斷(三)救護並近隣社會の改善向上(四)聯絡協調(五)社會施設の整備促進の五大綱目を掲げることが出來る。以下各項に就いて少しく說明を試みる。

1. 隣保的友誼心の發揚

自分の受持地域内を毎日巡回し、各家庭の訪問により或は隣人の爲に自分の家庭を開放して、話相手となりお互の親善融和を圖ると共に隣人の生活内容を豐富にしようと努めることである。即ち自己の家庭生活を延長して、委員の擔當地域内を一大家庭化しようとする試みである。

2. 社會診斷

社會診斷とは社會的生活狀態の眞相を詳かにし、又要救護者の社會的關係並人格生活狀態等に付て正確な調査をなす方案であつて、實に社會事業の模基となすもので方面委員の重要な職掌の一である。

3. 救護並近隣社會狀態の改善向上

右の基礎調査が正確に行はれると次には之に基いて要救護者に對し、夫々適切な救護方法が講ぜられる、其の活動範圍は極めて廣汎に亘つてゐるが大別すると次の七項目になる。

(イ)金品救與　(ロ)保健救療　(ハ)周旋紹介　(ニ)兒童保護　(ホ)相談指導　(ヘ)戸籍整理　(ト)保護救濟

委員は其の調査した結果に依つて、自ら進んで此等の事項に付必要な指導努助力を與へる許りでなく、カードの對象者でなくとも其の相談を請ふ者がある場合には、事件の性質を審察し緩急難易を計り、或は自ら之に當り或は他の相當機關に委囑又は紹介の勞を取るのである。尙消極的な事項を取扱ふ許りでなく、講演會、講習會、敎化改善貯金等に關する事項其の他積極的事業をも併せ行ふて、近隣社會狀態の向上を圖ることに努めるのである。

4. 諸機關の聯絡協同

方面委員の働き懸ける事業は徹底的であらればならぬ。救護せらるる家庭の中には職業、保健衛生、家政、幼兒保育、訴

訟、貸借、住宅、就學、就職、疾病、負債、其の他種々の問題が雜然として混交してゐるのであるから、是等の問題に關する方面事業を敏活に的確に處理して、一家族全體恢復又は個人救濟の事業を遂行する爲には、委員は常に自己の全家族と共に働くことを本旨とするは勿論、委員相互の聯絡並此等種々の問題に對して各方面から働いて居る公私社會諸施設の凡てと協力することが必要であり、且つ其の目的を達する爲には各種の委員會其の他の方法を講ずる必要がある。

5. 社會施設の整備促進

現在の社會施設の分布狀態に付て基の過不足を考察し、新設を要する機關があらば其の必要な各方面に具陳し宣傳し之が開設の途を講じ以て其の促進を圖る使命をも有つて居る。

三、組　織

(1)經營主體

方面委員の經營主體に就きては實施以來日尙ほ淺き今日、之れを道府縣營にすべきか、或は市町村等の自治に任すべきか相當議論の岐るゝ所であるが、各々一長一短あるを免れぬ、畢竟其の地方地方の實情に依つて決せらるべきもので、本縣としては縣下の實情に鑑み縣營制度を採用して居る。

(2)方面區域

地域に就ては、全府縣に亘り各市町村を通じて施行せられるものと、單に必要なる都市のみに施行せらるゝものとの二つがある。元來は貧富の間隔甚だしく、各種社會問題の續發する都市を中心として發達して來たものであるが、併し方面委員の活動範圍は單に貧民のみでなく、中流階級にも及

ぼす場合もあるので、其の必要に應じて其の方面に設置せらるべきものである。只注意すべきは制度の完備よりも、適任者を得ることが先決問題であるに、人を得ない前に方面を徒らに擴張するなどは、大に愼まねばならぬ事である。

(3)實施機關

方面事務の統制を圖るために府縣廳又は市役所に中央事務所を設け、各方面には方面事務所を置くことが本體となつてゐる。中央事務所には方面事務に精通せる吏員を置き、又は學識經驗ある人々を顧問として委囑し、施行地域の方面事務に連絡統一を與へると共に、將來に向つての發展計劃をも劃すべきである。地方方面事務所には方面書記が居て、委員と共に其の方面の事務を處理し、且つ中央との連絡を採る。又各方面には事務を統轄するため、互選による常務委員を置く。常務委員は他に對して夫々の方面を代表し、又委員を招集して委員會を主催する。

委員會は各委員が集つて、互に其の經驗を語り合つたり、所見を述べたりして、事件の分析研究をすると同時に、相互聯絡の途を講じて、所謂る衆知を集め衆力を協せて、社會的欠陷を除去しようとするので、委員制度の重要なる機關である。此の委員會に通常打合會と總會との二つがある。通常打合會は毎月一回乃至數回、總會は年一回開催せられるのを通例とする。

通常の打合會は差支ない限り、各方面に於ける公私各種社會事業團體、其の他常に方面事業と直接

間接の關係を有する人達の出席を求めて、種々連絡上の協議をする。或は又、各方面に於て隨時各種の社會施設を視察して、之が利用に必要な知識の涵養と、相互の理解とに努めるのである。

(4)方面委員の資格

既に述べた樣に委員が府縣の設置に係る場合は知事に於て、また市町村に於ての場合は市町村長が之を選任するのである。本制度は人間中心の施設であつて、若し委員其の人を得なかつたならば、到底實績を擧げることが出來ないことは前述の通りである。故に其の選擇に付ては特に愼重を要する。然らば如何なる資格條件を有する人が適當なりやと云ふに、人格的條件としては(イ)人格正しき人、(ロ)常識の豐な人、(ハ)篤志者なること、(ニ)社會事業に興味と理解を有する人等である。生活條件としては(イ)生活に困らぬ人、(ロ)成るべく當該受持區域内に永住する人、等が最も理想的である。

現在各府縣の採用する委員には、篤志家、市町村吏員、警察官吏、學校職員、宗教家、社會事業家等が多數を占めてゐる。但委員は男女の別を問はないのみならず、仕事によつては男子よりも、女子の方が遙かに適任の場合がある。故に、將來は女子を採用することも必要であらふと思ふ。

(5)、後援會の必要

制度組織が完備し從事者に適任者を得ても、若し社會一般が之に對して無關心であるならば、斯業の

撃達は容易に窺み得るものではない。於是社會全般の人に斯業に對する理解と同情、後援と助成を希願せざるを得ない。換言するならば社會連帶相互依存の原則に依つて、共存共榮を圖る事は社會的共同生活を營む私共の第一の責務であり、方面委員制度は實に此の社會連帶相互扶助の精神を組織化したものに外ならぬものである。本來要救護者の處遇に就ては、隣保全體が其の任に當るべきであるが、それでは不便で不經濟であるから、私共の代表者として特別の人、即ち委員を選んで其の人に此の共同の任務を任かす譯で、委員は實務によつて、其の他の隣人は委員の仕事を間接に援助することによつて、隣保相扶の目的を達し樣とする所に本制度の主旨があるのである。即ち本事業は委員や係員の仕事でなく、實は社會一般の共同事業で、各自は皆其の責任を分擔しなければならない。扨て其の責任を果す方法は如何と云ふに次の二方法がある。それは勞力上の援助と經濟上の援助である。社會調査や就學督勵、職業周旋、其の他方面委員の關係する事務を手傳つて、其の進捗を圖つたり、或は一定の職業に從事する者が相諮つて、職業上の便宜を要保護者に與へたりするのは前者に屬し、助成會又は後援會等を設け其の方面の有志が應分の醵金をしたり、一般から寄附を募集したりして、委員の活動に要する經費に充てる等が後者に屬するのである。何れにしても斯樣に各方面の住民全體が協力一致して斯業の爲に盡すことは極めて大切なことで、若しこれが普く行はれる樣になつたならば、方面事業は其の目的の遂行上非常に好果を擧げ得らるることは明瞭である。

四、本縣方面委員制度設置の經過

本縣の市街地及之が接續地には、相當多數の細民が居住してゐるので、方面委員制度實施の必要を切實に感し、大正十二年度の豫算に金二千圓を計上し、之れが實施の準備に急ひだ結果、大正十二年六月には縣告示第二五八號を以て、三重縣方面委員設置規程の發布を見るに至り、同時に各郡市長に通牒を發して、本制度設置の必要箇所を選定せしめ、更に九月には夫々候補地に適任者の詮衡並内申方を通牒する所があつた。斯くて、夫々候補者の内申があつたので、之れが詮衡を終へ其の年の十二月及翌年二月の兩回に亘り津市、四日市市、宇治山田市、桑名町、大山田村、益生村、新町、松阪町、上野町、城南村の十方面に合計七十八名の委員を知事から囑託することとなつた。これが本縣に於ける方面委員制度の濫觴で、縣社會事業史上に一新期劃を見るに至つた譯けである。其後時勢の要求は更に富田、富洲原、鳥羽、名張、長島の五方面にも其の增設を促し、茲に十五方面百三名の委員を設置することとなつた。茲に本縣の市街地に於ける方面網は略々完整した次第であるが、尙時運に鑑み將來農漁村に迄此の制度を擴張するの必要があると思ふ。尙本制度の機能をヨリ以上發揮するため、更に方面書記を設置する必要に迫まられたので、本年四月縣告示第三六一號を以て、規程の一部を改正し同時に夫々囑託する處があつた。將來一層其の活動の見るべきものあるを信じて疑はぬ次第である。以下最近四ヶ年に亘る取扱の狀況を揭げることにする。

（自大正十三年至昭和二年）

取扱事項	津市方面 大正十三年	大正十四年	大正十五年昭和元年	昭和二年	合計	四日市市方面 大正十三年	大正十四年	大正十五年昭和元年	昭和二年	合計
相談指導	三	二	一七	二三	四〇	九二	二六	一二四	八三	二二三
保健救療	六二	九七	六九	九四	二七二	二八	三〇	一三〇	一〇	二七二
戸籍整理	二	九	二	二	一五	一三	七	一七	五	四二
金品給與	八	一〇	二〇	四	四二	六四	九五	八七	二一	二四七
周旋紹介	一八	一四	一七	九	五八	二二	三	三	二	三〇
兒童保護	〇	六	五六	九	七〇	三	二〇	三	二	二八
積極事業	三	三七九	一四	一	三九七	一四八	九五	一六八	四二	四六三
其ノ他	三	二	一	二	八	二四	七	三六	一〇	七七

取扱事項	宇治山田市方面 大正十三年	大正十四年	大正十五年昭和元年	昭和二年	合計	桑名町方面 大正十三年	大正十四年	大正十五年昭和元年	昭和二年	合計
相談指導	〇	四	一六	一二	三二	七六	一〇六	一六八	一〇〇	四五〇
保健救療	〇	一三	七	四	二四	七	一九	三六	三三	九五
戸籍整理	〇	〇	一	〇	一	八	一九	三〇	一七	七四
金品給與	〇	〇	二	一	三	三一	八	三二	一〇	八一
周旋紹介	〇	〇	三七	一四	五一	六三	八	三一	一七	一二四
兒童保護	〇	〇	二	一	三	二	五	一〇	五	二二
積極事業	〇	〇	八〇	二	八二	三	九	三〇	一七	五九
其ノ他	〇	〇	三五	一	三六	七	八	二二	五	四二

取扱事項	大山田村方面 大正十三年	大正十四年	大正十五年昭和元年	昭和二年	合計	益生村方面 大正十三年	大正十四年	大正十五年昭和元年	昭和二年	合計
相談指導	〇	〇	〇	二	二	〇	〇	一四	二	一六
保健救療	〇	〇	〇	七	七	〇	〇	五	九	一四
戸籍整理	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	七	九
金品給與	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	七	一九	二六
周旋紹介	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	一
兒童保護	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
積極事業	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
其ノ他	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇

取扱事項	富田町方面 大正十三年	大正十四年	大正十五年昭和元年	昭和二年	合計	富洲原町方面 大正十三年	大正十四年	大正十五年昭和元年	昭和二年	合計
相談指導	設置ナシ			一六	一六	設置ナシ			五	五
保健救療				三三	三三				九	九
戸籍整理				〇	〇				五	五
金品給與				〇	〇				二	二
周旋紹介				〇	〇				三	三
兒童保護				〇	〇				一	一
積極事業				三	三				一	一
其ノ他				〇	〇				〇	〇

取扱事項	新町方面 大正十三年	新町方面 大正十四年	新町方面 大正十五年 昭和元年	新町方面 昭和二年	新町方面 合計	松阪町方面 大正十三年	松阪町方面 大正十四年	松阪町方面 大正十五年 昭和元年	松阪町方面 昭和二年	松阪町方面 合計	上野町方面 大正十三年	上野町方面 大正十四年	上野町方面 大正十五年 昭和元年	上野町方面 昭和二年	上野町方面 合計
相談指導	一四	一三	五	九	四一	一七	一一	二九	二九	八六	四五	二三	二三	三三	一二三
保健救療	五	二二	二一	一七	六五	七	〇	一〇	六	二三	一九	一七	二〇	一五	七一
戸籍整理	二	〇	〇	〇	二	七	〇	三	七	一七	一	三	〇	一	五
金品給與	三	〇	一	九	一三	〇	二七二	一二	二四	三〇八	五	一〇	一五	二四	五四
周旋紹介	二	一二	一一	三	二八	〇	二	六	七	一五	三	四	七	五	一九
兒童保護	二	〇	〇	二	四	〇	二四七	三三五	一三九	七二一	〇	二	四	二	八
積極事業	〇	〇	四	〇	四	一	〇	一	四	六	〇	〇	〇	〇	〇
其ノ他	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	二	三	六	〇	〇	二	一	三

	城南村方面					鳥羽町方面				
相談指導	四	〇	二	一	七	設置ナシ	設置ナシ	設置ナシ	〇	〇
保健救療	一八	四八	六八	一〇九	二四三				一	一
戸籍整理	四	四	二	一	一一				〇	〇
金品給與	六	四	一八	四三	七一				一	一
周旋紹介	三	八	三	一〇	二四				〇	〇
兒童保護	〇	〇	〇	〇	〇				〇	〇
積極事業	〇	一	〇	〇	一				〇	〇
其ノ他	〇	〇	〇	〇	〇				〇	〇

◎方面委員設置地域並委員數

設置地域	方面委員數
津市	一一名
四日市市	六名
宇治山田市	二〇名
桑名町	一一名
大山田村	三名
益生村	二名
富田町	三名
富洲原町	三名
新町	二名
松阪町	一七名
上野町	一二名
城南村	五名
鳥羽町	二名

第二項　隣保事業

一、沿革

隣保事業を又同化事業或は殖民事業とも呼ぶ、其の由來を探ぬるに、一八五〇年に英國倫敦の大學教授が大學内にソシアール、セフツルメントの事業を始めた。之れが倫敦に於ける本事業の初めである。それから一八七三年にテニソン、バルネット夫妻がホワイト、チャベルで此の運動を起し、一八七五年には有名なるトインビイと云ふ人が現れ、ホワイト、チャベルに居を構へ勞働者の改善事業を初めたが、不幸にしてトインビイ氏は一八八三年に亡くなつたので、バルネット夫妻が其の遺業を繼き一八八四年に出來上つた隣保館を、トインビイ、ホールと名付けた。之れ實に斯業の鼻祖にして世界最古のものである。米國にも亦一八八六年に紐育市に於て、ゴイトと云ふ人が此の事業に着手し、同年市俄古市に於てもハール、ハウス氏が始めた。かくて英國より米國へ、それから他の國々に擴まり、我國にも亦最近傳播せらるるに至つた。

我が國の隣保事業は、日本救世軍が大學植民館を始めたのが嚆矢となつてゐるが、既設のものは、主に官公衙諸團體、大學、宗教家等によつて經營せられてゐる。之れを府縣別にして見ると、東京一九、大阪七、神奈川八、山形一、秋田一、岡山一、廣島二、和歌山一、朝鮮二、計四三の施設がある。

社會の癈頽や害惡は社會の聯帶的のもので、之れを償ふのが吾々の責任である。隣保事業は實に吾々個人の靈魂の情火が、社會の下層に注がれ其の溫情が慈雨と霑す所に始まる。此の事業が一般の他の救濟事業より區別せらるる要件は、其の本質上全々個人を基點とすることにある。故に官公衙諸團等が之れを經營し、又は其の背景に立つと云ふが如きは、過度期に於ける一つの例とする所である。それは組織に非ず、團結に非ず、金錢に非ずして、全く個人の情熱と同情、獻身的奉仕的のものである。即ち其の必要條件としては、(一)斯業者が全き一個の友人として其の隣保に對して人格的接觸をなし、(二)絶えず其の隣人の福利の爲に物質的並精神的欠乏を補給し、(三)其のコンミユニテーに定住又は假住すると云ふ事項を具備することを要する。畢竟隣保事業は隣人の愛により て上下貴賤の境界を撤癈し、上と下と尊と卑とが相混合融和することを意味する。

本縣には今尙斯種事業の經營を見ない、將來眞に本事業に目醒めたる人士を得て、茲に本事業の實現を期したいものである。

第三項　農漁村社會事業

現今社會問題と言へば、多くは、都市に於けるが論題となるが、飜つて農村の現況を通觀すると、ソコには都市に劣らぬ、否な寧ろ、ヨリ深刻にして重要な、幾多の社會問題が展開されて居る。

古來村落には都會の樣な、華やかな生活があり得ない。彼の所謂成金者流と言ふ風の、奢侈を貧る者もない代りに、其の日追はれの貧民もないと、言はれて來たが、此の種の觀察は畢竟皮相的、表面的で、尙し農村の內容に立入つて、調べて見ると、ソコには想像以外の悲慘な生活がある。

たゞ、都會に較べて社會問題の尠ないのは、今尙村落には隣保相助の美風が、都市よりも、濃厚に存續して居るからである。

即ち都會生活のソレの如く、近所雨隣は何年でも識らず、語らずてふことでなく、一團の人々が互に交誼を盡し、睦み合ひ、親しみ合ひ、助け合ふ、所謂、親和と同情と理解に滿つた生活をして來たからである。

然るに、人口の增加と、商工業の發達と、交通機關の整備は村落をして、何時迄も昔日の如き、和平醇朴な生活を許さなくなつた。

殊に近時、產業組織の變革と、經濟組織の變調は、村落をして愈々疲弊、困憊に導き、加ふるに、農村文化の低殺は、若き血に湧く農村靑年男女をして、無味乾燥な、農村の現況に嫌厭たらしむるに至つた。

事實現在の農村は、文化の恩典に浴する事は極めて尠ない。彼の農村振興！勤儉奬勵！と言つた樣な、固い宣傳映畫は、都會人ならば、見向きもしないのに、農村では渴望し、一里二里を遠しとせ

す、辨當持ちで押しかけ、夜を徹しても尚嫌きたらぬ態度は、係員をして屢々威嚇せしむる處である。

かくて、農民は、刻々土を離れて都市へ雪崩れ込み、田園は次第に荒れて行く。農村の人口は我が國人口の約六割三分を占めて居る事實に鑑み、大に考慮を要する問題である。

之れを要するに、農村は今や、經濟的には貧民を增し、健康衛生上の不完全が幾多の不幸を生じ、精神文化の貧弱は人生の無聊を感せしむるなど、種々の社會施設を要望して止まない。

飜つて、本縣に於ける、農村社會施設の實際を見るに、只單に七十有餘の農繁期託兒所と、少數の妊婦保養所乃至村費の補助に依る、醫師及び產婆を算するの外未だ玆に掲記する材料を有たないのを、甚だ遺憾とする。近き將來尠くとも左記程度の施設を試み、以て農村現時の欠陷を救濟し、進んで時代の要求に應ずる必要の切なるものがあると思ふ。

一、警察的保護
　1、實費診療所の設置
　2、巡廻衛生婦の設置
　3、保健衛生デー(又は週間)の施設
二、經濟的保護
　1、公益質屋の設置
　2、生業資金の貸付
　3、自作農創定資金貸付の擴張
　4、農業共濟組合の設置
三、農村住宅の改善指導
　1、農家住宅の設計指導
　2、產所改善組合の設立
　3、便所下水の改善竝宅地利用の指導
四、兒童保護施設の普及奬勵
　1、農繁期託兒所の普及
　2、兒童保護協會の設立
四、農村文化施設の普及
　1、活動寫眞映畫協會の設立
　2、農村俱樂部の設立
　3、文庫又は圖書館の普及
　4、育英事業の擴張
五、其　他
　方面制度の普及

附錄

其ノ一

社會課職員竝分掌事務一覽表

名稱	位置	創立年月	課長竝課員	分掌事務
三重縣學務部社會課	津市下部田	大正九年六月	課長（兼任） 地方事務官　一 社會事業主事　一 屬　六 社會事業主事補　二 縣書記　一 囑託　一 雇　二 團體事務員　二	一、厄恤救護ニ關スル事項 一、軍事救護ニ關スル事項 一、罹災救助ニ關スル事項 一、行旅病死亡人及精神病者ノ監護費ニ關スル事項 一、感化敎育ニ關スル事項 一、職業紹介ニ關スル事項 一、住宅改良及住宅組合ニ關スル事項 一、社會事業ニ關スル公益法人ノ指導監督ニ關スル事項 一、公私設社會事業ノ補助奬勵並指導監督ニ關スル事項 一、社會事業ニ關スル低利資金及罹災救助資金運用ニ關スル事項 一、勤儉奬勵ニ關スル事項 一、矯風事業ニ關スル事項 一、釋放人保護ニ關スル事項 一、地方改善ニ關スル事項 一、生活改善ニ關スル事項 一、方面委員ニ關スル事項 一、社會敎化及宣傳ニ關スル事項 一、其他社會事業ニ關スル施設ニシテ他課ノ主管ニ屬セサル事項

名稱	組織又ハ經營主體	開始又ハ設立年月日	所在地	事業ノ種別
三重縣社會事業協會	會員	大正六、一一、二五	三重縣社會課	●縣下社會事業ノ聯絡統一機關並融和事業
三重縣佛教會	同	同 一〇、三、一四	同 上	●敎化
明照淨濟會	同	上 同 二、四、二五	宇治山田市吹上町九〇番地	●宿泊敎護
富田住宅組合	組合員數 一五、〇〇〇 九人 資金貸付額 一〇、〇〇〇 三一	同 一一、三、一三	三重郡富田町	●住宅供給
赤堀市場住宅組合	同	同 一一、三、三一	三重郡常磐村赤堀	同
平谷住宅組合	同	同 五、〇〇〇 七	同 多氣郡佐奈村平谷	同
長島住宅組合	同	同 一〇、〇〇〇 一〇	同 北牟婁郡長島町	同
尾鷲住宅組合	同	同 一〇、〇〇〇 七	同 北牟婁郡尾鷲町	同
津住宅組合	同	同 二〇、〇〇〇 一〇	同 津市丸之內	同
四日市住宅組合	同	同 五五、〇〇〇 二五	同 四日市市濱一色	同
富田町第二住宅組合	同	同 一五、〇〇〇 一二	同 三重郡富田町	同
羽津住宅組合	同	同 二一、〇〇〇 一四	同 羽津村	同
西岸江住宅組合	同	同 一〇、〇〇〇 一六	同 飯南郡松阪町西岸江	同
引本住宅組合	同	同 三〇、〇〇〇 一九	同 北牟婁郡引本町	同
末永住宅組合	同	同 二〇、〇〇〇 一〇	同 四日市市濱一色	同
松江村住宅組合	同	同 一二、〇〇〇 一二	同 飯南郡松江村西ノ庄	同
伊勢新聞社住宅組合	同	同 一一、五〇〇 七	同 津市丸ノ內	同
下部田住宅組合	同	同 二五、五〇〇 一二	同 津市下部田	同
津均一住宅組合	同	同 一八、〇〇〇 九	同 津市上濱町	同
四日市第二住宅組合	同	同 三六、〇〇〇 二一	同 四日市市濱一色	同
上野町住宅組合	同	同 三五、〇〇〇 二八	同 阿山郡上野町	同
小田村住宅組合	同	同 一〇、〇〇〇 八	同 阿山郡小田村	同
洞津住宅組合	同	同 二六、〇〇〇 一三	同 津市下部田	同
桑名住宅組合	同	同 一二、〇〇〇 一二	昭和二、四、二八 桑名郡桑名町	同

名稱	組織又ハ經營主躰	開始又ハ設立年月日	所在地	事業ノ種別
西日野住宅組合	組合	一、〇〇〇	三重郡四郷村	住宅供給
龜山住宅組合	同	一〇、〇〇〇	鈴鹿郡龜山町	同
橋南住宅組合	同	一二、〇〇〇	津市大字津興	同
尾鷲文化住宅組合	同	一〇、〇〇〇	北牟婁郡尾鷲町	同
富洲原町住宅組合	同	一二、〇〇〇	三重郡富洲原町	同
共榮住宅組合	同	二四、〇〇〇	津市上辨財町	同
有德住宅組合	同	二四、〇〇〇	安濃郡新町	同
津相互住宅組合	同	一二、〇〇〇	津市上辨財町	同
和具村住宅組合	同	一五、〇〇〇	志摩郡和具村	同
盛松浦住宅組合	同	一三、〇〇〇	南牟婁郡北輪内村	同
桑名郡深谷村第四區住宅改良組合	同	四、五〇〇	桑名郡深谷村	●地方改善事業トシテ施設
安濃郡雲林院村大正住宅改良組合	同	四、〇〇〇	安濃郡雲林院村	同

名稱	組織又ハ經營主躰	開始又ハ設立年月日	所在地	事業ノ種別
阿山郡城南村	組合	三、〇〇〇	阿山郡城南村	地方改善事業(共同浴場)資金轉貸ノタメノ
北牟婁郡錦産業組合	同	一八、〇〇〇	北牟婁郡錦村	産業組合利用部ノ事業
河藝郡河曲産業組合	同	二〇、〇〇〇	河藝郡河曲村	同
宇治山田市營住宅	個人經營	九二、〇〇〇	宇治山田市	●公營住宅
四日市市營住宅	大阪市 帶谷傳三郎	一二〇、〇〇〇	四日市市	同
富田町營住宅	同	三一、〇〇〇	三重郡富田町	同
白子町營住宅	同	二五、〇〇〇	河藝郡白子町	同
松江村營住宅	同	二〇、〇〇〇	飯南郡松江村	同
松阪町營住宅	同	八〇、〇〇〇	飯南郡松阪町	同
長島町營住宅	同	五、〇〇〇	北牟婁郡長島町	同
縣營住宅	同	五〇、〇〇〇	三重縣	同
如雪園	大正九、八	大正一三、四、一三	宇治山田市中之切町	●敬神思想ノ涵養ト無料休憩所

名稱	組織又ハ經營主躰	開始又ハ設立年月日	所在地	事業ノ種別
四日市市公設市場	四日市市	大正一〇、四	四日市市	●公設市場
城南村公設市場	城南村	同　一四、三	阿山郡城南村	同
明正湯	桑名郡深谷村下深谷區	同　二、一	桑名郡深谷村	●公設浴場
東岸江共同浴場	飯南郡松阪町東岸江	同　一〇、九	飯南郡松阪町東岸江	同
西岸江共同浴場	同　西岸江	同　一一、九	同　西岸江	同
日野町二丁目共同浴場	同	同　一二、一〇	同　日野町二丁目	同
白鳳湯	阿山郡城南村上野區	同　一五、八	阿山郡城南村上野	同
愛共湯	津市愛宕町	明治二六	津市愛宕町	同
富洲原町公益質屋	富洲原町	昭和四年度	三重郡富洲原町	●公益質屋
津市職業紹介所	津市	大正一一、一〇、二	津市役所	●職業紹介

名稱	組織又ハ經營主躰	開始又ハ設立年月日	所在地	事業ノ種別
四日市市職業紹介所	四日市市	同　一一、三、三一	四日市市役所	同
宇治山田市職業紹介所	宇治山田市	同	宇治山田市役所	同
桑名町職業紹介所	桑名町	同　一三、一、一	桑名町役場	同
松阪町職業紹介所	松阪町	同　一三、六、二	松阪町役場	同
上野町職業紹介所	上野町	同　一三、四、一	上野町役場	同
明照淨濟會職業紹介所	明照淨濟會	同	宇治山田市吹上町九〇番地	同
四日市市船員職業紹介所	大日本海員掖濟會三重支部	同　一二、二、一	四日市市稻葉町	同
津市職業紹介所聯絡小學校	津市養正、濟美、育生、修成、恭和、知敬、立誠各小學校			●聯絡小學校
四日市市職業紹介所聯絡小學校	四日市市第一、二、三、四、五、六、七各小學校、三重郡富洲原、富田、日永、鹽濱、四郷、常磐、三重、海蔵、羽津各小學校			同
宇治山田市職業紹介所聯絡小學校	宇治山田市第一、二、三、四、五、六、七各小學校			同
桑名町職業紹介所聯絡小學校	桑名町第一、二、三、四各小學校及益生村小學校			同
上野町職業紹介所聯絡小學校	上野町立男女兩小學校			同
松阪町職業紹介所聯絡小學校	松阪第一、二、三、四各小學校及港、松江、花岡、神戸村各小學校			同

名稱	組織又ハ經營主躰	開始又ハ設立年月日	所在地	事業ノ種別
三重縣保護會	財團法人	明治二七、九、一	津市上辨財町津興二、七〇〇番地	●司法保護事業
三重縣海外協會	會員組織	昭和二、四、一二	三重縣廳商工水產課	●移殖民奬勵保護
三重縣海外移住組合	同	同 二、七、二八	同	同
恩賜財團濟生會	恩賜財團濟生會ヨリ縣ニ依託	明治四五、五	三重縣衛生課	●施藥救療
無料巡廻診療班	日本赤十字社三重支部	大正一一、四、一	津市赤十字社三重支部津市塔世裏	同
財團法人三重縣結核豫防協會	財團法人	大正一一、四、一三	三重縣衛生課	●結核早期診斷
財團法人三重濟美學院	財團法人	大正一〇、六、一	河藝郡一身田町三二番地	●養老
財團法人九華育兒院	同	明治三七、五、二二	桑名郡桑名町二、四四七番地	●育兒並保育
三重養老院	高田本山專修寺	同 三、四、一	津市丸ノ内殿町二〇八七番地	同

名稱	組織又ハ經營主躰	開始又ハ設立年月日	所在地	事業ノ種別
津市保育園	津市	大正一三、三、三	津市相生町	保育
財團法人三重保育院	財團法人	同 三、九、一	津市津興字米之内二一二二番地	同
津市愛兒園	有志	同 一五、八、三〇	津市中新町	同
四日市佛教保育院	同	同 五、一〇、一	四日市市南町二、七〇一番地	同
白鳳愛兒園	會員	同 七、八、一	阿山郡上野町丸ノ内二三番地	同
宇治山田市佛教保育園	同	同 一一、一一、一	宇治山田市宮後町養草寺内	同
松阪愛護園	飯南郡佛教團松阪支部	同 一三、一一、五	飯南郡松阪町本町二、二四番地	同
桑名愛兒園	桑名町方面委員	同 一三、一一、五	桑名郡桑名町新町九華育兒院内	同
波切村立保育場	村立	同 四、一一、五	志摩郡波切小學校内	同
富田工場托兒所	東洋紡績	同 一四、七、一	三重郡富洲原町	同
宇治山田市妊產婦保護所	宇治山田市	同 一一、四、一	宇治山田市一志久保町一九四寺田病院内	●妊產婦保護
越賀村產婦保養所	越賀村	同 一二、三	志摩郡越賀村	同
村營產婆	豐田村	同	一志郡豐田村	●公營產婆

名稱	組織又ハ經營主躰	開始又ハ設立年月日	所在地	事業ノ種別
村營產婆	荻原村	大正一二、三	多氣郡荻原村	公營產婆
同上	村	同	志摩郡十四ヶ村 北牟婁郡八ケ村	同
夏季兒童保養所	日本赤十字社三重支部	每年八月	度會郡二見浦 河藝郡白子町	●兒童保養
夏季海濱學校	津市敎育會	同	津市乙部浦 同阿漕浦	同
宇治山田市乳兒健康相談所	宇治山田市	每年一回約十五日間開設	宇治山田市役所	幼兒健康相談
津市兒童遊園地	津市		柴町四天王寺境內 岩田町阿彌陀寺境內觀音境內	幼兒保護
農繁期托兒所	桑名郡＝七取村、員辨郡大長村＝三重郡＝竹永村、鈴鹿郡＝高津瀨村、安濃郡＝安東村、一志郡＝豐田村、小野江村、飯南郡＝松尾村多氣郡＝下御綠村、度會郡＝北濱村、阿山郡＝河合村二壬生野村四山田村一、西柘植村三、名賀郡＝神戸村三、志摩郡＝鏡ケ浦三			●農繁期託兒
三重縣立國兒學園	三重縣	明治四一、一〇	河藝郡栗真村	●感化敎育
財團法人三重感化院	財團法人	大正六、五、一	四日市市濱田	同

三重縣立盲啞學校	三重縣	大正一四、四、一	津市乙部	●盲啞敎育
神都訓盲院	會	同 八、七、一〇	宇治山田市岩淵町二〇九番地	盲人敎育
三重縣斯民會	會員	明治四二、七、一	三重縣社會課	●社會敎化
方面委員			津市＝一八名、四日市市＝六名、宇治山田市＝二〇名、桑名町＝一一名、松阪町＝一六名、上野町＝一二名	●方面事業
丹生川報德社	有志	明治三五、六、二八	員辨郡丹生川村	●社會課關係公益法人
報德共同社	同	四四、五、二〇	一志郡豐田村	同
報德積善社	同	大正一〇、九、一六	阿山郡島ヶ原村	同
豐田報德社	同	明治三三、六、一	一志郡豐田村	同
千司久連報德社	同	三五、七、一一	員辨郡十社村	同
大泉報德社	同	三六、一〇、九	同 大泉村	同
神津佐報德社	同	四三、一、二五	度會郡神原村	同

名稱	組織又ハ經營主躰	開始又ハ設立年月日	所在地	事業ノ種別
田中公益財團	有志	大正九、二、二〇	阿山郡上野町	社會課關係公益法人
夏艸報德社	同	明治四三、一、二六	度會郡神原村	同
栗木廣報德社	同	同 四三、六、八	同	同
山原報德社	同	明治四三、六、八	度會郡神原村	同
松阪德義社	同	同 三三、六、一三	飯南郡松阪町	同
深井澤報德社	同	同 四二、二、二六	鈴鹿郡深井澤村	同
十社報德社	同	同 三六、一〇、二	員辨郡十社村	同
東大淀報德社	同	大正二、一、一〇	度會郡北濱村	同
積善報德社	同	同 七、五、二四	員辨郡丹生川村	同

附錄

社會課關係法規

其ノ二

一、社會事業施設規程

大正十五年七月
縣令第一三七號

第一條　本令ニ於テ社會事業ト稱スルハ何等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハス私人ニ於テ孤子、棄兒、幼兒其ノ他ノ兒童保護、防貧、救貧施設、社會敎化及勞働者ノ福祉增進其ノ他各種救濟事業及之等ノ諸調査研究若ハ聯絡統一ヲ圖ルヲ以テ目的トスルモノヲ謂フ

第二條　社會事業ヲ經營セムトスルモノハ法令ニ規定アルモノヲ除ク外左ノ事項ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

一、目的
二、名稱
三、主タル事務所及事業施行ノ場所
四、規約、定欵、其ノ他ノ諸規則
五、事業計畫竝經營方法
六、管理及維持ノ方法
七、開始豫定ノ年月日
八、建築其ノ他ノ工事ニ要スルモノニ在リテハ用地及建物ノ圖面竝其ノ着手及竣工豫定期日

九、存立期間又ハ閉鎖ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ期間又ハ事由

十、數人共同シテ經營スルモノニ在リテハ代表者ノ氏名及其ノ共同員ノ資格ノ得喪ニ關スル事項

十一、經營者ノ履歷

十二、被救濟者ニ付定員ノ定メアルトキハ其ノ定員

第三條　前條第二號、第六號、第七號、第八號及第十二號ノ事項ヲ變更シ又ハ事業ヲ廢止セムトスルトキハ其ノ都度知事ニ屆出ツヘシ

第四條　第二條第一號、第三號乃至第五號、第九號及第十號ノ事項若ハ經營者ヲ變更セムトスルトキハ其ノ事項及理由ヲ具シ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第五條　保姆、敎師、事務員及之ニ準スヘキ者ヲ任用シタルトキハ經營者ヨリ履歷ノ概要ヲ具シ其ノ都度屆出ツヘシ

前項ノ職員辭職シタルトキハ其ノ事由及年月日ヲ報告スヘシ

第六條　死亡其ノ他ノ事由ニ因リ經營者缺ケタル場合ニ於テハ其ノ事故ノ發生後十日以內ニ其ノ相續人ヨリ事業ノ承繼者ヲ定メ其ノ履歷書ヲ添ヘ知事ノ認可ヲ受クヘシ

第七條　事業經營者ハ左ノ簿冊ヲ備付クヘシ

一、定款又ハ規約及諸規則

一、金錢出納簿

一、財產臺帳

一、備品臺帳及消耗品出納簿

一、團體關係者名簿

一、會議書類及會議錄

第八條　被救濟者アルトキハ其ノ名簿ヲ備ヘテ左ノ事項ヲ記載スヘシ

一、氏名

二、生年月日

三、男女ノ別

四、本籍地

五、戶主及戶主トノ續柄

六、收容ノ年月日及理由其ノ他本人ノ身上ニ關スル事項

七、未成年者ニ在リテハ敎育程度發育狀態及親權者若ハ後見人ニ關スル事項

八、退所、逃亡、死亡等ノ年月日及其ノ事由

九、前各號ノ外必要ト認ムル事項

前項ノ名簿ハ被救濟者一人毎ニ別紙トナスヘシ

第九條　被救濟者ヲシテ作業ヲ爲サシムル場合ニ於テハ一人毎ニ勞務ノ種類、勞務時間及收得金ヲ明細ニ登錄スヘシ

第十條　事業費豫算ハ年度開始前之ヲ定メ決定後十日以內ニ知事ニ報告スヘシ豫算ヲ追加更正シタルトキ亦同シ

決算ヲ報告スルトキハ併テ左ノ事項ヲ報告スヘシ

一、前年中ノ事業成績

二、前年中ノ處務ノ要件

三、前年度末現在財產目錄

四、名稱ノ如何ニ拘ハラス繼續シテ金員ヲ醵出スル者ノ年度末現在數

第十一條　知事ハ隨時官吏吏員ヲ派遣シテ事業及會計ヲ檢查セシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第十二條　事業經營者左記各號ノ一ニ該當スル場合ハ其ノ事業ノ改善若ハ停止ヲ命シ又ハ認可ヲ取消スコトアルヘシ

一、目的以外ノ行爲其ノ他不適當ナル經營ヲ爲シタルトキ

二、本令又ハ本令ニ基キテ發スル命令ニ違反シタルトキ

三、公益其ノ他社會事業ノ發達ヲ阻害スル行爲アリト認メタルトキ

第十三條　本令ニ依リ認可ヲ與ヘタル事業ハ其ノ目的、名稱、位置、經營者其ノ他必要ナル事項及前條ニ依ル處分ヲ爲シタルトキハ其ノ旨ヲ告示ス其ノ告示事項ニ變更アリタルトキ亦同シ

第十四條　農繁期託兒所其ノ他一時的ノ社會事業ヲ經營セムトスルモノハ其ノ都度第二條ノ事項ヲ屆出ツヘシ

第十五條　本令ニ依リ提出スル書類ハ所轄市役所又ハ町村役場ヲ經由スヘシ

第十六條　公共團體ニ於テ經營スル社會事業及自己ノ業務ニ從事セシムル者ノ爲ニ經營スル社會事業ニ付テハ本令ノ規定ニ準シ屆出ツヘシ

附　則

第十七條　本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

第十八條　大正七年九月三重縣令第四十號感化救濟事業取締規程ハ之ヲ廢止ス

第十九條　本令施行ノ際現ニ社會事業ヲ經營セルモノニシテ第十六條ノ規定ニ該當スルモノハ本令施行ノ日ヨリ三十日以內ニ第二條ニ揭ケタル事項ヲ具シ知事ニ屆出ツヘシ

二、社會事業補助規程

大正九年十二月
縣令第七〇號
改正大正十五年七月
縣令第一二四號

第一條　社會事業ノ改善ニ資スルノ目的ヲ以テ施行スル事業ニ對シ縣ハ每年度豫算ノ範圍ニ於テ補助金ヲ交付ス

第二條　補助ヲ受ケムトスルモノハ施設ヲ要スル事由ヲ詳記シタル願書ニ左ノ書類ヲ添付シ每年二月末日迄ニ知事ニ差出シ豫メ補助ノ承認ヲ受クヘシ

一、事業經營ノ狀況又ハ事業計劃

二、施設ノ事業カ工事ノ施行ニ屬スルモノナルトキハ設計又ハ仕樣書圖面及工事ノ着手竝其ノ竣工豫定期限

三、收支豫算書及前年度決算書但シ豫算ノ設ケナキモノハ收支見積計算書

第三條　補助ヲ受ケタル事業ハ其ノ施設ヲ變更シ又ハ之ヲ讓渡シ若ハ債務ノ擔保ニ供スルコトヲ得ス但シ豫メ知事ノ認可ヲ受ケタルモノハ此ノ限ニ在ラス

第四條　知事ハ隨時吏員ヲシテ補助ノ認可ヲ爲シタルモノニ就キ實地調査ヲ爲サシメ其ノ他必要ナル命令ヲ發スルコトアルヘシ

第五條　左ノ各號ノ一ニ該當スルモノニ對シテハ其ノ既ニ受ケタル補助金ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命スルコトアルヘシ

一、詐欺ノ行爲ヲ以テ補助金ヲ受ケタルモノ

二、第三條ノ規定ニ違反シタルモノ

三、第四條ノ臨檢ヲ拒ミ又ハ同條ニ依リ發シタル命令ニ從ハサルモノ

第六條　補助金ヲ受ケル事業ノ工事ニ着手シタルトキ及其ノ工事竣成シタルトキハ直ニ其ノ旨知事ニ屆出ツヘシ

第七條　本規程ニ依リ知事ニ差出ス願書又ハ屆書ハ所轄市役所又ハ町村役場ヲ經由スヘシ

市町村長ハ前項ニヨリ補助願書ヲ受理シタルトキハ事業ノ適否及效果ヲ調査シ意見ヲ附シテ之ヲ進達スヘシ

附　則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

三、公益法人取締規程

大正七年九月
縣令第一四一號
改正大正十五年七月
縣令第一三六號

第一條　本規程ニ於テ公益法人ト稱スルハ民法第三十四條及民法施行法第十九條ニ依ルモノヲ謂ノ

第二條　公益法人ハ其ノ設立登記ヲ了シタル日ヨリ十日以內ニ左ノ事項ヲ當廳ニ屆出ツヘシ第二號